

# 刑 政

第 十 號 月 十 卷 九 拾 參 第

丙種受刑者の集禁を離す	卷 頭 言 2
將來のブリズン	マツタ・コルミツク 4
日本の現實と前途	鹿子木員信 29
刑 獄 聞 集	香 川 生 64
今 日 の 新 聞	太 田 正 孝 43
善 心 惡 心	A 生 74
刑事政策と性格主義	泉 二 新 熊 15
諸 家 諸 說	K 生 29
武道奨勵に就而	有 馬 四 郎 助 70
陪 審 俗 談	花 井 卓 藏 53
大 觀 小 觀	K 生 74
秋の日の印象と感想	橋 田 東 登 53
家庭のベージ、保身デー、犯罪文藝、其他	
會報、叙任辭令、刑務令規、通信	

財團 法人 刑 務 協 會 行 政

# ◎懸賞文募集

切迫

刑務所長殿の了解をも求めて置きました、ドシ／＼皆さんの腹藏なき寄稿を歓迎致します。

## 懸賞課題

### 一、最も困らされた收容者の話

多くの收容者の中には境遇上色々と手の掛る者もありませう。皆さんの経験された中で最も苦心された收容者について其苦心談をお聞きしたいのです。

### 二、午前零時

午前零時は普通の人にとつては真夜中の睡眠時間です。その時に刑務所では夜勤の人がせつせと職務についてゐる。その時の情景、出来事、勤務者の心持、居房の有様、そうしたことをありのままに綴つていただきたいのです。

締切

十月二十日

(刑務協會編輯部宛送付のこと)

原稿

四百字詰五枚以内

當選

一等、二等、三等、當選者には薄謝を呈す。

發表

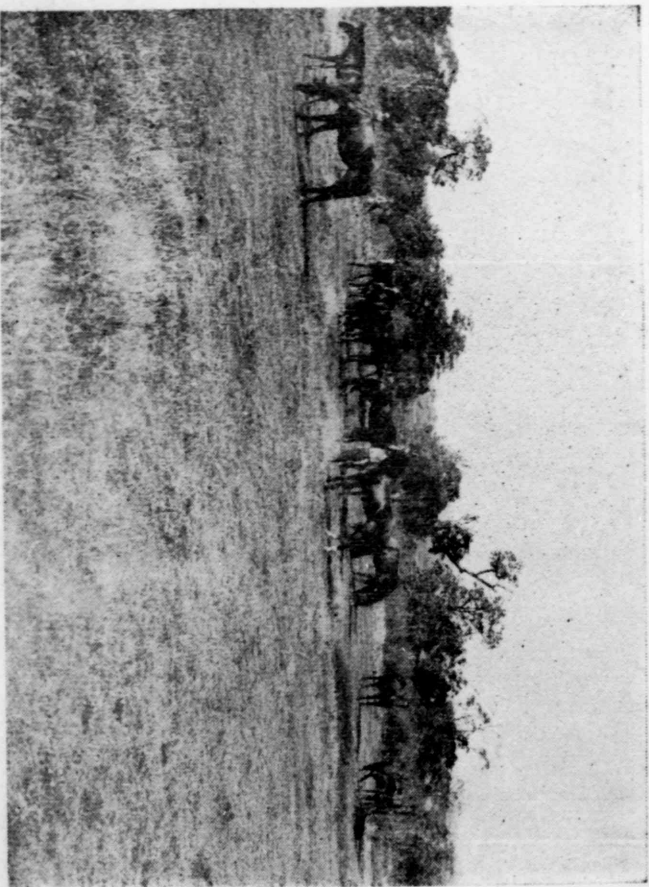
十二月一日發行本誌上に當選者を發表す。

●●●●●  
[讀者のページ]

を新設いたします、奮つて御投稿下さい。但し取捨は編輯部へお委せを願ひます。

細走刑務所二馬回牧場

この牧場は五万坪ほどあつて約三十頭の馬が放牧されてゐる。この馬は二馬回支所所屬の農耕地約百二十町歩細走本所々屬の耕地百三十町歩の耕作に使役されるので別に賣て賣らるまでには至つてゐない。細走には羊豚も多く飼育してゐる。

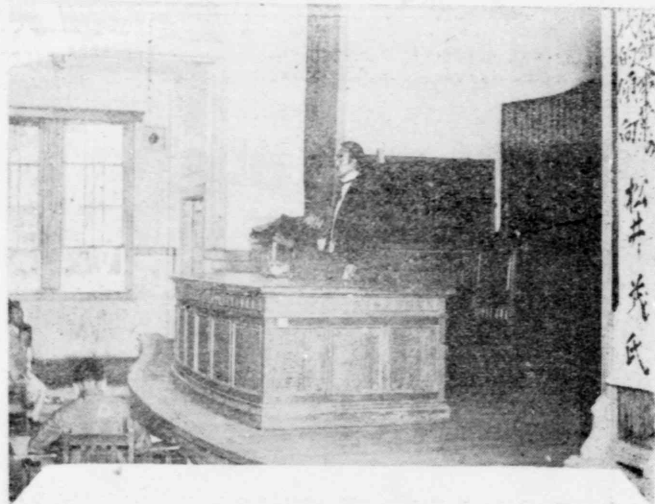


刑 政



丙番受刑者葉葉子羅々

第三十九卷 第十號



松井茂氏



全國演劇宣

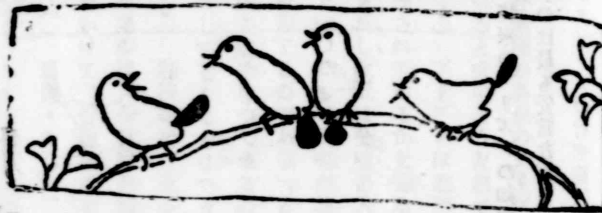
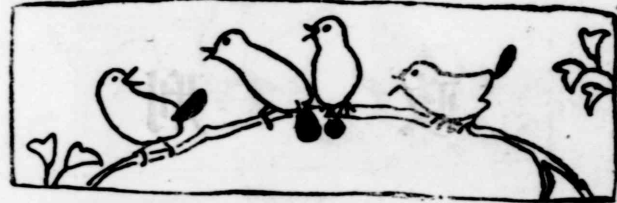
紀を日のこるあて日た出が令火の款恩、日たつあの喪大御の帝人治明は日三十月九  
 でのふ云とだところあの義意も最はとこすなを傳宣の業事護保に齊一國全てしと日念  
 ビ、に塗放、に演講でま日三十らか日一十はで京東。るゐてつ行で地各にん盛來以年昨  
 劇外野の座一劇生創て於に園公谷比日は夜の日三十に殊がたつやを布撒のチツマ、を  
 は圖下、演講の士博井松るけ於に館會治白野上は園上眞宮。た得を衆觀の千五リやを  
 (照參事記文本)。るあて切幕の「浪白月鳥千島」劇外野

### 丙種受刑者集禁を難ず

大正十年十二月以來我が司法當局は受刑者の中で性兇惡にして普通の方法を以て禦し難き者を丙種受刑者と烙印して之を特定の刑務所に集禁せられました。その方法が制度改良に對する一試練として行はれたならばわたくしは寧ろ一理ある試みだと賛成することが出来ます。けれども若しもそれが一試練として定められたとするならば實施以來四年有九ヶ月を闊みした今日既に幾多の貴重なる意見が實務家から發表されて居らねばならぬと思ひます。

その方法が單に刑務所秩序の維持の爲めなりとし、又今日の行刑上今日の方法を以て制禦する事が出来ぬと眞に考へられた結果でありとするならばわたくしは甚だ今日の行刑を慨嘆せざるを得ません。なぜならば今日の方法を以て制禦することが出来ぬとは換言すれば今日の方法に於ては受刑者中に改善不能の一團があることを刑務官自身に於て是認することになるからであります。

さなきだに犯人の中に改善不能といふことがありや否やは常に議論の焦點になつて居ります。而してある意味に於て刑務官が牢番に過ぎざるや否やは此の議論の結果に關係の多いことではなくてはなりません。かるが故に殆んど總ての刑務官はその實証に基いて改善不能の文字を否定する事に多大の努力を拂つて居ります。かゝる状態の中に我が刑務官諸君は何が故に諸々として不良因制度の繼續に堪え忍んで居らるゝのでありましようか、これをしも諸君の職責と對比して諸君がデイレムマにかゝつて居られるといはないで何んでありましようか。



試みに今日の不良兇惡因なるものゝ選定方法を見ますとその殆んど總てが懲罰の常習者であります。けれども刑務所の懲罰は受刑者の外的行動の矯正を目的とすることをその主眼として心的改善は之を探究する事なくして竟る場合が少くないのであります。かゝる場合に之を不良因と烙印することは職務上厄介拂ひをする以外何等の眞意を存するものでない様に見受けられます。

私は八月號の卷頭に於て懲罰と父の懲戒權との關係を論じて置きましたがその中にあげた様に刑務所長が家庭に於ける父と同じ地位に立つならば少くとも受刑者の最後の處置には極めて慎重に考慮しなければなりません。受罰者は家庭に於ける悪太郎であり不良少年であります。家庭の父に易々として悪太郎と不良少年とを感化院や矯正院に送致する事を敢てするものが果して何人あるであらう。九十九度の訓戒に向捨てないで百度の訓戒を加ふるのが父の眞の情けであらねばなりません。少くとも刑務所長が刑務所の父の職責を有する以上懲罰常習者は之を自己の手に於て處理するのが刑務所長の眞の職務ではありますまいか。

過去四年有九ヶ月に於て不良兇惡因は刑務所の父から遠慮なく製造されつゝあります。而して受刑者等は自暴自棄の度を一層加へて居ります。今日の日本の行刑には事實上確實に改善不能なる範疇が認めらるゝことになつて参りました。

あの世界を風靡したベンシルヴァニア制がお膝下のアメリカでオーバーン制に席捲せられたのは僅に創生以來二十數年の事であります。眞の改良の前には朝令暮改の變りは何の痛痒を感じない管であります。

刑務官諸君われ／＼は行刑の擁護者としてお互に此の一團の範疇を破壊する爲め充分考へて見ようではありませんか。(夢)



# 將來のプリズン

(The Prison of the Future)

ボードイン・カレッツ教授 マックコルミック

左の一篇は、アメリカの行刑施設に關する智識を廣く社會公衆に與へ、由て以て行刑制度の改良に貢獻せんとするの目的を以て設立されたる紐約市の National Society of Penal Improvement (會長は嘗てオーバーン及シング・シングのワデーデンとして名を噴々たりし Thomas Mott Osborne 氏) なる團體の發行したる、「アメリカ行刑便覽」(Handbook of American Prisons) に掲げられる序論の一節である。固よりアメリカの行刑施設に關する事實に基き立論せられたものではあるが、一般行刑事業に志すものゝために益する處少なくなくと信する。

困みに云ふ、「行刑便覽」の編纂者はボードイン・カレッツのマックコルミック教授 (Mr. McCormick) である。

將來のプリズンの如何なるものであるべきかを定義するに先ち、今日のアメリカのプリズンの状態の概要を示すのは最も妥當な事と思ふのである。從來世に唱へられ且つは行はれて來た重要な主義が如何なる程度まで今日のアメリカの行刑施設に浸潤してゐるか。如何なる範圍にまで新しい思想か古い思想に取つて代つたであらうか。以下これについて大要を述べようと思ふのである。

## (一) 改良せられたる諸點

合衆國の各州のプリズンの大部分には管理の精神にも處遇方法にも重要な變化が起つたのである。その大要を述べると次のような點である。

(イ) プリズンは近來に至つて昔日と異り漸次公開さるゝに至つたのである。國民が自己の行刑施設が如何に管理されてゐるかを知る權利を有つてゐるといふことは、今日では何人も認むる所である。行刑上の隱蔽政策ごまかし政策は公明正大な政策にその地位を譲りつゝあるのである。「尊敬すべき市民は何人たりとも、時を選ばずいつでも、我等が茲に爲しつゝある所のものを何なりと觀に來ても毫も差支へはないのである。我等は喜んで歓迎するのである」と、或る典獄が言つた通りである。かゝる政策の必然の結果として現行の管理方法に對する調査が始まつて來るのである。典獄はもはや説明と辯護の準備を有つてゐないやうな昔日の忌むべき慣例を寛容して置くことはできなくなつたのである。

(ロ) 遊技娛樂の或る時間が與へらるゝことは今日は已に常規となつたのである。受刑者の身體の健康に意を用ゐるのは、今日は典獄の義務の一部と認められ、かくして養はれた健康が受刑者の精神上並に道義上の状態に働きかけて、管理處遇を容易ならしむるといふことも等しく認めらるゝに至つたのである。

(ハ) 馬鹿々々しい、効果のない、徳性上ゆゝしき悪化を及ぼす彼の絨默制は大体に於て廢止せられたのである。

(ニ) 此等の事情の變化並びにその變化のために、受刑者の感情は自ら融和し、行狀も佳良となりたる結果、從來の如き苛酷なる處遇を行刑管理の缺くべからざる要素とする必要はなくなつたのである。とはいへ、粗暴殘

忍な行爲が全然なくなつたわけではないが、さういふ行爲があつたとしても、それは偶然か例外に属するもので、凡ての受刑者に適用され得るものとして公然認められてゐるのではないのである。之がために懲罰は漸次特権の削奪によつて行はるゝこととなり、以前のやうな笞打とか飢餓の如き残忍な仕置はなくなつたのである。

## (二) 失敗したる諸點

上掲の改良の諸點は重要なものとは見えるのであるが、畢竟するに大部分皮相的のものに過ぎないので、多くのプリズンを逐次に視察して歩く研究家は惱ましい心持で其處を去るのである。建設的な或る物が過去の已に信用を失つたシステムに取て代るべきで、たとへ、糧食や居房を改良し、ペースボールや活動寫眞や其他の遊技娯樂の特権を許すも、單にそれのみでは決して行刑の問題を解決するには足りない、といふ信念は、何處にもその閃めきをさへ見出すことはできないのである。

(イ) 看守の勝手氣儘の横暴なやり方は未だ十分に矯正されてはゐないのである。たとへまぢがつてゐても、看守の申立が Principal Keeper (註) 職制上 Warden (典獄—所長—) の下に在りて、所内一切の事務を統轄し多くの場合管理の實權を握れるものである。アメリカに於ては典獄は政派の關係によりて任免せらるゝこと多ければ、往々にして名義上所長の地位を占むるに過ぎざるものがある。プリンシパル・キーパーは直譯すれば「首たる管理者」といふことにして、日本には之に適當する職名はない—Deputy (所長代理)とも言ふ—によつて支持さるゝのでなければ、所内の紀律は到底維持することはできないもので、如何なる場合に於てもプリンシパル・キーパーの言ふ所はワーズデンの聽許する所とならなければならぬ、といふ理論は今も尙ほ一般に信ぜられてゐるのである。で、古いプリズン・システムにつきものであつた彼の「プロシヤ的」(Prussian)

な嚴酷な訓練から来る不斷の壓迫を未だ全く免かれてはゐないのである。看守の職も、彼等の支配の下に置かるゝ特殊な種類の人間を理解して巧み取扱つて行けるよゝな、物のわかつた有爲な人達を引きつけるよゝな好條件は有つてゐないのである。看守達はその職に長く留まれば留まればほど、益々冷笑的に傾き無關心な態度を取る傾きがあるのである。

(ロ) 刑務所々屬の病院に於ては目に立つ改良が施されたものもあるが、しかも尙ほ單に傷病者の治療に關するものに止まつて、カリホルニアの San Quentin 刑務所に於ける如く、受刑者の身体の缺陷を診査決定して之れが救治を謀らんとする策の講ぜられてゐるものは甚だ少いのである。(ニューヨークのデンネモラのクリントン・プリズンに於てドクトル・ランサム氏の下に設立された結核治療院の如きは例外と言ふべきである)。糧食も醫學上の問題としての關係から見て、多くの場合等閑視せられてゐると言つていゝのである。

(ハ) プリズンに於ける學課の教授は或る程度まで行はれてはゐるが、大抵極めて粗雑なもので、通例小學程度に止まつてゐる。通信教授で多少の補ひをつけてゐる所もあるが、眞に一貫した組織を有つてゐる課程は尙ほ未だ發達しては居らない。

(ニ) 作業訓練については何等の進歩した點が認められない。或るプリズンでは尙ほ古い請負制度 (Contract System) の作業が行はれて居り、他のプリズンでは官用主義が行はれ、更にまた、他のプリズンでは勝手次第にその製品を賣れる處なら何處でも賣つてゐるといふやり方である。然しながら釋放後にも續いて營まらるべき正路の職業に受刑者を訓練するよゝな賢いやり方の作業組織はどのプリズンにも尙ほ未だ發達してはゐないのである。(ホ) 二三のプリズンを除いては、受刑者自身の行爲に對し一部の責任を與へ又は受刑者全員の團體としての行爲につき責を分たしめ、由て以て公民訓練を施さんとするよゝな努力は、何處にも見出されないのである。或

る論者は、受動的な服従の訓練は受刑者をして規則違反を避くるの習慣を養はしめ、釋放後も善く法律を遵奉して變ることなかるべし、と尙ほ信じてゐるものがある。然しながら此の理論は已に百年以上も試みられて来て、全く失敗であることが分明になつたのである。人がプリズンを出た時は、其人に命令を與へるものはないのである。で、若しプリズンに在る間に服従を強ひられつづけてゐたならば、自由な生活を營むために彼の性格は強められたよりもむしろ弱められてゐたと言つてもいゝわけで、彼は自分の自發的な意志を用ゐることに訓練される代りに、他に依て事を爲すことをのみ教しえられてゐたと言はなければならぬ。

(ヘ) 教諭師 其他の人々によりて受刑者に宗教心を喚起せんとする努力は、甚だ不満足な結果に終つてゐるのである。或るものはこれを受刑者の敗徳無慚に歸してゐる。然しながら若し此の問題が何等の偏頗の見に煩さるゝことなくして検討されたならば、何故に宗教心に訴へんとする努力が失敗に終るか理由を知ることが、いと易いのである。受刑者に提供さるゝ宗教はプリズンなる國家の機關の一部を成してゐるものである。教諭師は刑務所職員之列に在るもので、その職たる宗教家として自己の行爲に責任を感じるものゝ甚だ難しとする所のものなのである。教諭師は餘りに屢々己の信仰と訓しへと一致せしめがたい出來事に目と耳とを閉づることを餘儀なくせらるゝのである。プリズンに於ける宗教の問題は新たに研究さるべきものである。

(ト) プリズンの多くに於て重大な問題となつてゐるものは、"Dope problem" と稱せらるゝもので、麻酔劑の取引である。或るプリズンに於ける受刑者の大部分が大都市から送られて來た場合には、已に大抵は麻酔劑服用の悪習に染みてゐるために、其處には必ず麻酔劑の需要が起つて來るのである。且つは看守の給料の不十分であるのと、一つには外部の己の友人に儲けさせようとする心も手傳つて、需要に對する供給を可能にする虞があるのである。

麻酔劑飲用の悪習の行はれてゐる程度範圍はプリズンによつて非常に異つてゐる。然し、その悪習の存する所には、その事の忌むべきのみならず、プリズンに於ける他の諸の弊害を大ならしめるのである。これは刑務所管理上の最も困難な問題の一つである。之を取締るには、職員の間からのきびしい監視は固よりであるが、麻酔劑服用者のあつたにしても甚だ少い小刑務所の場合を除いては、收容者の協力がなければ到底行はれがたいのである。

(チ) 尙ほ他の重大にして、且つプリズンに於ける至難の問題の一つは、彼の忌むべき同性愛の惡風 (Homosexual vice) である。これは到る處のプリズンに必ず存する惡風であつて、普通の風紀維持の方法では取締ることのできなないものである。プリズンのワヂンはいづれも此の惡風の行はれてゐるのを知つてゐるのである。普通取締方では此の惡風を止めることのできなないのを知つてゐるのである。而かも之に對應すべき何等有効なる方法手段あるを知らないものである。で、此の問題はわざと黙過されてゐるので、此の國に時々開催せらるゝプリズン・コンGRESS (刑務會議) にも未だ嘗て討議されたことはないのである。然し、それは至難の問題にして、等閑に看過すべき何等の理由はないのである。今や刑務所の當局はその醫務課並に精神病學者の助けを得て、十分に此の問題に考慮を費すべき時が來てゐるのである。此の惡風は恐らく根絶することは難いものであらうが、現在よりも著しく減少せしめることは不可能ではないのである。それは人に知れず暗裡に増大して行く惡風であるから、受刑者自身で責任を感じ——如何に卑しむべき行爲であるかを自ら切に感ずるに至らざれば、決して之を阻止することはできないのである。之を取締るには、麻酔劑の場合に於けると同じく、是非共受刑者の協力に待たなければならぬのである。然しながら責任を受刑者の上に投げかけてそれだけで當局が何も爲ないのでは、固より不可である。飽くまでも斷えず根強く、受刑者の責任感が克くプリズンを清淨ならしむるを得

るものなることを證據立てるの必要を、深く受刑者の心裡に刻みつけなければならぬのである。

### (三) 將來のプリズンを如何にすべき

賢明な成功の疑ひない行刑制度は、唯だ「不定期刑」(Indeterminate Sentence)の上に築かれたものである。罪を犯したものは、その者の復歸が社會の利益と毫も撞着しないものと認められ得る時の來るまで、社會から追放されてゐなければならぬ。その時機の遅延は半ばその犯罪の性質事情並びに機會的犯人に對する防止の効力の關係から定まるべきものであるが、特にプリズンに在る間注意深い監視と訓練とによつて養はれた犯人其人の性格の變化に依つて定めらるべきである。

我等は、社會の一員としての責任を果すを得ず、又は法律を遵奉する能はざるもの、又はたとへ共事の可能なるも之を爲すの意志なきものをプリズンより釋放してはならないのである。

不定期刑は、之と共に、肉體上、精神上、並びに道義上受刑者自ら改むべきあらゆる機會と刺戟とを備へたるプリズン・システムの運用せらるゝにあらざれば、決して企圖されてはならないものである。斯くの如きシステムは大體次のようなものであらうと思ふ。

(イ) プリズンは必ず相當な廣さを有つてゐる農場(Farm)の上に建設せらるべきであるか、はた又た、之と結びついてゐなければならぬものである。屋外の作業が多く受刑者に有益であるといふのみではない。人間の生活に於ける農業の位地と價値とは、人々各自その體驗によつて學び知るべきものであるからである。

(ロ) プリズンの建物は三種類の受刑者を收容し得るようによつて建築されなければならぬ。三種とは、第一には、不定期刑者で、新たに收容したるもの及び尙ほ未だ當該施設に於ける最大の自由を享有するに不適當なることの

證據立てられたるものより成るのである。かゝる受刑者は工場並びに合宿所(Dormitories)——居房(Cell)にあらずしての立つて在る壁内に留まらしむべきである。

次には、一級受刑者で、尙ほ國家の監視の下に在るといふ事實と一致する限り外部社會に於ける自由生活に近き自由を享有するものである。若し此の階級に屬するものにしてその自由なる條件に適應する能はざりしものは二級即ち不定期刑に逐ひ下げらるべきである。此の級の特權は制限せられたるものとす。

二級の制限の下にさへ身を處することの不可能なるを認められたるものは、一層嚴重なる制限と監視との下に在る三級に置かるべきである。三級の受刑者は精神病學者の診査に付すべきで、此等のものの中には、適當の施設に移さるべき異常者並びに絶望なる低能者を見出さるゝことと思ふ。

(ハ) 設備の完全したる最新式な病院がなければならぬ。固より傷病者の治療に止まらず、受刑者を最良の健康状態に置くためのあらゆる努力が盡されなければならない。

(ニ) 所内の學校は是非共凡ての受刑者に役立つものでなければならぬ。教養上からか、職業上からか、はた又た双方を兼ねて、いづれにせよ、或る種の研究に志す希望を受刑者に刺戟するものでなければならぬ。

(ホ) プリズンに於ける諸種の作業は經濟上の利益を專一にせず、受刑者が釋放後身を托するに足るべき職業を習得せしむるの目的を以て經營せられなければならない。

凡ての受刑者には其勞働の報酬として外部の勞働者の得るものと全く同賃金が支拂はるべく、と同時に、受刑者を強調して自らの生計を支へしむべきである。即ち、プリズンに於て受くる凡てのものゝ支拂をなし且つ家族の生計を助けしむべきである。

(ヘ) 宗教心を喚起するの手段としては、勸説は刑務所の外部より來るべく、各種の宗派を通じて人類愛の精



神に訴へらるゝものでなければならぬ。それには訓誥教諭は定まつた時日に限られてゐてはならない。語を換ゆれば、或る一の宗派に屬してゐる受刑者は、監外に在るその派の人々が常に一箇の人間としての自分を忘れず、深い興味を持つてゐてくれるといふことを感じてゐなければならぬのである。プリズンは常に同宗の好しみに對して開放せられてゐなければならぬ。

(ト) 終りに、以上の目的を達せんが爲めには、所内に於ける團體組織による性格鍛練の趣旨に基ける一箇の確固たる紀律が立つてゐなければならぬのである。

犯罪といふものは私慾 (Selfishness) の外に現れたものである。で、犯人といふものは、明かに社會の他の人入よりも一層深く隣人に對する奉仕 (Service) の價値を教しへ込まれる必要があるのである。他の權利を承認することを訓しへ、法律を守り公益に奉ずる誠實なシテイズンシップ (公民道) の基となる奉仕の心を養はしむべきであるといふ精神の上に築かれぬプリズンは、決して健全なシステムを有つてゐるプリズンとは云へないのである。

一九一四年にニューヨーク州の Auburn Prison の受刑者は深く自ら覺る所あつて、此の精神に由て彼等の W. White League (相互福利同盟) を組織したのである、と曰ふたならば、或は過褒に亘るかもしれないが、然し、設立當初からリーグが此精神の遂行を以て己が任としたことは明かなる事實であつたのである。古い昔のプリズン・システムの堪ふ可らざる束縛からの解放を意味する特權の利益を實地に受用するために、受刑者は「グラウンドで遊技 (ベースボール) を行ふ」 ("Play the game on the level") 義務があるのである。かくして、不知不識各受刑者はプリズンなる一箇の社會 (Prison community) の利益のために自己の利己的 (Selfish) な目的及び欲望を犠牲にすることを學ぶのである。徐々ではあるが、然し確實に、此の教訓は受刑者の社會に染みこんで行つたのである。

然しながら、リーグといふような團體組織による受刑者の協働の方法 (Co-operation) が、たとへ當局からの熱心な後援があつたとしても、必ずしも有効に運用されなかつたことのあるのは、深く記憶せられなければならぬことである。貧弱なあさましい生活狀況、組織の不完全極つた作業、看守其他の刑務職員の冷酷傲慢な態度、所長の不適任、政治家の反對、舊式刑事學者の不満等、凡て此等の事情は受刑者の團體の活動の効果を弱めたことは多大なのである。然しながら、上掲の趣旨の公明に眞摯に適用された場合には、奉仕の精神と、社會に對する個人の責任感を受刑者の間に發揮せしむるについて、期待以上の成功を収むることができたのである。若しプリズンにしてかゝる方法によつて管理經營されて行つたならば、必ずや大きな變化が、刑務所の職員の間を生じて來るに違ひないのである。所長はもはや單に牢番 (Jailer) でなく、一箇の教育者 (Educator) となるであらう。プリズンの長たるワデーデンは、カレッジ (大學) の學長が選ばれると同じく、慎重な用意を以て選ばるゝに至るであらう。またさうなければならぬ苦なのである。彼は受刑者の指導者であり、フキロソフアー (先覺者) であり、友人となるのである。そして、看守達はその教化のいろ／＼な方法手續の施さるゝに當つてワデーデンの助手となるのである。此くの如くんば、刑務官の職も、從來のようにやゝともすれば卑しめ輕んぜらるることなく、Prison work (行刑事業) は一箇の Social work (社會事業) となり、自己の才能を社會奉仕の爲めに捧げんとする熱心な眞摯な人々を引きつけることができようと思ふのである。實に、かゝる人々にとつては、プリズンを外にしては、かくも機會に富んだ、努力に對する満足な効驗の直ちに認められ得る活動の地は何處にもないのである。

事情此くの如くなれば、受刑者の職員に對する態度も根本から變つて來るに違ひない。受刑者は自分達のためよかれと願ふより他心なき人々に感謝こそすれ、今迄のように一々の命令に反抗したり、一々の規則に腹を立て

たりすることはなくなるであらう。昔日のような反抗敵對の代りに、職員と受刑者とは、ブリズンを個人の決して閉却せらるゝことのない秩序整然たる一箇の社會組織となし、さては、未だ嘗てはぐみ育てられたことのない、又は「生の圃ひ」(Bath of life)に疲れ傷いた人々の魂が、慰められ癒やされる一箇の病院となし、更らに、如何にせば永久の福利をもたらすべき生活を營むを得るかを學ばしむる一箇のユニバーシティ(大學)となす、といふ共同の目的のために等しく力を致すことにならうと思ふのである。

此の事が、如何に外部の社會を利すべきかは、いと踏易いことである。憎悪と憤恨とを懐くことなくしてブリズンを去る受刑者は、社會に報復せんなどの意志は毫も持たないであらう。かくして、刑務所に於ける訓練處遇はたゞに犯罪防止の効あるばかりでなく、受刑者の生活にとつて純な建設的な感化を及ぼすことができようと思ふのである。(了)

### 北京のかんこく

北京に於ける受刑者は今や寛大なる處遇を受けるに至つたのである。北京市長は最近に至りて、受刑者に一日二回食事の與へらるべきこと、看守共の私かに恣ま、に懲罰を加へ又は受刑者より金錢を要すべからざること、居房を清潔にす

ること、受刑者に手丁並びに讀み書きの教しへらるべきこと、及び釋放後の受刑者に職業を得せしむる爲め盡力すべきこと等の命令を發したのである。

司法總長も、市長の此等の命令を補充するものとして、受刑者を入浴せしめ、娯樂せしめ、被服を清潔ならしむべしとの指令を與へたのである。

凡て此等の改正は、現在治外法權撤廢に關する調査の各方面に行はれつゝある

結果で、之に關して北京市長は、支那の首府には模範刑務所のみなるべからざること、然らずんば訴訟手續及び刑事情事を調査しつゝある諸外國の法律家をして、歐洲の習慣に従ひ、歐洲諸國の國民を審理し處罰し得る從來の條約上の特權を棄つるも差支なしと各國政府に報告せしむるため、甚だ不利益なるべしとの意見を發表してゐる。

フヒラデルフヒヤ  
メフリックレッツチャー紙より

## 刑事政策と性格主義(下)

— 全國教務主任會同に於ける講演要旨 —

法學博士 泉 二 新 熊

行刑改良運動は今を去る約百五十年前ジョン・ハワード氏以來引續いて今日に及んで居る。其以前にも羅馬法王廳の監獄などには教育的施設の監獄があつたそうである。併ながら歴史的に隔絶して居る。引續いて今日の結果を來すに至つた所の運動の始まりはジョン・ハワード氏にあると云ふてよいであらう。當初の監獄改良運動なるものは其徒前から引續いて來て居た脅威的刑罰を執行する場所としての監獄地下の暗室で濕氣があり日光も通らず空氣の流通も宜くないと云ふやうな極めて不健全なる場所、食物から總ての生理的注意の點から見ても先づ今日で云へば動物園に飼はれて居る獅子や虎よりもつと酷い取扱ひをした所に其監獄と云ふもの、改良、先づ第一の改良運動はそれから着手したのである。それですから主として其時代の監獄改良問題は建物をもう少し衛生的にしる、人間の取扱をもう少し人道的にしるものと云ふことが最も焦眉の急として見る可き所の叫びに過ぎなかつたのであるが、今日では其建物の改良などと云ふ問題でなくして、人間をどう云ふやうにして改良して行くかと云ふ大きな問題になつて居るのである。併し其人間の改良といふことは先に申すやうに刑務所に於てどう斯うと

云ふのではない。社會に出てから相當な生活をする事の出来るやうな人間にしてやらう、斯う云ふ譯であるから自然先に申したやうな要求が出て来る事は言ふを俟たぬのである。此點に付いて既に其理想を實現せしめやうとした人は有名なる彼のトーマス・モット・オスボーンと云ふ紐育州の人である。尤も其前から或る範圍内に於て極く個別的に多少囚人に自由を認めるとか或はトラスティーと云ふものにしてやるとか或は名譽を與へてやると云ふやうなことは個々には其以前から行はれて居つたが、一の刑務所内の全部若くは一部の囚人に對して團体的に或る程度の自治を許してやると云ふ制度を始めてやつたのはオスボーン氏である。之は一九一三年の秋にオスボーン氏が一週間程請願囚人になつた。普通の囚人と生活を共にして彼等の意向を探つた結果は自治にして貰ひたいと云ふ所から、やつて見やうと云ふ事になつたらしいので、一九一四年の二月十二日の記念日に其ミューチュアル・ヴェルムフェニア・リーグ（相互輔成同盟）をオーバーン監獄に試みたのである。四十九人の者が選ばれて其又委員が數個の運動部であるとか實行部であるとか專業部であるとか、いろ／＼部類を分けて其分をするに云ふことになつたのである。其後一九一五年に此自治制は有名なるシンググングプリズンにも行はれることになつた。總て最上の監督權は刑務所の所長にあるのであるが、日常收容者の間に於ける所の秩序規律の維持等は其委員が之を實施の任に當ると云ふのである。さうして如何なる點に付いても不都合と認めれば所長は之を抑制し禁止すると云ふ職權は勿論持つて居るのである。さう云ふ委員。例へば今迄は工場で仕事をすると、武裝した所の役人が犯人に付いて監視して居たのであるが、それを殆んど監視の役人なしで工場の仕事をする、夫から一定の時間仕事をしたならば今度は或秩序の下に運動をする。其運動をするに付ても其秩序を紊すやうなものがあつたならば矢張り其委員の間に於て大体其處理をして行く、どうしても仕方がない場合には所長に報告をするに云ふやうな方法でやつたのである。細かいことは申さぬが大體さう云ふ所長の監督の下に行はれる所の自治を

やつたのである。其成績は非常に良かったのである。詰り收容者と云ふ者は精神的に殆んど抜殺のやうになつてしまつて人間としての活力と云ふものが精神的にも身体的にも磨滅するやうな從來は状態にあつたのだが、此制度に依つてそれが著しく活氣を帯びて来て此懲罰裁判と云ふものが減少に行はれないやうになり總ての作業の能率も非常に擧るやうになつたと云ふことで非常に宜しいと云ふて之を褒めたものであるが、其數年後に合衆國としての監獄、陸軍の監獄がカンサス州のリーベンオースと云ふ所にあつて、そこには二千八百ばかりの囚人があるが、それにも此自治をやつて見た所が最初の六ヶ月程は大變旨く行つたが、囚人と役人と一寸した感情の行違ひから大騒動を起して遂には軍隊の出動を求めなければならぬやうなことになるつて、首謀者は四人も銃殺をされたと云ふことで非常に騒ぎをやつた、それに懲りてしまつて此プリズン・セルフガバインメントに對する評判が非常に悪くなつた、其機會に乗じて反對黨が勢力を得るやうになり、大統領の改選と共に典獄に至る迄皆改選されてしまつた。之は行刑上から云ふと非常に不利な現象であると思ふのであるが、さう云ふ風にしてオスボーン氏も改選から今の問題を悪用されてさうして非常な攻撃を受けた。それから又一面には實際のやり方としても此自治は強制的に加入せしめるのではない、皆任意に之に加入する、自分達は自分達の義務を守り、國法及び監獄規則を遵守し上官の命令に従つて將來立派な市民として一日も早く出獄することの出来るやうに、あらゆる盡力をするに云ふことを神に誓う、神の保護を求めるとやうな意味の宣誓をして始めて其同盟に加入することを許されるのであるが、さう云ふことを欲する者は皆加入したのである。それが亞米利加の最初のやり方ですが、併し實際から云ふとさう云ふ自治に適しないものも随分あるに違ひない。殆んど無差別的に自治をやらしたと云ふことも少しまづかつたのであらう、それと又一面に於てはさう云ふことになると此監視の方の側で權力を用ひることは殆んど無くなつてしまつて、それや幹部の方から非常にオズボーン氏は反對を受けためである。そ



れなら我々は要らぬのではないか、我々は多くの坊のやうになつて仕様がなると云ふやうな小言が用ゐるやうになつたのである。それは能く役人が諒解したならば、さうして所長と共同してやつたならば成績は旨く擧ると思ふのであるが、仲々感情的にさうはいかぬ。そこで遂に失敗に終つたのである。失敗には終つたが私は丁度其亞米利加で自治は殆んど断を絶つたと云ふやうな風のこと新聞にも見へ又紐育のレポートにも其事が見へて居つた時に其自治制に關することを何か書いて雜誌に載せたことがあつた。又私の刑事學研究の中に少し書いて置いたが、其失敗後のこと迄書いてあつたか、それは記憶がない。何か書いたことがある。其時に私は斯う云ふことを考へて居たのである。成程それは亞米利加で囚人自治制が破れたと云ふことに付いては今の政治上の關係であるとか或は其方法が最初の試みであつて十分に練れて居なかつたとか其他いろ／＼な理由に依つて止むを得なかつたのであらうが、併ながら此の自治の思想は或る條件或る範圍内に於て改善主義に依る所の將來の刑務所にはどうしても這入り込まなければならぬものであらう。本當の改善と云ふことに付いては此思想を全く度外視してやる譯にはいかぬのであらうと云ふことを書いたことがあるやうに覺へて居る。それから又紐育のブリズン・コンミッショナーでは其報告に此制度はオスボーン氏のやうな人格者が所長になれば是は立派に行はれて行くけれども、さう云ふ立派な人を得ることが出来ない場合には直に失敗してしまふのである。制度其物としては價値はない、斯う云ふことを書いてあつた。それに對して私は矢張り其時斯う云ふ考を記して置いたやうに記憶して居る。如何なる制度と雖も人が之を運轉すると云ふ制度である以上は之を運轉する所の立派な人を得なければいかぬのである。人を離して運轉することの出来る制度と云ふものはない。眞に其制度の目的を達しやうとすれば立派な人を得なければどうしてもいかぬ。人を得られぬからいかぬと云ふことは間違ひであつて、人を得るやうにすることが必要である。随つて人の手腕に依つて違つて来るからして制度其物としての價値がないと判断するのである。

は間違つて居ると云ふことを私は考へたのである。所が此度英吉利へ行つて見ると、私が其時に考へて居たやうなことが矢張り實現されて居る。即ち或程度迄の或條件の下に於ける自治と云ふものが立派に行はれて居る。さうして其成績が非常に宜しいと云ふことになつて居るのである。英吉利と亞米利加は此行刑改良問題に付ては常に相提携して活動して居るやうな結果になつて居るのである。先づ第一にジョン・ハワードがガインの監獄の施設に憧憬し之を賞讃して社會の監獄を悉くあのやうな教育的設備作業的設備のものにしたいと云ふ希望を述べた。英國でも一旦其方針の實施に着手したのであるが、ハワード去つて後種々の事情に依つて其計畫は中止された。併ながら其思想は遂に大西洋を越へて亞米利加に渡つた。亞米利加で例のペンシルヴァニアに於けるリースタン・アンド・ウエスタン・ペンテンシヤリーの建設となり、其後續々いろ／＼な改良施設が此ジョン・ハワードが考へたやうな事柄が亞米利加で實施された。殊の有名なる一八八七年に開設されたエルマイラ・レホーメトリイ是は例のプロックウエー氏の創定に係るのである。其御手本はアイルランドのクロフトン氏の制度にあるのである。所が此エルマイラのレホーメトリイが三十二年も殆んど孤立の状態にあつたのであるが、之を一九〇八年以後に於ては英吉利が又眞似をしたと云ふかどうか知らぬが兎に角稍や同しやうな方針を實施することになつた。是が即ちポールスタル・インステチューションである。エルマイラには一千人から收容者がある。さう云ふ大仕掛の是は施設である。英吉利のポールスタルインステチューションと云ふものは稍や小規模である。前に私が行つた時には百七十人位を收容して居る所が一番大きなものであつた。今日は何もつと短へた。何でも三百人臺に殖へて居る。それでも兎に角エルマイラに比べれば非常に收容者の数が少いのである。教育上殊に此少年受刑者の教化の點から見るとエルマイラのやうな大仕掛よりはポスタール式の小さい施設の方が其目的を達するに適當だらうと思ふ。個別的に指導すると云ふことが出来るので、結局其目的を達するにも適當だらうと思ふのであ



る。さう云ふ風にして英吉利と亞米利加とは互に相前後して刑事政策の要求する施設に甘く進みつゝある、自治の制度に付ても同様である。

一九二二年は英吉利に於て殊に此教化施設の一大革新期と見ることが出来る、其頃から例へばノッテオンガムの監獄、之は二百八ばかりの收容者があるに過ぎない小監獄であるが、此所では丁度オスボーン氏の書いた本を見てさうして其ノッテオンガムに居るミツセズドソンと云ふ人が指導者となつて大勢の人々が練習して、もう少し刑務所を囚人の自由を訓練する場所になるやうに改善して貰ひたいと云ふ請願を致した。それを今の行刑委員會長、元は、サー・エヴェリン・ラツグルス・ブライスと云ふ人であつたが、(今ではウオーラーと云ふ人である、)此人が内務大臣の許可を受けて其ノッテオンガムに自治を許した。其成績は非常に宜しいと云ふことが、此のジョン・ハワードの事業を記念する協會が倫敦にあつて、ゼ、ハワード・リーグ、フォータ・ビーナル、レフォームと云つて居る。其協會から出して居る *Howard League Journal* と云ふ雜誌がある。それに書いてあつた、所がそばかりではない。我々が方々見廻つた所の各刑務所に於て大体其事が行はれて居るのである。特に其セルフ、ガバーメントと云ふやうな言葉は使つて居らぬが、其實が行はれて居る。

此のハワードの改良論が英吉利に唱へられて後に其當時の最新式の改良監獄、模範監獄として建設せられたのはベントンビルの監獄である。それが一八四〇年に計畫されて一八四二年の秋に落成したのである。是が例の放射線式の大きな建物である。英吉利で兎に角それが一番始めであると言はれて居る。其ベントンビルの監獄は我々昨年の會議の時に視察したのであるが、其時に一の摺物を我々に呉れた。それを見ると大体のことが書いて

ある。最初の目的は少年の徒刑囚とでも申すか、ビーナルサービス、今の日本の刑法で云へば重い微役と云ふものに當るのであらう。其刑に處せられた者をコンピクトと云ふて居る。其少年徒刑囚で初犯者であつてさうして其當時は植民地に流したのであるが、其前に十八ヶ月間、此者を訓練する爲めに拘禁する場所として此ベントンビルを建設したのであるが、併し其植民地へ流す制度が止んで、此徒刑監が開設されたから後はベントンビルは今日の用途に使うことになつたのであつて、今日ではハードレーバー、苦役禁錮とでも申しませうか、其刑に處せられたる犯罪人を收容すると云ふことになつたのである。大体平均收容力は八百人であるが、一九二四年には七百人足らず六百九十二人しか居なかつたと云ふのである。而して其刑期七日以上迄の者を收容する。之は一九〇二年に今迄死刑を執行する場所となつて居つたニュー・ゲートと云ふ監獄が閉鎖されて、テームス河の北部から送致される殺人罪に依る死刑囚は此ベントンビルで執行することになつて居つて、一九〇二年より昨年迄に執行を受けた者が四十一人である。日本などから見ると其だ少いと云ふことは分る。尤も之はテームス河の北部だけに付いての統計である。南部は含んで居ない。それから此ベントンビルでも勿論刑務所作業は行はれて居るのであつて製本それから郵便袋の製造、裁縫、バスケットの製造、パン焼と云ふやうなものが作業として行はれて居るのである。收容者は朝の六時十五分に起きて七時十五分に朝飯を取り十二時に晝飯、五時四十分夕飯、八時に作業を止めることになつて居る。それからエチケトシヨナル、クラツス即ち教育學級と云ふことが實施されて居る、之は一週間に四日、各夕刻に開く事になつて居る、さうして毎週土曜日の夕刻には收容者間に討論會が開かれる、年の若い方の收容者は身体の鍛練の爲めに運動及び操練を行うのである、それから教會堂としては、チャーチ、オフ、イングランド、イングランド國教の會堂もある、ローマンカソリックの會堂もある、宗教上の儀式は一月二回日曜日に行う、一回は日曜日でない所の水曜日に行ふ事になつて居る、それからヴァイチテイング・コン

ミツテイと云ふ事が認められて居る、詰り刑務所の役人としての教育者が刑務所内に於て收容者を訪問するといふことがあるが、其外に役人でない訪問者が認められて居つて、是は餘程其徳望の高い教育上の見識のある人を見習ふべき人として刑務所委員会の方で認可するのである。そうすると其人が定期的に刑務所に訪問してさうして其收容者と共に其房内に於て會見して、固よりさう云ふ人であるから能く信任されて行くのであつて殆んど看守などの立會は要せないやうになつて居る、それで大体から申して非常に規律は嚴重に維持されて居るのである、亂雑な所は少しも無いのであるが、併ながら此收容者の自尊心セルフ、レスベクトと云ふものを喚起し之を回復すると云ふことに常に努力してさうして良民として各々復帰する道を講じてやると云ふことに於て此ヴィジターと云ふものゝ力が非常に與かつて居ると云ふとが之に書いてある、尙ほ外の刑務所でも斯う云ふ風な印刷物を與れた先づ大体から云ふと其状況は稍同じことと云ふことが出来る。

併し此英吉利の刑務所の中で注意すべき事柄は此頃英吉利でも蘇士蘭でも或制度は試験時期であると云ふ事が言へる、いろ／＼な試みを今やつて居る、就中注意すべきことはウアイムウッドストラップス、プリズン、之は倫敦から少し離れた所にある、今一番大きな刑務所で此刑務所は一昨年三月以來初犯者だけを收容する、初犯者若くは之に準すべき者を收容する、之に收容する之に準すべき者と云ふのは前科はあるけれども其前科は極めて輕微なものである、又時日が余程経過して居る、随つて初犯者と共に收容しても悪い感化を與へる恐れのないと認められる者、さう云ふ者を收容することになつて居る、裁判所でもさう云ふ者を倫敦に於ける總ての裁判所はさう云ふ初犯者若くは之に準すべき者は悉くウアイムウッド、ストラップス刑務所に送致すべしと云ふ命令を受

けて居るのである、それで之に準すべき者と云ふのは唯今申す様な者に限るのであるから其刑務所の委員会では此委員会は典獄と副典獄と教誨師とそれから在監者保護協會の代表者、此四人から組織されるのであるが、此委員会で唯今の點に付いては査定をしてそれで満足すれば收容する、併し其實施以後今日迄の経験に依ると其委員會の満足を得ないで他に送致された者が随分少くないと云ふ事である、此ウアイムウッド、ストラップスに於てはさう云ふ者を收容する詰り今迄度々監獄に遣入つてさうして其監獄生活に馴れた者より受ける所の惡感化と云ふものを初犯者に與へない、詰り刑務所に從來溢れて居る鬱團氣と云ふものに彼等をして、觸れしめないようにして、相當の生活をするこの出来るやうに仕立つてやらうと云ふ目的である、さうして急々遣入ると云ふことになると其將來解放後の仕事を先づ考へる、第一にどう云ふ仕事に就くのか本人の希望意見、從來の経歴を聞きさうして本人の指定する仕事に就かせるのである、それと同時に前申したヴィジターと云ふ者が澤山あるのである此刑務所には六十人のヴィジトルがあることと云ふ事である、一人のヴィジターに付いて十人以内の收容者を托すると云ふて宜しい、托すると云ふと少しをかしいが、詰り其人に頼むのである、さうすると其收容者が一人あると直ぐ受持の保護者が極まる、教育的保護者と云ふものが極まる譯である、同時に又保護協會と云ふものが遣入つて來るから茲に終を告げることになるのである、さうして此釋放後に於ける就職のことに付いて最初から設備をすることになる、尙ほ此委員会では此所はお前が是れから出て行つて相當に良民として行動する其準備をすべき場所である、決して失望落膽してはいけない、是れから出て行けば立派な良民になれるやうに準備をしなければならぬと云ふて之を鼓舞奨励すると云ふことが唯今申した委員會の一大きな仕事になつて居るのである、此所では其階級の第二級に進むべき所の準備がされるのであつて、委員會で満足致すれば此所に遣入ることが出来る、さうして遣入ると此所ではいろ／＼な事が認められる、即ち土曜日に此所で行はれる講演會に出る事も出来る、それか

ら朝飯及び晝飯の際に共同食事をすると云ふ特権を認められると云ふことになるのである。此共同食事は皆一のホールで食事をするので、一の卓子に十二人の者が一組になつて腰を掛ける、さうして所長が其中の一人を組長とする、十二人に付いて一人宛組長があるのだから、そこに多數の組長が居る、其組長は一週間に一度集會して自分達の義務を履行することに關してのいろ／＼協議を致しさうして其收容者の生活に關する事柄に付ては間の役人を経ないで直接に所長に報告することを許されて居る、又其組の者に對しては各卓子に於て外の十一人で以て共同一致で認められた事柄でなければ其組長としての權力は行はないと云ふ事になつて居る、それから其組長は若し自分の組の中に悪い行動をする者がある場合には語を換へて云へば規則違反であるとか作業を怠るとか、さう云ふ不當な事があつたならば直に之を説諭するのである、併しそれに應しない場合はどうするかと云ふと、今度は其事を外の組長に言う、さうすると外の組長が共同で其不法な者を以て説法する、併しそれでも聽かない、さう云ふ場合に始めて其組長が連名で以て所長に報告する事になるのである、一人宛の組長が勝手に其組々の非行を報告すると云ふ事になると、いろ／＼な一寸した感情の衝突からさう云ふことをしたり或は依估量負をしたりするやうなことから弊害が起るから今のやうな方法を設けて居るので、餘程旨く是は考へてあることと思ふのである、それから此共同の食事をすると及び共同の娯樂をすると言ふやうな場合には擔當の役人は一人だけ其場所に臨席するのであるが、之も適宜其役人が必要がないと思つたら臨席せぬでも宜いと言ふことになつて居る食物は一卓子毎に分配されるのであつて組長が之を分けてやるのであるが、未だ會て此組長の分配に付て不公平なりとの不平を言ふたものはないのである、それから此集合、或程度度或制限の下に於て集合をし互に談話をすると云ふ特権、之は非常に尊重されて居るのであつて、此集合と此談話の交換からして如何なる弊害も今迄の所起つた例はないといふことになつて居る、次に此教育學級のことであるが、之には誰も出席することを強制されない、尤も則にも一寸申したやうに一九二二年が是等の教育的施設をするに付いての丁度革新期であつた、それは分の國と同じやうに十八歳未満の者に對して初等の教育を施す、それから全く無學な者に對しては年齢に拘はらず教育を施すといふ事になつて居つたのであるが、一九二二年以來、今申すやうな或程度迄の自治的自由的の教育施設もすることになつたのである、そこで此教育學級も其施設の一つであるが、之に出席することは強制はされない、併ながら其學級に出席して居る間は夜間作業は免ぜられるのである、それ故に自然此總ての者が言はず語らず出席することになる、尤も學級に出席すると云ふことが本當に自分の知識を磨き改善を期すると云ふ希望に出るにあらずして單純に此夜間作業を免かれやうと云ふ一の方法に過ぎないと認めた場合には何時でも其教師は出席を差止めることが出来ることになつて居る、そこで此學級には教師があるが、之には矢張り特種の教師とそれから官吏と兩方ある、其特種の教師は大抵學校の教員から來るのが多いのであるが、是は一週間に一席とか二度とか或はそれ以上も來る人もあつて園藝、文學の歴史、數學、圖畫、佛蘭西語、及獨逸語、さう云ふものを教へることになつて居る、役人の方の教師は体操、圖案、蜜蜂養成其他諸種の手工を指導すると云ふことになつて居る、それから土曜日の午後には二級以上の者だけ出席を許される所の講演會とか餘興會がある是等の施設をする爲めに此附近の篤志家が非常に熱心で講演をしたり音楽を演じたりして呉れる人は随分名家と官はれる人の中から喜んで來て呉れると云ふことになつて居る、尙ほウエイクフィールドと云ふ倫敦から少し北の方にあるが、此刑務所に於てドレーモンダ・センター、之は一寸宜い譯語を氣付かぬが、作業訓練の中心刑務所にすると云ふ意味であらう、之は六ヶ月以上の刑期の者でなければ收容しない、併し初犯者も累犯者も一緒に遣入つて居ると、それから少年も一緒に居るが、此所では兎に角作業の訓練と云ふことに非常に重きを置いて居るのである、僅に七日とか一月とか云ふやうな短期の者を收容して居るウアー・ムウツド・スクラウツ・ブスでは作業訓練の

ない、尤も則にも一寸申したやうに一九二二年が是等の教育的施設をするに付いての丁度革新期であつた、それは分の國と同じやうに十八歳未満の者に對して初等の教育を施す、それから全く無學な者に對しては年齢に拘はらず教育を施すといふ事になつて居つたのであるが、一九二二年以來、今申すやうな或程度迄の自治的自由的の教育施設もすることになつたのである、そこで此教育學級も其施設の一つであるが、之に出席することは強制はされない、併ながら其學級に出席して居る間は夜間作業は免ぜられるのである、それ故に自然此總ての者が言はず語らず出席することになる、尤も學級に出席すると云ふことが本當に自分の知識を磨き改善を期すると云ふ希望に出るにあらずして單純に此夜間作業を免かれやうと云ふ一の方法に過ぎないと認めた場合には何時でも其教師は出席を差止めることが出来ることになつて居る、そこで此學級には教師があるが、之には矢張り特種の教師とそれから官吏と兩方ある、其特種の教師は大抵學校の教員から來るのが多いのであるが、是は一週間に一席とか二度とか或はそれ以上も來る人もあつて園藝、文學の歴史、數學、圖畫、佛蘭西語、及獨逸語、さう云ふものを教へることになつて居る、役人の方の教師は体操、圖案、蜜蜂養成其他諸種の手工を指導すると云ふことになつて居る、それから土曜日の午後には二級以上の者だけ出席を許される所の講演會とか餘興會がある是等の施設をする爲めに此附近の篤志家が非常に熱心で講演をしたり音楽を演じたりして呉れる人は随分名家と官はれる人の中から喜んで來て呉れると云ふことになつて居る、尙ほウエイクフィールドと云ふ倫敦から少し北の方にあるが、此刑務所に於てドレーモンダ・センター、之は一寸宜い譯語を氣付かぬが、作業訓練の中心刑務所にすると云ふ意味であらう、之は六ヶ月以上の刑期の者でなければ收容しない、併し初犯者も累犯者も一緒に遣入つて居ると、それから少年も一緒に居るが、此所では兎に角作業の訓練と云ふことに非常に重きを置いて居るのである、僅に七日とか一月とか云ふやうな短期の者を收容して居るウアー・ムウツド・スクラウツ・ブスでは作業訓練の



目的を達することが非常に困難であるに拘はらず此ウエークフヒールドでは其目的を達するに適當な者を收容すると云ふことであつて、幾分外の所とは状態が違つて居るが、併ながら矢張り今の教育的施設は殆んど同様になつて居るのである、此の如くして此攷々として英吉利の當局が人間の改良と云ふ目的を達しやうと務めて居る結果であらうか英吉利では刑務所に於ける氣分が全く一變したと云ふので内務大臣サー、ウキリアム、チョインソンヒツタスの講演中に斯う云ふことが書いてある。

「英吉利の刑務所の收容者の氣分に一大變化が起つた、刑務所に於ける景氣が絶望の夫れよりは希望の夫れに傾いて來て居る、而して刑務官吏に對する反對の夫れであるよりは共同の夫れに變つて來て居る、必要な訓練規律は嚴然と維持されて居るけれども收容者は刑務官吏を敵として見るよりは友達として見スやうになつて居る此の如く氣分の變化が生じて居ることは、主として刑務官吏の全体の態度が與つて力あるのである、刑務官吏の全体が今日では昔のやうに抑壓と威力を與へると云ふよりは寧ろ訓練と改善の方針を取ると云ふことが價値のあるものであると云ふことを十分に承認して之を尊重することになつて居るのである。」之が即ち今言ふたやうな氣分の變化を來した所以であると云ふことを言つて居るのである、英吉利は此頃非常に犯罪人が減少したと申して居る、殊に刑務所の收容者が非常に減つた、今を去ること五十年前に於ては全國に百十三のローカル・プリズン、十三のコンビクト・プリズンがあつた、合せて百二十六あつたが、今日では三十二のローカル・プリズンと四つのコンビクト・プリズン、二のプレヴェンティヴ・デテンション・プリズン、四つの獨立のポスタール・プリズン、ウァムウツド・スクラップス刑務所内に付設したるポースタルの都合四十三、丈けに過ぎない五十年前には三萬の收

容者があつたのが今日は一萬一千余人に過ぎない、斯様に減つたと云ふのは一般教育の向上したること酒精制限が確實に行はれて居ると云ふこと、それから國民生活の標準及條件が改善せられ向上したと云ふこと、裁判上於て禁錮に代はるべき所の種々の手續、刑の言渡の猶豫であるとか何とか、さう云ふ手續を度々履行する爲めであるが此行刑上の方針の變化と云ふことも大いに與つて力あると云ふことを申して居つた、蓋し其邊のことであらう、無論國情も違ふ國民の生活状態が彼と同じからざる所の我國に於て茲に申すやうな新しい試みを悉く直ちに採用すると云ふことの可否は俄に斷じ難いものがある、周圍が相當に進歩して居る所では茲に申すやうな制度が非常に歡迎され社會が悉く之に共同一致して此受刑者の改善と云ふことに努力しつゝあると云ふことは前申したプリズン・ピントルなどが澤山來ると云ふことで分るのである、併し稍や之に類したことを露西亞の刑務所で行うと、周圍のものは露西亞の監獄はバラダイスなりと云ふ批評をして居る、さう云ふ様に周圍の同情を失ふと云ふことは受刑者の釋放後に於ける就職と云ふことに付いて彼等に對する社會の態度と云ふものが余程心配されるのである、それ故に此點は余程考へなければならぬのであつて何でも斯んでも理想的のものがあれば直に採つて以て我制度とすると云ふことは大いに考ふ可きことであると思ふ、併ながら是等の施設の一部に付いては漸次其歩を進めて行くことは出来ることではなからうかと考へて居るのである、又或る程度迄は費用の關係も直接に影響があることがあるから思ふ通りには行かないにしろ私も最善の努力をして行きたいと思つて居る次第である。(完)



# 日本の現實と前途 (上)

文學博士 鹿子木員信氏談

大誤謬の根本 近代から現代にかけてこの日本國民は、世界史の上に殆ど類例を見ない驚くべき過渡期に立つて居る。過渡期、これを言葉を変へて言へば或一種の蟬脱——恰も蟬が或生長の時期に及んでその殻を脱くが如くに、若くは蛇が或時期にその皮を剥いで舊套を脱するやうに、國家が今異狀の混亂の過渡期に立つて居る。過渡期と言ふのは言ふまでもなく今までのもの、古きもの、脱却であり、打破である。或場合にはこれを無視する、或場合にはこれを蹂躪する、或場合にはこれを破壊して行く。而してこの際窳然たる悪いものを無視し、破壊し、蹂躪することは、必然或程度までの玉石混淆と言ふことになつて行くのである。かくの如く一方古いもの、今までのものを無視し、蹂躪して行くと共に、新面新しきに迎合する。而してこれを同化して我身に攝り入れ、而して同化して我身これに及ぼうとして居るのである。そこで他のもの、崇拜といふことがどうしても過渡期に於ては起つて来る。換言せば、自らを捨て、他に就かうとする、他を迎へて我たらしめんとするのである。而かもこの事たるや言ひ易くして行ひ難く自らを捨て、他に就くといふことは、事その事を見る時に實は絶対には行はれ得るものではない。その故に従に焦燥し、徒に躁躍、狂奔を追はうとするに至りし

而して遂に我身らの自覺といふものを失つて行く。かくの如くにして自らを捨て自らを無視し、自らを踐しとし、自らを蹂躪して他に就かうとする。而かも他に同化し、他になり切ることが出来ればよいが、なり切ることが出来ない。それをなり切つたもの、如く感じて、而して捨てたりとして得々として居るが、自らの奮奮、陋風は依然としてこれを捨つることなく、こゝに所謂一つの模倣といふものが出来て来る、かくの如くにして我と他の右往左往に陥り、遂に非常なる混亂に至るのである。

和魂歐米才主義 如何にもこの過渡期に際して、當初からして或一定の計畫と經綸とを以てこの過渡期に至つた原因の大波を乗切らうとした明智の士がなかつたではない。その最も尤なるものは佐久間象山であるとか、或は吉田松陰であるとか、或は横井小楠であると思ふ。而してこの一定の自覺と經綸とを以て、この難局に際して過渡期を生んだ大波を乗切らうとした精神は、最もよく維新の生んだ最も高き哲人横井小楠の七言絶句の一つの詩に表れて居ると思ふのである。その詩は

明三堯舜孔子之道、盡三西洋機械之術、

何止三富國一何止三強兵、一布二大義於四海一而已

私共はこの横井小楠の詩に現れて居るものには實に雄大なる或ものあるを看得せざるを得ない。併し乍ら一面からこれを觀察すると、かくの如き先哲に於ても猶ほあの明治維新といふ日本の難局を乗り切らうとした方針は、要するに古への所謂和魂漢才主義を多く出で、居らないことが窺はれる。和魂漢才主義を和魂歐米才主義ともい

## 危険の内に生きよ

丸山 鶴吉



昨年の秋、獨逸の國境に築ゆるカ  
ルツ上の山上で飛艇記念會が催され  
た時、伊大利宰相ムツリニーは當  
日になつて自ら飛行機をつけハンド  
ルをとつて爆音凄まじく飛行機で以  
て出席をした。この冒險を直譯した  
者があつた、處が宰相は言下に答へ  
て曰く「近頃嫌いなものは米國人の  
作つた、安全第一といふことである  
安全第一は要するに人間を器械化す  
る事がある、器械のやうに一定の動  
き方をしておれば安全である。生  
きたものは型のやうに動く譯には  
行かない、常に危険の内に生き延び  
て行く覺悟と胆力とがなければ

せば、回天の事業は出来ない、我が  
變するフアツシヨの精神は怯である  
のではないかと反問した。このム  
ツリニーの「危険の内に生きよ」  
といふ言葉が、新らしいフアツシヨ  
の標語となつて、殆ど近頃頗る飛行  
機の將士の根本精神となつたといふ  
ことである。「危険の内に生きよ」こ  
の標語の内に無限の感激を覚えしめ  
られる。勿論ムツリニーのしたこ  
とを、そのまゝ賞讃するのではないこ  
とを、このことを実行する勇氣と自信  
とが生れ出るまで、彼の修業努力  
の如何に、偉大なるものであるかを  
思はさせるのである。「聲なきに應  
き、形なきに見よ」といふ不懈の格  
言を踐した我國觀察界の魁人川路大  
將視の如きも、警察官のやうに、民  
衆保護の任務を有するものは、常に  
用重あれ」と熱意を込めて居られた。

如何なる突發の事件が起つても、直  
ちに應ずることの出来るやうに常に  
用意して、覺悟して居らなければなら  
ぬ。オンザ、マー、ゲットの姿  
勢であらねばならぬとの教訓であ  
る。無間の音を聴き、無形の物を見

ふべきものに擴張したに外ならない。即ちこれ等の先哲は彼等の持つて居つた東洋の精神、東洋の道徳を以て西洋の機械的文化に對立し、而してこれを併せんとしたのである。彼等は未だその所謂西洋機械の術が決して單に術に止まるものでなくして、その背後には或一種の道、如何にもその道は堯舜孔子の道とは違ふかも知れないが、極めて靈妙な、極めて美妙な、活潑々々地の一つの道のあることに気が着かなかつたやうに思はれる。

**西洋文明の源泉** 横井小楠の亞流とも申すべき日本の基督教新教主義の先輩達は思をこゝに致した。彼等は西洋文明の源には基督教といふ一つの道の力があるかと考へた、而して何等の深い省察吟味なく結論を引いたのである。この西洋文明の泉であるところの基督教を信することなくしては十分に西洋文明の術を盡すことは出来ないであらうといふ考が働いて居つて、走つて新教主義に赴いたのである。

若しこゝに一言の批評を許せば、彼等は二つの誤を犯して居る。その一つは何等の反省なくして——といふのは第一西洋機械の術の背後に働いて居るところの靈妙な魂の力と云ふものは、決して基督教の力ではなかつた。縱し又實際基督教が西洋文明の源泉であると假定しても——事實さうではない。文明の較替といふものはさう容易く行はれるものではない。自らの歴史、自らの傳統、即ち我自らを捨て、他の魂を探るといふことは絶対に出来ない。故に我々が基督教を信じたとところが、我々は西洋魂そのものには絶対に出来ないのである。

それを彼等は極めて安價に基督教に赴いて、それも極めて皮相、淺薄なるアングロ、サクソンの新教に歸依さへすれば、眞に西洋文明の眞諦を掴むことが出来ると思つて悉くこれに赴いたのである。即ちプロテスタントシズムは日本を無視してかゝつて居る。彼等は少くとも意識して自己を捨てようとして居るのである。而かも實はこれを捨てることが出来ず、遂に彼等は相率ゐて影法師になり終つた少し過言の言葉であるが、偽善者になり終つたのである。かくして彼等は意識的に作つた誠にも拘らず、彼等の努力は今日まで殆ど何等言ふに足る積極的の實を結んで居らぬ。彼等の誠意に對しては無論私は或尊敬を捧げることを吝まぬ。而かもその結果から申すと、殆ど實を結んで居らないと言つて宜しいと思ふのである。

**機械的文明の精神** これ等新教主義の宣傳者に對して日本の大體はどう云ふ道を取つたかと云ふと、小楠等の主義を守つて西洋文明に對立してその機械を探らんとしたのである。この點に於て彼等は或程度までは確に成功したと見なければならぬ。何となれば機械は或程度までは確に外物である。故に採つて以てこれに我用を爲さしめることは或程度までは出来る。けれどもこれも或程度までである。何となれば如何なる道具と雖も眞に習良き道具といふものはこれを使ふ人、これを作つた人の極めて微妙、靈妙な性能に適するやうに作られて居る。而してその作者、使用者の獨特にして靈妙な働といふものは、換言せばその國民の歴史である。傳統である。即ち一片外物の觀ある機械、道具の類と雖も、仔細にこれを點檢し來ればその背後には複雑微妙なる精神、即ち獨特の歴史を前提として持つて居るものである。

即ち最も良き道具の使用といふことは、或る一定の獨得なる國民性、歴史、傳統といふことを豫想して居る。従つて多少とも有効なる道具、機械は、必ずその

る丈けに注意を周到にし、而も千變萬化の實際に何時でも應ずる丈けの用意を持つ位、力強いものはないと思ふ。好んで危険のことに當る必要は勿論ないが、危険をも同きならばぬ場合も少くない、危険にも傾かないといふ度胸がなければ、まさかといふときに何事も決行が出来ない、見方によつては、人生は危険の連続であるとも言はなれないことはない、この危険を突破して、生き延びて行くためには危険に打勝つ丈けの修養と努力とを、平素に於て要すると思ふ。(弘道)

### 思想の機械化

下田 次郎

日本今日の文物悉く機械的なり、建築然り、市の設計然り、殊に思想に於てその然るを最。由來我が國に於て一つの思想取なし、マルテッセルの宗教改革の如く、獨逸革命の思想に源を發したるが如く、思想より出で、天下を變動せしめたるものあるを聞かず。然れば維新を對し、

度は變更せられたるも、精神界に於ては依然たる封建時代の遺風あり。有形上にはテコン術を廢したれ共、精神上に未だテコン術を廢せり。思想は自由にして國の東西なく、上下階級を跨ぐべからざるものなるに、師弟の禮儀を思想上の辯論にまで及ぼすものあるは、我が國その例に乏しからず、これは生活形式に採られて思想を束縛するものなり。石も打てば火を發す、各人は努めて思想上の競争に、牙が振興を期すべきなり。要するに今後は方策を排して道理の上立ち、經驗に重きを置いて理想を忘れず、克く自我の發展と社會の進化を進行せしめ、隔斷を避け機械化せざるにあり。然ればこれに處しこれを導くに、偉大なる人格の出現を希望せざるべからず。自我の發展は必要なれ共直爾爾自我一點張りとするべからず、克く自我を發達せしむるものは、國家、社會、人類相互の補助に依るもの故、相互に恩愛を感じて國家、社會、人類の幸福を思はざるべからず、自利、利己を以て自我の發展と見るが如き

背後に或種の心構へ、その道具を考へ出し、見付け出し、作り出すに至つて特殊な精神を豫想して居り、同時にこれをその背後に曳いて居るものである。

自覺を失へる國民 然るに明治の識者にして此點に留意した人々は、或は私の淺學の然らしむるところかも知れないが、極めて寥寥たるものゝ如くに思はれる。明治の先學者指導者は、殆ど何等の準備なく、たゞ日本國家の存在の必要に驅られて、先づ軍備、次に經濟の立て方、次に政治、法律の制度、西洋機械の術を採用したのである。

而してこれ等の人々も亦、そのこれを寫すに當つては新教主義の宣傳者等しく、彼の長を採るに急且つ汲々たりしが爲め、己を空しくするといふよりは、寧ろ己を忘れ、己を忘れるといふよりは、寧ろ己に培ふことを怠つたのである。而もその心の舊習陋弊に至つては、これを捨てることを得ずしてたゞ翕然として西洋に向つたのである。換言すれば日本の精神我等の個性に顧み、これに心措くことなく、何は兎もあれ、性急に西洋の機械と西洋の制度に向つたのである。

かくして西洋機械の術は、その背後に或一定の心構へ、或る特殊な西洋の生活様式を隨へながら吾國に殺到して來た。而して、五十年、乃至は六七十年の間に殆ど日本中に氾濫するに至つたのである。かくして日本國民は、いつしか彼我を分つことさへ能はなくなつて來た。混亂、無差別、無分別、無明は、かくして日本を支配する最も大きな潮流となつたのである。

重大なる危機 而して私共は實に過渡期、この混亂の裡に生を享けたものである。この混亂裡に育まれ、この混亂裡に長じ、日本の教育され來たものである。故に混亂は私共に取つては最早混亂ではなく寧ろ生活の常態である。かくして私共は

混亂病の慢性に罹り、混亂にあつて而も混亂にあるを知らず、他の國々も亦かくあるものであると思ふやうになつてしまつたのである。故に混濁と混亂を排して整頓、秩序を將ち來さうとも試みない。無論混亂が若し全然無害なものであるならば、吾々の周圍に如何に混濁があり、混亂があらうとそのまゝ放つて置いて少しも差支はあるまい。

私見を以てすれば、混濁、混亂は、總ての國民的生活に取つてのみならず又吾々の魂の生活に取つて最も恐ろしい一つの危険であると思はれる。この混亂を以てしては、私共は長く健全なる發達を遂げることは出来ない。内にかゝる混濁と混亂を充滿させて置いては、他の國々と競争若くは戰鬪状態に入ることは絶対に出来ない。而かもかくの如き混濁と混亂を起すに至つた原因は、實に如何にかして日本國民の存在を全うせんとするの熱誠に出で、居るのである。然らばこの混亂を誘致した動機と原因をして、その性に完たからしむるが爲には一日も早く私共はこの混亂を突破して清い、明かな、澄んだ、靜かな底力のある國民的生活に向つて努力すべきであると思はれる。現代日本の混亂を排するが爲には、先づ以てその如何に混亂に陥つてゐるかといふ事實に眼醒めなければならぬ。

我國の新聞 日本の現代の混亂が如何に著しいかといふことは、その裡に生きてゐる私共には明瞭に映らぬが、その外にある人の眼には頗る著しく映るのである。現に私共にして、一たび日本を去つて歐米に遊び歐米より日本の有様を願みする時其の混亂には、可なり著しきものあるを感ぜざるを得ない。例へば新聞にしても、亞米利加の新聞を除いて、日本の新聞程亂雑な新聞は世界に多くその類を見ないと思ふ。新聞の體裁が既に非常な混亂である。政局を論じてあるかと思

は、不衛生の甚だしきものにして、眞に自我を發見したる者は探らざるなり。

而して今日の青年には、動もすれば餘りに熱狂し、爲めに社會を忘るゝ傾向あるやに觀察せらる。一日の注意を興へ置くものなり。(警察協會誌)

### 硝子の寸法

米國商務長官フーヴァー氏の見解によると一定しないガラスの寸法は、建築家が色んな窓枠を製出する場合、これに依る爲めにガラスは色々に寸断されなくてはならぬ、その爲めには切屑や無用の部分が澤山に切捨てられる。それは甚だしく節約の趣旨に反する。そのみならずガラス製造工は、千變萬變の寸法に於てその能力を多量に費さなくてはならぬ、それはガラス製造工場に大工指物師の能率を甚だしく低下させるものである。だからガラスの大きさを天にも地にもたゞ八種類に、規定して置いて建築物法もこれに相應させ

ようと思ふのである。侃諍の世論を突破して禁酒法を世に布いた禁酒法で職工の能率をあげてその賃金を増し、經濟界の潤澤を圖つて悠揚世界の舞臺に臨まうとする米國の國策は、かゝる間にも明瞭に窺ひ得ると思ふのである、不可能とも見えず大施設を斷乎として行ひ、國民また戰刀一致して承服する所に世界の米國は儼存する。

地理的に富強のハンデヤップを有する米國は、戰後その富力は大英國に三倍すると稱せられ、今後また長足の進歩を遂げて、或は餘りに物質的だと云ふ人もあるかは餘りぬが、そのダラー・ポリンは世界を風靡せんかに思惟さるるのであるが、其時流に立つてひとりわが國が退嬰、國運の前途を遠觀することなく、思想月に亂れ政争目に相照して、内治外交一の統制なきが如きを見ては邦家の前途まことに寒心に堪へぬものがある。官廳の事も民間の事も三省して新しき諒解の下に俊敏の活動を開始する事は、わが國刻下の急務であつて、百年の國策はかくして深甚



ふとその次段には人の悪口が書いてある。殊に所謂三面記事に至つては、殆ど何等の組織と秩序がないのである。私共にして既にさうである。況や日本に對して何等の知識を持たぬ人が、初めて日本を見る時に、最も著しくその眼に映る事實は實に此の混亂であるやうに思はれるのである。

**羅列の國** 兩三年前エヌテルライヒの或る女記者が日本を旅行して、日本印象記を書いて居りますが、その著書に命名するに『羅列の國』を以てして居る。日本は組織と統一と秩序のない國、羅列の國、たゞ雜然として羅列せる國であるといふのである。

而してその本の表紙には頗る奇抜な繪が描いてある。一方に、東京にこの頃出來つゝある或は五階、七階、十階の亞米利加式の摩天樓を聳えしめ、直ぐその下に平家の小さい江戸時代そのまゝの白壁の倉庫をしつらへてある。又高速の電車が走つて居る。その傍には昔ながらの車が軋つて居る。かういふ繪を描いて、如何に日本といふ國が羅列の國であるかを直觀的に示して居るのである。

私は爰に諸君がこの日本の現代の混亂といふ事實を確認せられんことを願ふのである。蓋し、私は、此の混亂といふ事實に私の考察と思索の出發點を求めんとするからである。

**亂雜なる二重生活** 扱てこの混亂の原因はどこにあるかと言ふと、西洋の學問、技術、機械、制度等を攝り入れるに方つて、自然に——自然にとは何等の準備、計畫、意志、組織なしに西洋の生活様式なるものが部分的、斷片的に、また無秩序に、初めは極く靜かに、僅かに又躊躇らひつゝ、而して時を経るに従つて漸次非常な勢を以て侵入して來たといふ事にあるだらうと思ふ。

即ち私共の衣、食、住、及びそれに附隨する凡ゆるものが、何時の間にか——何時の間にかとは私共が何等組織的な明確な對策と計畫を持たぬうちに、而して各自分勝手に、あちらにもこちらにもといふ風に各々その意の欲する所に從つて處置せるがために、私共日本國民の生活は、整つた單純、即ち内容に於て複雜に、而かもその組織と統一に依つて單純清明なるものを失つて、極めて無組織的な、極めて不合理な亂雜、複雑な所謂二重三重生活に陥つていたのである。

然るに翻つて考へて見ると、私共が西洋の文物學問技術を輸入したのは、日本の國をあの當時立て、行く爲めには、どうしてもさうしなければならぬ事情があつたからである、一言にしていへば日本國民と國家の自由な存在を保全せんが爲めであつた、換言すれば外部より當時ペルリの開國強要があつたのみならず、内部より開國の必要を確認する所あつたからである。

**生存に對する不用意** 然らば何故に、私共は西洋の文物、制度、技術、機械を採らなければならなかつたのであらう。當時日本國民は無論未開の野蠻國民ではなかつたのである多くの點に於て寧ろ、極めて高級な文明の階段に立つて居る國民であつたのである。その高級な文化を持つてゐる國民が、どうして文化の傳統と性質を異にする西洋のものを採らなければならなかつたのであらう。この問題に對する解答は頗る簡單である。即ち苟くも吾々にして眼を國民の生存といふ點に限定する限り、少くも當時に於て、西洋の文化が遙に日本在來の文化に比して優勝であると認めざるを得なかつた爲めである。

詳言すれば獨り日本の文化のみならず、總て亞細亞の文化、印度及び支那の文化は西洋の文化と比べて、國際間の生存競争に對して頗る不用意、不完備、劣弱

大體のうちに健固く据ゑらるべきことを提起したい。(萬朝)

### 豫算生活

嘉悦 孝子

世界の各國が國を擧げて戦後の復興に努力しつゝある今日、我が國の經濟状態は恰も三すくみといふやうな有様で、物價は低下せず、勞銀は低下せず、従つて生産品は高價であり、外國貿易は益々振はず勢々不景氣になるばかりで、二進も三進も行かぬ始末であります。之に處するには、唯一つ國民全體の勤と儉とによつて各家庭の生活状態即ち、從來の計畫なき、豫算なき、放漫な、利那的經濟生活を改めて、計畫のある、豫算のある、合理的、能動的な生活に入らしめ、國家成立の基礎たる國、各自の家を井つ裕にするにありませう。内務省に於て大正十三年以來、勸業獎勵中央委員會を設けて、豫算生活の實行を促してゐられるのも此の點に着眼せられたからであります。然るに此の豫算生活が廣く行はれ

難いのは、一つは我が國民性にも依るのでないかと考へます。國民性の缺陷と申しますのは

第一は依頼心の強い事です。親は子に、子は親に妻は夫に、親族は一族中の富貴なる者に、國民は政府に依頼し、獨立獨立自立自奮の精神意氣が乏しいことあります。

第二は眼前の事に左右せられて遠大の計をなす考が乏しくて、因循姑息に陥ることです。

第三は一時は物事に熱中するが永續しない事です。勤儉週間だけは一生懸命に勤儉しますが、期間が過ぎると忘れるといふ風はないでせうか。

豫算生活なども永續を必要としますが、一時的の熱中は慣まればなりませぬ。又一面から申せば、以上のやうな特性の缺陷があるのです。尙更豫算生活の必要があるのです。

以上は缺點であります。多くの長所美點もあるから、勤儉の主旨が徹底し、豫算生活の必要を自覺したならば、其の實行も困難でありませぬ。(三重新報)



なるものであつた。

爲政者の無自覺 然るに前に申したやうに、總てそれ等の機械、技術、制度、文物の背後には、これを生み出したところの或る獨特な國民的生活が控へて居るのである。この點に關しては、日本の爲政者は、充分に明かなる認識と覺悟を以て居らなかつた、従つて組織的な計畫、自覺を持つてこの日本國民生活様式の改變に臨むことを得なかつたのである。

加之實際千數百年の傳統に依つて築き上げられた國民生活の一定の様式を新しい異つた様式に向け變へるといふことは、尋常一様の困難でないことは申すまでもない、かくして現代日本の混亂は、必然の勢ひであつたのである。

而してこれは詳しくは、後に至つて研究したいと思ふ點であるが、結論を申せば事ここに至つた以上、私共は最早退くことは出来ない、たゞ進むより外に仕様がなと思ふ、即ち私共の生活、日本都會の生活、進んでは國民の生活をもう少し組織、統一することに依つて單純にしなければならぬ。而して單純にするとは、この場合昔に還ることなく、寧ろ現代化すること現代化するとは、既に今迄陸海軍船舶業等が取つて來た途を取つて行くことに外ならぬと思ふのである。

國民的悲劇の歴史 而も顧つて思ふに、私共がかくの如き破目に陥るに至つたといふことは、世界歴史の上に會つてその類例を見ない、非常な悲劇であるやうに思ふ、一つの或る極めて高い文化を持つて居る國民が、その文化的努力を以て永き歴史に亘つて鍛練し、洗練し來つた獨特の氣品ある國民的生活様式を捨て、たゞ國民的存在といふことの爲に、多くの點に於て實に劣つて居る他の國民的生活の様式に移つて行かなければならぬといふことは、實に慘ましき、非常な

悲劇であると思はれるのである。

如何にも若し日本の文化と歐米との相違がたゞ量と程度の相違であつて、質の相違でなく日本と歐米諸國との關係が、よく世間でいふやうに單に後進國と先進國との關係であるならば、我を捨て、彼に就くといふことは、低きより高きに進む向上であるから、たゞ喜ぶべき理由こそあれ、何等悲しむべき理由なくそこにあるものは英雄的努力であつて、未だ悲劇的英雄の面影ではない。

希望を半む悲劇 然るに吾々日本國民の場合に於ては、事實は全然さうではない、日本の文化は多くの點に於いて、就中最も奥深い幽玄微妙、高貴なる點に於いて、遙に高く、西洋の文化に擡んで、居るものである。

それにも拘らずたゞ生きて行かなければならぬ爲めに、即ち國際的生存競争の必要上、我れを捨て、彼に就かなければならぬ。而してその事たるや決して容易な事業ではない。日本國民がこの困難なる事業に半ば意識的に、半ば無意識的に半ば強制せられ、半ば我れと自から進んで飛び込んで行つたといふことは、私の寡聞にも依るかも知れぬが、世界歴史上、嘗つて殆どその類例を見ない一つの大きいなる希望を半む悲劇であつたのである。

日本の藝術 日本の文化には非常に優秀なるものがある。私は今爰に暫らく諸君と歩を停めてこの點に留意して見たいと思ふ、蓋し今日私共は或種の最も皮相淺薄、低級な歐米崇拜の濁流に浸されて、兎もすれば過ぎし日の日本文化自らの偉大を忘却し去り勝ちであるからである。

而して日本の文化を語るに際して、私は先づ日本の藝術から始めたいと思ふ。といふのは一國の文化、一時代の文化を宛らに現し、宛らに物語るに於てその藝術

## 人生の三福

村上 專 輯

凡そ人として幸福を求めざる者は一人もなく、人々必ず求めて止まぬ處のもの、實に此の幸福でありませう。それならば如何なるものが人生の幸福でありませう、先づ最初に於て人生の幸福なるものを定めて置かねばなりません。而してこの幸福の種類に就ても幾分浮山ありまして功名を得るのも幸福の一つであります。富貴に成すのも幸福の一つであります。又幼にして其の親を有つて居るのも幸福の一つであります。生れながらにして才氣あるのも幸福の一つであります。學んで學問技術に長ずる處あるのも幸福の一つであります。かくの如く詳細に尋ねれば幸福の種類も千態萬狀であると謂はねばなりません。然し是れらば何れも皆幸福といふものには相違ありません。ぬけれども、其の中に於て最も人の欲ばざるを得ぬものは何でありませう、多くの人は勤めると、資産家

を以て幸福の標準として居ります。即ち財産のある人を以て、最も幸福者として居ります、然らざれば地位名望のある人を以て人生の幸福兒として居るやうに思はれます。然し私の考へを以てすれば、人生の最幸福といふものは、決して金錢でもなければ、地位でもなく、又名望でもなくて、是れ以上の處にあると思ふのであります。即ち身體の健康と、家庭の平和と、宗教の信念と、この三つのもは實に人生無上の幸福であると信ずるのであります。(敬 壇)

## 文体と名文

井口 丑二

通俗文を以て法律を善く、無論結構なことである、たゞ通俗文はともすれば冗長になり、だらしないなり易い、しかし取扱ひの仕様が、いかにも簡潔に的確に且明快に書き得られる。我輩は猶である。名はまだ無い。自分は此の二句だけを讀んで、一篇三歌して感服した。原文の方で

の如く著しきものはないからである。

**國民の特性と藝術** 私に嘗て第十九世紀の英國の生んだ最も高き精神の一つであつたジョン、ラスキンの『セント、マークス、レスト』といふベネチヤの歴史及び藝術巡禮記ともいふべき小冊子を得、之を愛讀した事がある。その書の巻頭に、ジョン、ラスキンは『國民の特性精神を知るに三つの道がある、それはその政治的、經濟的、軍事的功業の歴史と、その生んだ哲學々問と、而して藝術である。併しこのうち最もよくその真相をありのまゝに物語るものは、實にその藝術である』と言つて居る。といふのは國民の功業は往々にして國民性、國民の内則精神以外のものに依つて影響さるゝことがあるからである。又學問哲學なるものは、多くの場合國民全体の所産といふよりも、寧ろ極めて少數な國民の内傑出した、抜群の頭腦を持つて居る睿智者個々の仕事であつて、必ずしもこれを以てこの國民全体の智能の高さを計る標準とはなり難きものである。

然るに獨り藝術は少くも或程度までは、國民全体若しくは國民多數者の共に樂しみ、共に慈しみ共に鑑賞することを前提として居るものである。國民の多數少くも多數者に没交渉な全然個人主義的な藝術なるものは全然あり得ないのである。かゝる様な理由から或る國民の特色、天才を最もよくそのまゝに現すものはその功業の歴史や、學問といふよりも、寧ろ建築、彫刻、繪畫、音樂等の藝術であるといつてよい。

**眞に天下一品** 顧つてかゝる考で日本の藝術を見んとどうであるか若し果してジョン、ラスキンのいふが如くであるならば、日本國民ほど高い氣品を生んだ國民は蓋し稀であると言つてよい。少くも藝術といふ範圍に於ては日本の文化は世界歴史上、假令世界最高の文化とはいひ得ないとしても、世界最高のものゝ一つであつたといひ得るだらうと思ふ、直言すれば、日本の藝術は、眞に天下一品である。

かく申すのは決して私が西洋の藝術と西洋の文化に對して、冷淡であり無頓着であり、無智であり無諒解なるが爲めにいふのではない、寧ろ一面西洋の文化と藝術に對していひ知れぬ共鳴と愛着と満分の尊敬を持つての上である、如何にも私は藝術のみの研究を専門として攻究するものではないから、微細の點に亘つて舉證、指摘するの知識と時間を持たぬ、併し又それだけ、常にそれ等特殊なる一二の藝術に對しては、その核心と精神を掴むに苦心をしつゝあるのである。

**西洋の三大藝術** 以て西洋の藝術の中私の心に最も深き印象を殘し、私をして終生これを忘れしめざるものが三つある、その第一にして且最大なるものは無論希臘の藝術がある。その第二はゴッツクの伽藍、城砦の建築、第三はルネッサンスの彫刻、特にその豊潤絢爛な繪畫である。

希臘、アテネのアクロポリスの丘の上に、今尚ほ聳えて居るエチプトの建築を除いては、現在のものとして恐らく世界最古のもの、隨一でゐるペリクレス、ソ

いはゆる一髮千鈞を引く力あり、剛勁至純の美文であると。英文譯を讀んで見た。(但しこの二句だけだ)まづいゝなつてゐない。自分は斯うもしたらばと直して見たこともあつた。

帝國憲法を始め、明治時代の成文日本法典は、その法典たる方面から離れて單に文章としての方面だけで、千古不朽の美文である。假に其の文字を顛倒して助字を加へて漢文に直し支那第一流の文章の大家に見せればたとへ、恐らく彼は一字をも加除することを得らざぬであらう。

然らば其れは文體が漢文くづしてあるが故に左様な美文が出來たのであるか、こゝが大切な問題であるのだ。否々決して左様でない。當の音でも杜鵑の啼でも、蛙の鳴くにも、蟬の鳴ぐにも、皆それらに美文はあるのだ。『我家は猫である。名はまだ無い』三島先生を地下に起して、之を漢文に譯せしむるも恐らくこれに及ぶことは出來まい。

世界の國語幾百種、各國語には各國語の美文がある。歴史の流れ幾千

年、各時代語には各時代語の美文がある。言語も文章も場所相照、時代相應に變化してよし、するがよし。たゞ忘れてならぬことは、何れの時代にも、何れの文體にも、必ず美文があるべきことで、隨つて我々は其の現代語を以て、上品にして優美にして權威ある美文を書くべく心がけねばならぬことである。(新民)

### 善惡と環境

孟軻の慈母は三たび居を遷して愛兒の人格教養に心を竭したと聞いて居る。

以て吾人の四圍の環境は如何に吾人の人格完成の上に其大の影響を與へるものかを考へさせられる。人の性は素より善なるか將た惡なるかは連斷することの出來ない大問題であるが、性は假令何であるにもせよ善境に包まれることによりてより善くなり惡境に處せらるゝことによりてより惡くなることは否むことの出來ない事實である。この意味に於て惡

クラテス、時代に建てられたあの全大理石の神殿、樺門その雄大と崇高と莊麗を兼ね併せたドリア及びイオニア式の大大理石の柱、私共は實にあの飽まで強い刺るところに秩序、即ち勝利克服の麗しさを齎さずんば止まなかつた。勝ち氣な、徹底して緊張したヘルラス國民の精神を、今日尙ほこの素ばらしき大理石の柱に宛らに見る。である。

**満されざる憾み** 翻つて私共はゴチックの精神を或は佛蘭西巴里のノートルダムの伽藍、獨逸、コエルの伽藍若くは西プロイセンのマリブルグの獨逸騎士僧團の古い城砦の建築に、見て以てゲルマン民族の雄健、崇高、幽玄な心意氣を知るのである。

若しくは又降つてルネッサンスの生んだ數多き繪畫の中、假令その最大とは言ひ難しとするも、確に最も神々しき麗しさを表すドレスデンにあるラファエルのシキスチニツシエ・マドンナに、神々しき女性の無垢純潔の尊嚴の美を眺めてはその無垢にして氣高き姿は、これを見し人の心に、終生忘れることの出来ぬ印象を残すものと思ふのである。

然りながらそれにも拘らず、總てこれ等の偉大な歐羅巴の藝術を以てして尙ほ少くとも私共の心には満されぬ或るものが残るのである、如何にもこれ等の美しきものを見たその時には、餘りの神々しさと、麗しさに私共の心は、一時はそれに満された感がある、併し時を經るに従ひ深く顧みると私共は最も深き何ものか

とそこにないことを感じ出すのである。

**圓滿自足の心** 而してそこに無きものは何であるかといふと私を以てすれば深き心、魂の奥底深く包まれたる圓滿自足の心かと思ふ、換言すれば、世界自から以外何等求めるところなき心、自からの力と徳と美の麗しさを他に誇示するをさへ蔑む心、否この蔑む心をさへも脱却超越せる心、この絶對的に、内なる、内に満ち、内に想ふ内的世界、この深き呼吸する内的世界そのものが西洋の藝術には、少くも十分には現れて居ないやうに思はれる。

然るに實にこの奥深き心、假令全世界は毀ち碎け壊けんとも、一分の搖ぎだもせぬ、強きを超越せる心の静けさ、豊かさ、かくの如き内なる世界を藝術の力を以て指し示すものは、實に日本の趣味、日本の藝術に獨特な『含蓄の美』と稱するところのものかと思ふ。

**内なる魂** 私はこの含蓄の美と稱せらるゝものこそ實に一般に東亞細亞、特に日本の藝術の最も特色にする所のものと思ふ、總ての外に對する誇示、誇張虚榮を野卑、俗惡として卑しむ心、否、外を眺むる心、他に引かるゝ心そのものを、整はぬ、淺ましき、貧しき心として斥くる心、その指すところは、常に深遠幽玄なる心、その内とは一撃にしてこの世界を碎く萬斛の力を湛へ、而もこれを外に向つて示すことなく、満を持して放たぬ力、その恐ろしきまで強き力の上に坐して而も山湖の如く靜かに動かぬ心、かくの如き心こそ私の見るところを以てすれ

人強ちに憎むべきでなく善人強ちに誇るべきでない。何となれば環境の所産なるが故に、そして環境は自ら作り得べきものでなく望んで得べきものでないからである。今日の善人も境遇の轉化によりては明日の悪人も四圍の變遷によりては今日の善人を強ちに疑つてはならない。

然るに世間往々にして善を誇るものは終世の善人を夢見て自ら驕り傲を貶めんとし惡に陥るもの向上を思はずして自暴自棄人を恨む、皆謬れることの甚しきものである。

故に自ら惡人なりと自覺するものは宜しく環境の善化を廣り進んで自己を善處することに奮であつてはならぬ。又自ら善人なりと自覺するものは須らく自己の環境の福社を喜び四圍の恩恵に感謝して、惡人を憎むことなく苟しくも慈悲、忍辱の心を以てこれを悔みこれをはぐくむの惻隱がなくてはならぬ。

かくの如くして四海の兄弟は同胞愛に、生き民衆愛に起り相倚り相扶けて淨化の聖域に進み行くのである。〔博愛〕

### 東洋精神の復活

笹川 龍風

東洋精神の基調となるものは印度佛教思想と、支那漢學思想とであるが、斯以後の支那哲學は老莊の思想が基礎となり、前時代の字義言葉の研究を改めて其の精神を研究する。宋代理學、即ち性理説が盛となつた。宋代に於ける畫論を見て、外面的形態のみを寫實するは眞の繪ではない。寫實の末枝を脱して事物の内面的精神を捉へて、それを繪の上に現はすのが眞の繪である。即ち繪の上は事物其のものゝ精神が活躍してゐるが、これが道教的の思想を受けて益々盛となり、一匹の走れる栗毛の馬を畫くにしても、筆勢及び墨の濃淡の上に、自ら毛色も精神も表現し



ば、日本の藝術をして天下一品たらしむる所以かと思ふのである。  
或は寡聞偏見の歎らしむるところであるかも知れぬが、私の見、又は讀める限り世界何れの國にかゝる良朝若しくは鎌倉時代に於ける我が佛像彫刻の如く深く神々しき宗教的精神を呼吸するものがあろう若しくは室町時代以降、漸次盛になつた珍什骨董品を求め得やう、徳川幕府の末期にまでも續いて幾多の名工の銀へたやうな日本の刀、日本の鍔があろう西洋の藝術にも無論或る魂を現したものは多々ある眞の藝術として魂のないものはない、而かも西洋のは多くは或る魂を外に現したものである、日本の藝術は實に人間の魂、それも最も深き人間の魂を籠めたるもの、實に深き『内なる魂』の入つたものである。

てゐなくてはならぬとするに至つた斯の如き東洋精神文化は鎌倉時代以後に至つて我國に入り來つた。そして其の多くは禪僧によつて傳へられた。宋元の文化と禪とは殆んど同時に傳つたといつてもよいが、この二つは在來の我が國民思想と異なるもの多く、國民は興味を以て之を迎へ、殊に貴族武家五山の僧等はたいに歡迎し研究せん事を努めた。そして遂にこの東洋精神は茶の湯の流行につれて津々浦々にまで普及するに至り民衆化するを得たのである。

(ハツバク)

(.)  
近時西洋文化盛に入り來つて東洋文化と混合するは當然であるが、この時に當り、我々は此の美しき東洋精神を没却する事なく二者を好く調和して進まねばならぬ。近頃西洋では日本式の庭園を作り、テニスの上にも盆栽や箱庭をおき東洋趣味を理解せんとするものが多い。

繪畫の如きも、以前は線繪の如きをのみ愛してゐたが、現今では更に水墨の繪を愛するものが多くなつた、佛蘭西畫を見ても其の中に東洋的な精神を表現する事を重する傾向がある。劇に於ても舞踏に於ても日本風のものゝ取り入れられてゐるものが少くないやうである。我が國に於ても西洋文物を移入して、改良せぬ

ばならぬ事は多々あるが、東洋精神を没却することなく、これを基調とし、其の上に西洋文化を取り入れなくてはならぬ。東洋精神を復活させ、而して東西兩文化を融合するのは日本の使命である。斯くして日本人は完全なる日本文化を建設し、以て世界文化の上に寄与貢獻せねばならない。(第一義)

### 講演上誌



## 今日の新聞(上)

報知新聞副社長 太田正孝氏談

この筆記を見ますと、こんなやうにお話したかと、いままらのやうに思はれ、いやになります。しかも筆を入れるひまもなく、報知の社員をわづらはして、見ていたゞいたものを、そのままかゝげます。どうかしかるべくお讀みわけ下さい。なほ、日本評論社から出した『新聞その折々』をお讀み下されば幸ひです。(正孝記)

### ◇天下三分の使命

まづ、新聞の性質、新聞と社會との交渉などについて、申上げたい。素より、今日の新聞とて完全なものではない。而も、何々新聞といふ肩書はあるが、新聞は社會の公器であつて、これを改良するといふことはお互國民としても大切なことである。然らば、どうしたら今の新聞の改善が出来るかといふ意味においてお考へを願ひたいと思ふ。

御承知の通り、小學校の先生の数は現在において十五万人、僧侶の数が十五万人ある。吾々新聞關係によ

つて生活してゐる者が矢張十五万人ある。若し文化の發達といふことに於て、學校の先生、僧侶或は新聞記者といふものがこれに關係してゐるとしたならば、私も、いはゞ天下を三分してその一を擔つてゐる、といふ位の大切な立場にあるのである。今日は、私から甲上げるまでもなく、なか／＼金の勢力が盛になつてまゐつて、例へば三井さんの事業にしても、三菱さんの事業にしても、金に依つて強い力をこの世の中に現してゐるやうである。けれども、場合によつては三井さん三菱さんの持つてゐられるよりも強い——一種いふべからざる力を以て社會全般に接してゐるのが即ち

新聞であらうと思ふ。ここに面白いことは、皆様方は新聞は書くから勢力があると思はれるかも知れぬが、書かない場合にもまた一つの勢力があることである。禪で申す「黙」のいふことで、所謂黙殺するといふことである。牛程もある場所でお話したのであるが、ある政治に關係したことを書かない爲に憤慨した〇〇團がある。或一つの政治の意見について、その〇〇團が私共の持論と反對の意見を持つて居つて、而も、その意見が洗練されたものであり立派な根拠に基いてゐるかどうかについて少なからぬ疑があつたから、彼等の意見竝に彼等の行動を書かなかつたのである。所が書かないと、何故書かないかと言つて今度はくつたかゝつたのである。尤も、斯様な意味から申すと、現在新聞に書かなかつたならばもつと世の中が善く行くのではないかと思ふことも澤山ある。例へば、議會の野次の記事などでも、書くから議會が墮落するのだといふ論断も出来るだらうと思ふ。書かなかつたならば、さういふことによつて名を賣らうといふ者も無くなるから、議會も堂々と議論し堂々と法律なり豫算なりについて、協賛の實を擧げて行くといふことになるのではなからうかと思ふ。

よく、ロンドンタイムスには、日本の新聞の三面記事のうちに見る様な非道德的な若くは不道德的な記事はないから良い、といふことを申さるゝを聞くが、これは問題だらうと思ふ。ロンドンタイムスに日本にあるやうな不道德非道德な記事が無いからといつて、ロンドンの社會が非常に立派だとは申されまい。同じく犯罪についても、罪人を牢屋に入れてこれを懲らしめよく善良化せしめるといふことゝ、牢屋にも何にも入れずによく社會の善風に染ましめるといふ二つのやり方があらうと思ふ。事實の問題は別として、これを書いて世の中の誠とするか、書かずして人を治めるかといふことは別個の問題であらうと考へる。兎に角、新聞は書いても一つの勢力を生み、書かないでもまた勢力を生むのであつて、いづれにしても非常に大切な立場に置かれてゐるのである。

### ◇ 誰に讀ますか

我が國に、今日存在する新聞の中で、一番古いのは東京毎日新聞で、明治三年に出来てゐる。尤も、初めは横濱毎日新聞といひ次に東京横濱毎日新聞と改め、三轉して東京毎日新聞と變つたのである。其後の新聞

としては、明治五年に出来た東京日日新聞といふのと私のところの報知新聞(當時の郵便報知新聞)とが一番古いのであつて、指折數へて見るとさういふ新聞が出来てから五十有余年になつて居る。此間に、新聞は善い意味にも發達をし、又悪い方面も大分あつたやうである。

先づ、私の見た新聞といふものがどういふものであるかといふことについて、第一に申上げなければならぬ。人に依つていろ／＼説も違はうが、新聞といふものは少し理窟ばい言葉でいふと、『一般の社會文化の發達を目的とするもの』であつて、『現在の出来ごとを報道する機關』である。——と私は申上げたいのである。

『一般的』と私が申したのは、世の中の誰にも讀ますといふ意味である。誰にも普遍的に行互らなければならぬといふ意味である。例へば、總理大臣の讀む新聞も判任官の讀む新聞も同一の新聞であり、陸軍大將の讀む新聞も二等卒の讀む新聞も同じ新聞で役立てねばならない。岩崎さんや三井さんの讀む新聞と同じ新聞がない。無産階級の人たちにも矢張讀まれねばならない。また、大學の教授が讀むのと同じ新聞が、小學校の先生にも讀まれねばならないのである。換言すると、社會とい

ふものが、假りにアリストートルが云ふたやうに、第一階級、第二階級、第三階級と三つの階級から出来てゐるものとする、第一階級は即ち資本家であり知識階級であり而して有力な階級であつて、第三階級は無産階級であり知識の乏しい階級であり、第二階級は其中間の階級と稱することが出来よう。そこで此の何れの階級を目的として新聞を作るかといふ問題が起つて来るのである。よく世間では知識階級の讀む新聞といふことを云ふが、若しその階級のみに讀ます新聞を作るとするならば、それは非常にた易いことであり、同様に勞働者にも氣に入る新聞を作ることゝ甚だ樂なことであり、岩崎さん三井さんのやうな人達だけに讀まれる新聞を作ることゝお易い御用であり、花柳界にだけ讀ます新聞を作ることゝまた樂なことである。けれども、一つの新聞によつて、國民全般、第一階級第二階級第三階級總てに行互る新聞を作るといふことは非常にむづかしいことになつてゐるのである。外國の或る學者が、義務教育を受けた人々に社會教育を與へるのが新聞の使命であるといふことを申したが、つまりあらゆる階級に行互らなければならぬ、一般的に何處へも行互らなければならぬといふことをもつて、新聞

の使命の第一とする。この意味において、この新聞は『最大多数』の讀者を相手とし目的としなければならぬといふ原則が生れて来るのである。一寸した事柄であつても、唯それを部分的の社會にのみ讀ます目的を以て新聞は作らるべきものではないと私は信じて居る。それ故に新聞を作るに就てはいろいろの苦心を要するのであつて、總てに行互らしむる爲にはどういふ風に新聞を作つて行つたら宜いか、といふことが問題となるのである。それにはまづニュース即ち新聞記事の材料といふものはどういふ風にして出来るかといふことについてお考を願ひたい。これをニュース・ヴァリユールと云ふ。

### ◆ 新聞記者面

人間は變なもので、其の職業々々に通じて一つの感じがあるだらうと思ふ。第六感と申すのか、若くは職業感——職感と申すのか、例へば銀行の者が見たならば、直感でこの人はどうも信用の無ささうな顔つきであるとか、斯ういふ物を擔保としては宜くないとかいろ／＼の感じがあると思ふ。假に皆様と一緒に東京驛まで行くとする、皆様方は皆様方の職業に關聯して

の一つの直感を得られる。私は新聞記者として皆様のお感じにならない新聞材料のヒントを得るかも知れない。詰り新聞材料といふものは新聞記者眼から見たのであつて、所謂職業感である。今まで職業感のことを新聞記者に對してノーズ・フォア・ニュースといふ言葉を使つて居た。つまり「ニュースを臭ぐ鼻」といふ意味である。ところが最近面白いものを手に入れた。それは新聞記者とて別に他の人と違つた鼻を持つてゐるのではない。むしろ鼻よりは耳であるといふことを説いてゐるのである。即ちコンボースト・フォトグラフといふのである。鼠小僧、石川五右衛門、辨天小僧といふやうな犯罪者の顔を集めると泥棒面といふものが出来る。それと同じやうに新聞記者面といふものはどういふものであらうといふので、アメリカで十四人の有名な新聞記者の顔を集めてみた。ところがかういふコンボースト・フォトグラフが出来たのである。さうして、ノーズ・フォア・ニュースでなくて、イヤーズ・フォア・ニュース即ち耳が非常に發達してゐるといふことを申して居る。兎に角新聞記者の職感から出る一つの感じがあつて、それによつて多數誰にも向くやうに新聞の記事を作つて行かなければならぬのであ

る。しかも、誰にも行互るニュースを上手に書くといふことがなか／＼むづかしいことになつて来る。其書き方についてもなか／＼うるさいものである。私共學校で教はつた時には、文章といふものは第一に序論を書き其次に本論を書き最後に結論を書くものと教はつたものであるが、新聞記事は本論を最先に書き、それから後は比較的必要でない前後の事實を捉へて書く、最後に尙余白があつたらそれに對する感想記事などを書いて行くといふことになつて居る。それは何故さうせねばならないかと申すと、時間によつてどん／＼記事をとめて行つて、不要の所はどん／＼省き、新しい記事が出れば差しかへて行かなければならぬからである。長い時日の間に何頁で作るといふやうな雑誌とは趣が異ふのであつて、いはゞミミズのやうに、どこで切つてもよく、しかも意味のとれる文章が必要なのである。すつと平たくして、太閤記十段目になると、重次郎が戰場から歸つて來たのに對して光秀が知りたいたいの、敵の秀吉の軍狀がどうであるかといふことである。敵の様子を見に行く前に重次郎が初菊と別れを惜んだといふやうなことは第二段で、ましてや、初陣に出かける前に戀の終に於て許嫁の初菊とどうした、

お母さんが出てどうしたといふやうなことは第三段以下のこと、余白があつたら書くといふ位なことであつて、このやうな傾向は昨今世間のいろ／＼の文章にも響いて來たのではないかと思ふのである。尙ほついでに申しておくが、見出しまで記者が書くのではない、集つて來た原稿を採用するしないといふことは後でお話する、統一部（ある社では整理部といふ）できめるのであつて、見出しはその統一部の編輯する人によつて書かれ、統一されることになつて居る。その見出しの中一番大きく書いたのが大見出し、其次が中見出し、小見出しとなつて居る。原稿は、皆様方は辨へはいつた原稿用紙に書くのが新聞の記事とお考になるであろうが、さういふ用紙に書くのは小説であるとか論説であるとか時間に餘裕をもつてゐる人が書くに過ぎない。普通には「ザラ紙」に書くのであつて、上手になつて來ると（新聞の一行といふものは十五字詰になつて居る）きちんと十五字に書くやうになるのである。而もこの一枚の原稿を幾つかに割くのは工場の所でお話するが一つの記事を一人で拾ふのではないからで、澤山の人に分けて字をひろい、それをまた集めるといふことになつてゐるからである。なほ、もう一つ私は斯ういふ





太郎氏で、此人は非常に日本の爲めに貢献した優れた文化の先達である。一つ橋を造らされて以来、住友に入らているのの仕事をされましたが、一生の仕事として假名問題の改革を叫んだのである。大變話が飛ぶやうであるが、この假名位よく出来て居るものはないと思ふ。非常にいいものであつて、無論これは國粹運動としても必要な運動で、いつぞやもアンダーソンといふ新聞記者が、私の社へたづねて来たとき、しきりと羅馬字がいゝと言ふたが、私は羅馬字よりも假名は一層いいと申した。例へば「こ」といふ時には羅馬字ならば「C」と書かなければならぬが、日本には「こ」といふ字がある。いろ／＼大分議論をいたしたが、それは別問題といたして、今のやうな漢字では新聞を作るに非常にこまる。七百万個もあるやうな活字を使ふといふやうなことは文明の下落であると思ふのである。併し、私共は漢字を無暗に排斥しやうといふのではない。又支那の文學を排斥しやうといふでもない。それは拉丁語、ギリクがヨーロッパに於て一つの重大な價値を有してゐると同じやうに必要なことであらう、けれども、お互の日常のことにそんな漢字などの必要はないと堅く信ずるのである

殊に漢字の中には害あつても益のない場合が大分ある例へば、躊躇逡巡と言はなければ漢文を書く人は承知しないのであるが、これを「ためらふ」と書いたらどれだけちがはう。無論漢學者は漢字の一つ／＼に意味があるのでは、假名とは違ふと言ふかも知れない。更に一例としては、疲勞困憊と四字重ねて書かねばならぬのを「つかれる」と四字で書いたらどう違ふか。餘程考ふべき問題である。殊に昨今のやうにラヂオなどの盛になつて来た時に、アメリカの大統領がラヂオで、ツセージを出すのと違つて、總理大臣が「予は大命を拜し爰に國民に向つて何とかをすることは欣幸とする所なり」などいふたところが、國民の多數は、喜ぶといへば分るのを、欣幸などいふ言葉を國民一般に賜るのを見まして、いかにお心づかひあそばされてゐるかを拜察するのである。昨年大阪府で賜つたお言葉には「予の結婚に對し」と正確なるお言葉で仰せられて居る。貴いことではありませんか。とにかく誰にも行き互るといふ意味から申して、假名位ひ通つたものはないやうに思はれる。かやうに申すとを逆

を言ふ人がある。君はさういふ事をいふけれども、假名にするのと分らぬことがあるぢやないか。例へば「ひろしまのかきはうまい」と言つても、かきには貝殻の類と、木になる柿と二つある。文字に書いた時に迷ふぢやないかと言ふと、併しそれは英語でも同じやうな關係がある。例外を以てそれを捉へて言ふことは出来ない。何れにしても、漢字を使ふ爲めに、梓様がどれ位時間に於て努力に於て浪費して居られるか分らない小學教育から高等程度に至るまでの教育の間に於いて漢字の爲めにエキゾーストされてゐるお互の頭といふものは大變なもの、で此教育の中の三分の一は漢學國學の爲に使はれてゐる。而もちつとも益がないのである。實例であるが、尾崎行雄さんのお嬢さんが十四になるが、英語も十分書く、無論話すことは自由、もとよりお母さんの教育をうけた子供があれだけの知識を得て居るかといふと、得て居らない。申すまでもなく、知識をうまく發表するのが文字であるが、誰にも行互らせるといふ意味に於ては、漢字はなるべく制限して行かなければならない。かやうな意味に於て漢字制限運動といふものが起つたのである。尤も、只今東京日

日の副社長である矢野龍溪先生が、明治十九年に三千字★引を作つたことがある。然るに三千字では皆くやつて行けないので、七千字なり、九千字使ふやうになつたが、震災の少し前大正十二年五月に文部省に出来た臨時國語調査會に於て漢字を制限して、小學校に於ては千九百六十一字を使ふといふことを決議されたのである。まことに結構なことであつて、新聞の方面に於ては、使つたり止したりいろ／＼な關係があるが、昨年の六月一日に東京大阪の有力新聞十三社が共同宣言を發表して單字として二千八百八字、ルビ付として三千百十一字に制限することにいたしました。文部省の數より少し多いのであるが、それは新聞といふ立場から使ふ文字の關係が違つて居るからである。尤も文部省で入れたものを抜いたり、此方にあるもので向ふにないものもあるから、字數は直接の比較にはならない。

### ◇ モノタイプ

梓様も御承知のモノタイプといふ機械がある。これは鑄造と文選と植字とが同時に出来る非常に便利なものであるが、これも三千字に制限されて初めて使用出来るのであり、七千字、九千字ではどうにもならない

のである。これはタイプライターを想像下さればわかる。小さいプレートの中に七千字もの字がならべられないからである。このことはあとで詳しく述べるつもりであるが、プレートがあつて、これは固定されて居る。この表面には必要な一通りの文字が書いてあり、其裏面はそれ／＼字母になつて居る。此プレートの前面に丁字形のわくがあつて、これは自由に動く、プレート表面に、例へば太田の太のいふ字があると、其丁字形のわくの隅をそこへ持つて行き、ぎゅつと押すと溶解した鉛が太といふ字母に入つてそつくり活字になる。従つてプレート表面にある字以外は造れないことになる。日本の活字は拾つて手で組む。一度使つた活字を二度使ふ場合あり、三度使ふ場合がある。東京の或新聞がアメリカへ機械を譲へに行つて日本の活字を見せたところが、一体どの活字が本當の高さかと言はれたさうである。機械は紙の上を走つて行くから高い低いが多ければつきりと寫らぬ。それには前に申しました通り、三千字なら三千字で作し得るといふモノタイプの機械にならなければならぬ。字が足りないからといつてほかの活字をもつて来れば高さが違つてよく寫らないことになるからである。この意味で

## 趣 味 講 座 秋の日の 印象と感想

橋 田 東 聲

昔から秋を形容して天高くして馬肥ゆといふが、これはいかにも、秋の特質をよくいひ現はした言葉である。

氣爽かにして、空中の雲霧が皆拂拭されるから空が高く、深くなる。深くなるにつれて色はますます青くなる。それは、仰いでをれば氣味がわるくなる程の青さである。「蒼穹」といふ如き語は、秋の空でなくてはあたらな

い。秋の特性を「天高く」に見出したのは、詩人のいみじき發見である。  
馬肥えるといふが、肥えるものは馬ばかり

漢字制限といふことは結構なことであり、またさうしなければならぬことであらうと思ふ。明治六年に「まいにちひらがなしんぶん」といふ假名ばかりの新開が出来た。これは當時の譯選頭（今の選信大臣）の前島密といふ人が發行したもので、啓蒙社といふ字だけが漢字で、中は全部平假名で出来たものである。先刻も申した山下芳太郎氏の言つた言葉に「維新の革命で残されたもの一つは假名問題である。」といふのがあるが、正しく尊い言葉である。この漢字の爲にエキゾーストすることを止したならば、随分日本の文化は進んだらうと思ふ。ドイツが帝國を形作つたビスマルクの前のことを見ると、いろ／＼の方面の人がドイツ帝國の統一に盡力した中に、シルレルといふ人が「有名な詩人——矢張ドイツ本來の字をつかはねばならぬと、國粹運動の爲めに文章を書いて居る。日本も假名で進んで行つたならば如何ばかり便宜を受けることかと思ふのである。

## 陪 審 俗 談

法學博士 花井卓藏氏談

長くも明治大帝の御製に「罪あらば我を罪せよ天津神民は我身の生みし子なれば」と仰せられました、陪審の何ものたるやは固より説明の必要はあるまい。即ち明後年から誰でも裁判所に出られ陪審の席に就いて事件を扱はれる事になるのである。立憲政治がさだめられた上に、國民は裁判に參與する権利が生ずるのである。右に政治、左に判權を握られることが出来るので、立憲國民として其完備を期せられるのである。陪審制度は英國に於いては八百年の昔から歴史的に成



でない。大根も肥え、芋も肥え、人も亦肥えるのである。

氣滯み、風涼しく、氣温体に適度なるが故に、食おのづから進み、血のめぐりよく、呼吸正しくして、夜は快眠をむさぼることが出来るのである。馬も人も異るところはない。馬肥ゆる時は即ち人肥ゆる時である。

秋は收穫の季節である。「とりいれ」の時である。收穫！それはまた何といふ楽しい人間の営みであらう。冬から春へ、春から夏へ、それは實に粒々辛苦の長い月日であつた。風雨、虫害、早魃——いろいろの危難から漸く免れて今收穫のよろこびに會つたのである。農夫は田に畑に打ちつれて稻を刈り、豆をとり入れ、芋を掘る。自然相手の無邪氣なそれ等の勞働は彼等にとりては譬へんものもなき愉悅である。今でこそ、機械と物質の文明のために、彼等の勞働も苦患のたねとなり争議の因とさへなつたが、かつては勞働即ち藝術

であり遊戯で有り得たのである。

しかし、今尙、農村の勞働は、とくにもその收穫の勞働は人間の生活に與へる一つの藝術的感興に値ひする。ミレーが「落穂拾ひ」を描いたのは決して偶然でない。

月の光は秋に於て最も美しい。それは氣が澄んで、空が冴え渡るからである。月の光は美しいが、何となく哀感をさそふ。それが又寂しい秋の氣と合奏する。その上、夜の帷は景象を詩化するに力がある。かくて詩人は昔から秋の夜に月をながめては、歎き、哀しみ、うたをうたつた。

月みればちゞにもこのそかなしけれ  
わが身一つの秋にはあらぬ

斯う大江千里は悲しんでをる。秋の夜の感傷は大空にてり渡る月に於て、最も深くなる。窓には灯かけがもれて居やう。野からは笛の音が聞えるかも知れない。  
月をかなしむのもよい。然しわが國民はむ

長して來た。裁判には人民の意志を加へるべきが當然である。佛蘭西、獨逸は歴史的でなく革命の産物である。政治を役人の裁斷に任せて置けぬ、其處で政治

と同様に國民が裁斷に參與せぬは不當であると云ふので革命と同時に採用されたのは百二三十年前の昔である。日本に於ては大正十二年に法律が確定し、明後年より行はれる事になつた、立憲政治の運用と共に陪審制度も亦好結果を來すであらう。然して日本の陪審制度は、人民自由の保證とか司法權濫用の防止でなく、先帝の大御心に依つたもので陪審制度も先帝の大御心が政治と同様に裁判にも民意を酌まねばならぬと云ふのである。日本でも明治六年及八年の頃には陪審制度があつたが人民の陪審制度でなく官員の制度であつたが官員も人間であり感情に囚はれ易いと云はれた。官員の陪審制度は内務大藏等の各省から陪審の一員を出し罪の有無を官員の陪審に依て決定したもので、當時

未だ人文進まなかつたが、此の陪審に依つて長谷京都府事、牧村參事、廣澤參議の暗殺の時に無罪になつた裁判官の云ふ通りに確たる證據のないものは罪してはならぬと云ふ先帝の有難い大御心に依つて大正十二年に陪審制度を設けられたが先帝の思召に對し寧ろ遲きに失した感がある。立憲政治に依る陪審制度は、人民が陪審員となつて罪を犯したか、或は火を放つたか、人を殺したかと云ふ事などに就て、十二人の人が決するるので罪が無いと云つたら無罪と決するので、人民が人民を裁判するのである。昔は政府があらゆる政治を行ふた然し乍ら専横獨斷のそよりは免れなかつた。

◎

犯罪に就いても其の事の起らない前に備へねばならぬ、人間の事は人間が判るとは云へない。人間の法律は人間の作つたもので、天や神の作つたものではない

かしからあまりに秋を歎くに過ぎた。新時代の青年は月の詠歌をすて、太陽の禮讃に向ふべきではあるまいか。

秋は虫の世界である。

すいつちよ。まつ虫。鈴虫。轉虫。馬追。かねたゞき。きりんす。こほろぎ。

虫のお宿はやぶにもあれば、草原にもあり、前栽にもある。そしてそれ／＼の聲を合せて、每晚毎夜、いのちかざりに唄ひたのしむのである。

それはまことに一つの交響樂である。よもすがらなる虫の樂隊、月はそれに伴奏するかの如く、青空より、露は又葉の上より照り輝く。何んといふ可憐な美しき画境であらうか。鳴く虫ばかりではない。烏瓜の蔓や萩の下枝にしづかに餌を待つてをる蠅蠅の、づるいといはんよりも寧ろ愛すべき姿を見よ。宵の月にやゝ冷えた縁の鼻の上を、長いひげをふるはせて、しづかにあゆむ蟋蟀の可愛い歩み

に眼をやれよ。何れか、秋の画題ならざる。

秋はまた固より花の世界である。

幾なる一つ草とぞ春は見し秋はいろいろの花にぞありける

と古今の歌人はうたひ、

秋の野にさきたる花をおよび折りかきかぞふれば七草の花

と萬葉の歌人はうたつてをる。即ち、萩が花、尾花、葛花、撫子の花、女郎花、又、藤袴、朝顔の花、朝顔は後世桔梗を以てこれに替へたが、とにかく、いわゆる秋の七草とは之等を一ふのである。この外鶏頭があり紫菀があり菊があり秋海棠があり、千日紅があり醉蝶花があり百日紅がある。その上近頃は西洋草花がさかんに栽培せられてをる。コスモスの如きはもはや純然たる「日本の花」である。秋の花のうちでは萩が古來最も愛されてをる。すでに萬葉の時代からして秋の歌は多くある。けれども芭蕉の

人間味のない法律とか、人間味の無い裁判は法律でも裁判でもない。人間を離れた法律、人間を離れた裁判は成り立たないと云つて、今の法律や裁判が人間を離れたとは云はぬが、場所や位置に依つて考が違ふ即ち人間味人情味を以て緩和する。罪を犯す動機には色々ある。墮落して正業が嫌ひで五年十年乃至二十年といふ長い年月を、職業的の犯罪を行ふ者があるかと思へば食ふに食はれぬ爲めに往來に落ちてゐた僅か二十錢の金を拾ひ、五合の米を買ふと云ふ出来心もある。人間味人情味と云ふものに對し警察は知つて居りながら知らぬ振をして、おごそかな顔を以てむごたらしい刑に處するを以て、法律の任務を盡せりとなす裁判官が中にはある。今日の弊が萬一何れの時に來るなきを保せぬもので、裁判に民意を入れ慈悲慈愛、人間味と人情味の調和は陪審法の趣旨とする處で、裁判官に必要な慈悲慈愛、人間味人情味を加へるものである、故

に私は英國新聞の切抜きを持つて居る、之は「裁判官の慈悲」と題したもので其の概要は被告民は勞働者で一週一シリング(約十圓)の給料を取つてゐるもので裁判官の懲役六ヶ月の言ひ渡しに對し、被告は裁判官の前を立去らずに泣いてゐるので、裁判官は「本職が言ひ渡した裁判に間違ひがあると思ふか」と問ふと被告は、「いゝえ少しも裁判に不服はござりませぬ。私には御承知の通り年老いた母があります。私が牢獄に行くやうになれば母の顔を見る事が出來ないのは止むを得ませんが、昨日母の身寄が差し入れをして呉れた時に聞けば母の命は旦夕に迫つてゐるとのこと、一目遭ひたい、どうぞ判官殿これをお考へ願ひたい。」「尤もの次第だ、言ひ渡しは延期する、保釋を許すから、母の介抱をせよ」と言ひ、裁判官も泣く、書記も泣く、傍聴人も共に涙に誘はれた。此時被告の心裡には罪も科もなかつた、ただ病床に呻吟する老母の身の

白露をこぼさぬ萩のうねり哉  
と、ふ句は、萩の句として實に秀れてゐる。  
秋の野に咲ける秋萩秋風になびける  
が上に秋の露おけり

これは大伴家持の言葉のいたづらに過ぎない  
が、併し

夕ざれば野邊の秋萩うらわかみ露に  
ぬれつゝ秋まぢ難し

わが宿の萩の末長し秋風の吹きなむ  
時に咲かむと思ひて

萩が花咲けるをみれば君にあはずま  
ことに久になりにけるかも

などの境になると、萬葉人の前には、現代の  
吾々も頭があらぬのである。

尾花は薄である。どこいつて、とりたて  
ていへないが、考林でおもしろい花である。

清の詩言は草で  
秋の野のおしなべたるおかしさは薄に  
こそあれ、穂さきのすはうにいと濃き  
が朝ぎりに濡れて打ちなびきたるはさ

ばかりのものにやある  
といつて、薄の風情をほめてをる。萬葉の歌  
人も亦

人みなは萩を秋といふよしわれは尾花  
が末を秋とはいはむ

といつて、すゝきに軍配をあげてゐる。が、  
萩との優劣はともかくとして、尾花は

秋づけば尾花が上におく露の消ぬがに  
もとな思ほゆるかも

と萬葉にうたはれ、これを漱石がその傑作「草  
枕」の中に引用したので、萬葉をよまぬ人でも  
この歌だけは知るに至つたのである。何ん  
にしても尾花は日本人には感情の深い秋草で  
ある。也有の

物の正体見たり枯れ尾花

は有名であるが、句としてはよろしくない。  
近ごろは「すゝきを折りて海を聴く」といふ  
やうな童謡も出来てをれば、俗謡「枯れすゝ  
き」は一頃は御用聞きまでが唄ひながら歩いて  
ゐた。馬鹿に唄に人氣のある草である。

上をのみ思つたのであつた。斯くして裁判官の厚き情  
に被告は惶惶として久方振りになつかしの我が家へ馳  
せ着け介抱すること二日の後、遂に母は亡き人となつ  
たのである。

◎

斯くて被告は病母に死なれ、詮方なく、母の野邊  
の送りを済まし、直ぐ裁判所に駆着けた。そして裁判  
官に向つて云ふには「お蔭で母の死に目にも遭ひ、野  
邊の送りも済ましたから、肩く刑に服します。どうか  
前の刑を言ひ渡して下さい」聞いた裁判官は「誠によ  
き心がけである。法律や裁判は手段ではない、過ちを  
改めて善に遷らせるものである。お前の感心な心がけ  
に對し此の裁判は延期するが、被告は亡き母を葬る爲  
めだと言ひ渡しの際に泣いて懇へた心を決して忘れて  
はならぬ。一旦言ひ渡した裁判は何れ延期を續ける

お前の心さへ間違ひがなかつたら死ぬるまで延期す  
る」と裁判官はおごそかに申渡した。同國には執行猶  
豫と云ふ事はなく判決言ひ渡ししの猶豫があり、此の場  
合には判決言ひ渡ししの猶豫二ヶ年とあれば、二ヶ年後  
に刑を言ひ渡す。裁判は改過遷善が目的であるから、  
陪審で有罪なりと言ひ渡した際、裁判官は判決の猶豫  
で之をすくふのである。

◎

裁判官は國家的に裁判權を有し、又新聞は社會的に  
制裁權を有するものである。是は英國の新聞に出てゐ  
た小説で、或る銀行書記が小切手を偽造した事件で、  
百圓の小切手を千圓に變造して金を受取つた。年若き  
銀行書記が何故に斯る罪を犯したかと云ふに、眞に涙  
なくして語る事の出来ぬ悲惨な哀話がある。年若き後  
家さんが二人の子供を抱てゐるのを、夫が見捨て、米



この外桔梗、女郎花、なでしこなど、秋草物語をやれば、材料はいくらもあるが、こゝには先づこの邊で控へて置かう。

落葉は朝毎に多くなる。掃いても／＼落ちてくる。掃きあつめた落葉は、或る朝、庭の隅に置かれ、燃すことにした。マツチをすつて火をうつすとブス／＼とはじめは煙ばかりいぶつてゐたが、やがてばツと燃え上つて、焰があたりをあか／＼と照らし出した。煙が樹の間を縫ふて夕べの庭を美しく彩つた。落葉の火は次第に大きく燃え廣がつたのである。垣根越しに落葉焼く寺男を見た谷中の朝の散歩もわずれ難い。

落葉林に秋の日のしみに射した郊外の午後は正に一幅の水彩画である。大久保附近には斯うしたところも少なくなかつたが、今は恐く伐り開かれてしまつたであらう。戸山ヶ原の樺林にはいつて、ツルゲネエフの「あひびき」の二葉亭譯の冒頭を思ひ出したり、國木

田獨歩の武蔵野を持つて國分寺邊を歩るいたのは、今では、すでに遠い遠い昔の追想になつてしまつた。

秋雨が落葉をたゞく音はさびしいものである。たま／＼逢つた野鶯の秋雨をさけて林のかげにゐると、通り雨とばかり思つた雨が次第に降りつづつて中々止まうともせず、遂に自分の衣の袖をしとゞに濡らしてしまつた。やがて雨がやんだので、林を出ると、野の道がしつとりとしめつて、やゝ肌寒い夕べの空気にぞつとしたのであつた。

百舌鳥のなき聲くらむ秋をつよく感じさせるものはない。今も今とて、前の楓の木の下つべんでしきりに鳴いてゐる。一日ごととに空が青くなるこの頃である。

黍の穂の上でもよく鳴く。郊外に出ると、晴れ渡つた空に、遠くの家々が青くかすんで列んでゐる。秩父の山々であらう。それをそがひにして百姓の夫婦が畑に立つてゐる。黍の葉がさら／＼と風に鳴る。

國に行つたので非常に苦しんでゐた。之を見た若い銀行書記は此の後家さんと決して慰通じてゐた譯ではないが、實に氣の毒である悲惨であると見るに見兼ねて、救ひたいと思つてゐた。處が此の後家さんは九百圓の大金を金貸から負債になつてゐた。尤も之は夫の負ふ借財であるが、同家の親戚の中で返金する者があるに違ひないと云ふので、所謂高利貸根性から後家さんを責立てるので、夫の残した負債の爲めに後家さんは隣同志の縁故から泣いて呉れた銀行書記に此の窮狀を語つた。之を聞いた銀行書記は百圓の小切手へ〇を一つ書けば此の可憐な後家さんを救ふ事が出来るであらうと遂に恐るべき罪を犯したのである。裁判官は刑の言ひ渡しに當り陪審員が有罪の認定をしたので、裁判の延期を爲すか爲さぬかに頭を捻つた。其處で判決猶豫となつたが、裁判官は公判廷に傍聴の新聞記者に向ひ「新聞記者の方々よ、何うか此の哀れな記事を新

聞に書いて下さるな、僅に二十四歳の少年、それも色戀の爲めではなく、悲惨な境遇にある人間三人を救ふため、罪を犯してまでも救はふと云ふのであつた。若し之を新聞に書かれたなら、何處々々までも伸びやうとする若い青年のウチ止まりとなり、銀行に従事してゐる事も出来ないやうになる。頭の伸びやうはないから、新聞に書かぬやうにして呉れ。又哀れな後家と二人の子供も今此の悲惨な狀況を寫し出されると成長の後まで多くの人の語り草となり障害となるであらう」と云ふて裁判官は、公開の事であるから書く書かぬは自由であるが、何卒拙者が助けると同様に貴方がたも助けて下さいと云つた。

その翌日の新聞紙には此の事件に對する記事は一行もなかつた。社會の事は一人では出来ない、裁判官の

八百屋のもつてくる茄子の實が朝毎に小さくになると、栗が出る。栗のあのつや／＼した褐色はどうだ。私は栗をみると故郷をおもふ。故郷の山で栗を拾つた少年時代の甘い追想にふけるのである。

木の實ほどなつかしいものはない。

虫の世界は音楽の世界である。花の世界は色彩の世界即ち繪画の世界である。吾々は音楽をきき、花を見つゝ、心しづかに澄み、體すこやかにして、日々を平和に有り經ることが出来るのである。この感謝は秋に於てのみ吾々にある。燈下親しむべしといつて、秋を讀書の季節とするも亦固より、體すこやかにして心氣冷み、自ら沈潜するに適せる爲である。

秋に於て吾々に身の生き甲斐を感じる。すこやかにして秋を見るものは神に感謝すべきである。郊外にゆけ。山にゆけ。書齋にこもれ。画も見るべし。音楽もきくべし。而してたゞ健かにあれ。

秋を悲しと考へて、月に泣き雲に泣くときは舊時代の隨感傷である。



### 拾ひ よみ

郡役所も廢止となり町村長の責任も一層重大となつた、又昔日の町村役場と今日は違ふ、大に繁華を要する、大試練の秋に際會して居る。それが町村役場の名稱はおかしい、町村署として貰いたい、署の字は「アミフダ」「ツカサ」であつて一面官公署といふにも當措まるゝ局根縣の或る村長さんが提案〔新民〕

冥加冥助冥護——冥は幽冥即ち肉眼を以て見る事の出来ない世界、神佛の事であつてこの加被守護を冥加とも冥益とも申す、神佛とは正しきものと名で人が正しい道に生るゝ事は神佛の心に叶ふ所以

慈悲は寫るが、前の場合で云ふと社會的制裁の新聞に掲載しなかつたと云ふ處に、人情味人間味ある慈悲を發揮したものである。陪審の制度は罪の有無に拘らず被告人の心理や動機に對し救ふが道である。罪人を斯くの如く良きが上にも尙完全を期する人民裁判であつて、政府は各裁判所と共に陪審制度の宣傳に努めて居る。陪審の精神に至つては未だ説明されるに至つて居らんが、國民に司法上の人格權を授けられたものであつて、其の國民の司法上に於ける人格權を以て裁判の公正を期するものでは明かである。(完)

雜

興 (神戸松岡氏より)

讀易絕編非可望。從吾所好寧徬徨。  
詩餘元白輕還俗。書藝張瓊類典狂。  
長保餘生身鶴瘦。常藏斗酒氣鷹揚。  
興來展紙揮毫處。入座連山天際蒼。

小 讀 齋

である。佛陀に成る、菩薩の行を勵むと云ふのもこの意味に外ならぬ。正しく生きて行けばそこに神佛の冥護があると信ずる「心だに誠の道に叶ひなば祈らずとも神や守らむ」とはこの安心である。處が自分に自分の事が明瞭でないのは自分の顔が自分に見能はぬと同様、但し鏡を持つことによつて始めて見得る、これを方便といふ、そこで誠の道に生くべき方便とは宗教若しくは信仰の二つであり宗教は教主の教義信條に隨順修行するものであり、信仰は特殊の教義信條儀式を用ひずとも其説に信服する事に於て呼ばれる、自分の顔を見る事を知らない者は文明人の仲間入は出来ない。(護國時報)

教化の身は明鏡の如し千葉作藤雲影、  
滅食齋廢止を論ず高知白浪生、我等の要求帶帶清野生、勇斷果決開東關村田徳之上上讀者讀境。(刑務界八月號)

警視廳では狂犬の横行に鑑み狂犬豫防週間の名の下に歩は豫防注射或は一頭廿

五錢の代價をかけての野犬狩、それて廿五錢に目がくれて歩天下を駆け廻る失業者の一派、僅かの畜犬税を惜んで現々飼養の狗兒を見殺しにするブルジョア、功に誇る富商、必迫の經費を割いて二万圓の支出する農會、人と犬の社會に於ける一つの非喜活劇

犬は三年飼へば三年の恩を知る、猫は三年飼はれて三日で恩を忘れるの謬、狗子佛性ありの説を聞いて何と云はしてやりた、動物愛護家も考へるべしだ、恐水病はまだ病源体が不明で犬の總頭數六万對六百の狂犬、恐い恐い、そこで犬が罹病せないうように保護を加へる方法はないかと犬死説のあり。(警察協會雜誌)

攝政宮殿下御巡幸あつて難波家は黒川家として更正した、この噂を雨露風雪に任せておくは却て罪障の消滅とはならぬ。之を愚納に賜ひなば一寺を興し佛陀の本願に到達せしめむと熊本縣高田洞徳師は山口縣知事(請願)。(福岡日々)



# 刑獄聞集

(その六)

## △明治初期の獄制▽

香川生

### 自給官給の給與規則

明治五年の監獄制は廣汎複雑な獄制處遇を統一する爲め、監獄表門の開閉時刻から事務取扱の末節に涉つて、至れり盡せりの注意を拂つて、規定されたものと思はれたが、時利あらす申すべきか朝令暮改の憾を遺して葬られたつた、併し前にも述べた通り獄制の根本精神に至つては此の時代から鮮明になつて朝野の注意を惹き、急激に進歩したのである、其の後數年ならずして囚人給與規則が發布されて、食物被服臥具の給與、浴場の設備、入浴の度數等を定められた、併し此の給與規則に據ると「已決囚ハ總テ左ノ定規ニ從ヒ一旦官費ヲ以テ支給シ追次傭工錢收入ノ内ヨリ償却スヘ

シ」とあつて、飲食衣服臥具浴湯費雜費を一旦官費支辨として他日其費用を償還せしめたものである。未決囚の給與に關しては衣服は支給せず飲食臥具其他の費用は官給とするが貧困にして自給し能はざる者官給を乞ふ時は缺乏の品を貸與することゝ定められた、既決囚の衣服の項に「從前ノ衣服ハ獄吏之ヲ領置シ本行ノ獄衣ヲ與フベシ尤モ地方ニ依リ受業ノ方法未タ全ク備ハラズ結局傭工錢ヲ以テ獄衣新調ノ費ヲ償フニ足ラザル間ハ役場構内ノ工役及監内ノ常服ハ當分各囚從前ノ著服ヲ用ヒ或ハ古衣ヲ買テ之ヲ補フ等地方ノ適宜ニ從フベシ」とあつて既決囚は傭工錢を以て衣食費から浴湯費炊事洗濯等に要する薪炭まで支辨せしめたのである。現今は勿論作業工錢と稱した時代でも收入工錢の

十分の一乃至四と云ふやうに給與歩合と官の收入に組入れる歩合とは定めてあるが食費幾干、衣服費若干と計算して返還せしめるやうな規定も事實も無かつたが當時は資力なき者の外は自給自足主義で處遇したものであつたらしい、それ故に豫め飲食物の品種分量を定め、衣服の地質、色合から裁方、染料までも定めて其の代價を一定して置く必要がある、それで監内常服として柿色單衣一枚五十錢、袴一枚七十五錢、襦袢一枚三十錢、綿入一圓、三尺帯八錢五厘、手拭五錢種二筋二十五錢といふやうな時々市價に變動のある物までも給與規則に掲げてある、今日の金額から云へば低格であるが明治十年頃の米價一石三四圓時代の値段としてはベニガラ染の單衣五十錢袴七十五錢其他雜品の見積豫算の如きは廉價とは思はれぬ寧ろ獄衣として高價であつたやうに思ふ、其外に作業服として四季股引單衣拾衣綿入等が一回給せられたが、之にも相當代價を見積り、席枕蚊帳の類に至るまで費用が見積つてあり、浴湯は夏時は水浴せしむるが良しとして湯浴度數は既決囚には五月から十月迄休日を除て其他は毎日、十一月より十月迄毎月十二度、十一月より四月迄毎月六度

とし其浴湯費は既決囚五十錢未決囚は二十五錢としてあつた、現今では襟に氏名に代る稱呼番號を白布に記したものを縫ひ付けるが此の當時は上衣の背又は胸に番號を記して輕罪犯と重罪犯とを一見識別し得るやうにしたので別の布片を縫付けたのではないといふ。此の囚人給與規則は數年間實施せられたが明治十三年七月刑法が發布せられたが、獄則の方面では十四年三月十八日在監人給與規則を發布し囚人給與規則を廢した此の規則で從前の既決囚の衣食其他雜費自辨の方針は變更されて、既決囚の獄衣類は總て之を貸與する。未決者の衣類は總て自辨とし臥具は之を貸與すると改まつた、其他の雜費も償還するといふ如き規定は全然無くなつた、そうして衣類の色合は既決囚のは紺色とし懲治人のは淺藍色となつた、稱呼番號も白布に記して外襟に縫着することに改まつた、それから浴湯度數等も改まつたが、要するに自辨が官給となつたに過ぎないが又以て行刑思想の變化が窺はれるのである。同年七月二十二日在監人傭工錢規則を發布されて「定役ニ服スル囚徒現役一百日ヲ經レバ始テ各自ノ工錢ヲ料定シ之ヲ十分シテ其一分ヲ與ヘ」云々と云ふ規定を始めとして無定役囚未決者懲治人の工錢並其使途



保管等を定めたるが、これは十四年九月十九日監獄則が發布されて、前の在監人規則と共に廢止された、其後此の監獄則が遇囚諸般の指針となつたのである。

## 明治第二期の獄制

### 監獄の種類其の監督

十五年から實施の監獄則で監獄の種類を六種とすると定められた、其一は留置場、其二は監倉、其三は懲治場、其四は拘留場、其五は懲役場其六は集治監である。

留置場は刑事の被告人を一時留置する場所であつて裁判所内又警察署内に附屬して設けられた、時宜に由つては刑事留置人を一時留置する外拘留場に處せられた者を拘留して置くことが出来る、監倉は刑事被告人を拘禁する所で即ち後の拘留監である。懲治場は八歳以上十二歳未満の犯罪者は刑を以て論ぜず、十二歳以上十六歳未満の者は是非を辨別する能力ありや否やに由て罪を論し又は罪を論せずとして、其不論罪の者を收容したのである。其外に瘠弱にして犯罪したるものも懲治人として收容した、尙尊屬親の願に由て不良の少年を入れたるは後に廢止された、拘留場は拘留の場に處せられた者を拘禁する所、懲役場は懲役又は禁錮の刑に處せられた者を拘禁する場所、集治監は徒刑流刑及禁

重なるものは

- (一) 集治監を設けたること
- (二) 在監者の情願を許すこと
- (三) 女子其子を乳養せんと請ふときは許すこと
- (四) 能く獄則を守る者を選び傳告者、請工者と爲すこと
- (五) 懲罰、種類を定め成年囚幼年囚懲治人の別に依り差別を設けたること

國庫支辨の監獄―集治監には徒刑流刑禁錮の刑に處せられたるを、拘禁したのであるが、これは刑法に此等の者は島地に發遣すといふ規定があつたので一監獄則に斯く規定された、そうして其島地は北海道であると指定したのである。此の規定は我法典編纂の顧問佛人ボアツナードが自國の例に倣つて我邦の法典編纂に應用したのであると聞くが昔時八丈島へ流罪した歴史もあり新律綱領改定律令にも規定があるから必ずしもボ氏の獨創に首肯したるものと思はれず眞偽のほどは私には分らない、御承知であらうが、徒刑には有期徒刑、無期徒刑があつて、有期徒刑は十二年以上以下である。流刑にも有期無期があつて其期間は徒刑と同じであつた内地の集治監には流刑の次の禁錮刑の者をも集禁した、禁錮は重禁獄が九年以上十一年以下、輕禁獄は六年以上八年以下であつた此の流刑や禁錮は國事犯に適用されたのであつて國事犯者は重禁も多し又危病であるといふので、長刑期の者は僻道之地へ隔離したのであらうと思ふ。そこで北海道へ送るにしても徒刑流刑の者

の刑に處せられた者を集禁する場所但し北海道に在る集治監には徒刑流刑に處せられた者だけで禁錮の刑の者は收容しなかつた以上六種の中の留置場で裁判所内に附屬した留置場は裁判所に審理の爲め召集された場合一時留置するとか監倉に入る前一時留置するといふやうに短時間留置したのであつたが、明治二十二年裁判所構成法が實施せられてから以後廢止になつたので其以降は留置場といへば警察署内の留置場のみとなつた。それで實際には巡查が被告人を裁判所に引致しても留置場所がないので不便になつた、今日では控室など一監視して居るのである、六種監獄中集治監だけは別個の建物であつたが、他の監倉拘留場懲役場は一廓内に建物を別にし又一棟の建物を區劃して拘禁した、尤も男女は別に又既決囚人と未決囚人は建物を別にした、此の六種監獄中集治監だけは内務大臣の直轄で其餘の内務大臣の管轄ではあるが其の中間に警視總監、府縣知事、道長官が管理するのであつた、即ち東京府下の監獄は警視總監、各府縣の監獄は府縣知事、北海道の監獄は道長官が中間監督權を有して居たのである。當時の監獄の種別や監督の事は今日此の職に従事せらるる多數の人々は御承知であらうが下級初任の人の爲めにも一言したのである。

### 新設の監獄及處遇規定

此の十五年の監獄則は同年から施行の刑法の精神に伴ふやうに出來上つたのであるが、其新に設けられた

が一人出來たからとて其度毎に多くの費用をかけて、押送するとも出來ぬから或人員に達するまでは内地の監獄へ留めて置た其の當時集治監へ送るには或場所まで警察選擇で押送し、其處に集治監から引取の爲め出張して來た集治監の吏員に渡す、吏員は之を經て汽船で北海道に引送るのであつた、それが一年に三四回であつた。其の集治監へ送る迄の間一時留置し爲めに各地に假留監なるものを設けたのである。小菅、宮城、三池などに假留監を設け島地へ送るまで留置した、ところが徒刑とか流刑とか云ふ長期の者であるから釋放されるのはそれで北海道の集治監に續めて少い、拘禁の餘裕を生せず、從て假留監から移送は出來ない、假留監は漸次人員は減へ、一時留置の管なのが三年五年にもなる、それで小菅宮城三池は遂に假留監であり又集治監となつて、集治監は北海道に存在すると限らぬやうになつた。神戸にも一時假留監があつたが三十年頃廢止となつた、集治監が小菅、三池、宮城に出來てからは、九州山陰山陽は三池、關西東海方面は小菅、北陸東北方面は宮城といふやうに徒刑流刑の押送區分が定められた。此の集治監は内務大臣の直轄で其監獄費は最初から國庫の支辨であつた、從て地方費支辨の監獄より職員も裕であり待遇も良かつたので地方監獄職員は之を羨んだものであつた。

### 優良囚

傳告者請工者といふのは在監者中能く獄則を守る者

を選び之に充てたのであつて、傳告者は官吏の命令を在監者に傳へるのである。誘工者は工場に在て就業者を勸誘し獎勵するのである。但し傳告者も誘工者も長期間其役目を繼續させると自ら横暴を極めるとか依姑最負をするとか我儘偏頗の振舞に陥る等があるから、滿六箇月以上は繼續させないことになつて居た。それに念入りに「傳告者及誘工者ハ私ニ在監人ヲ使役シ若クハ凌辱スルノ所爲アルヲ許サズ」と禁止項目まで添へてあつた、古く率職した人から聞くと此の傳告者誘工者の制は弊害があつたと云ふことで其故にや二十二年改正の際には削除された、多分前述へたやうに己が力柄を恃み我儘な振舞があつたのであらうが、統御の方法宜きを得ば自治制に導く一端になるではなからうか、官吏が之と昵近になつて取締が弛むやうになつては行刑の基礎觀念が搖くから無論弊害があるが其邊に考慮して注意周到なれば相當の効果を擧げ得るではなからうか、斯くして官吏の員數を減少し得るでなからうか、或は時代後れの淺見ぢやと譏られるか知らぬが私は此の制に未練が残る。

### 懲罰

懲罰の種類は犯罪行爲の輕重を量りて、(一)通信、(二)

年者懲治人の減食罰は飯量は減ずるが菜は減ぜず日限も三日以内であつた、幼年者や懲治人の懲罰に獨愼といふのがあつて七晝夜以内を限り一室に獨居させた。之は専ら内省せしめるのが本旨であるから作業は科せぬのであつた、顧みれば明治五年の監獄則は殆ど實施に至らずして廢されたが、同監獄の懲罰には、鐵棒を兩足に緊鎖する棒鎖と稱する懲罰、兩手を伸べ二貫五百目乃至三貫目の鐵丸等を掌上に置て五六十間の地を往來せしめる鐵丸の懲罰、一荷二十貫の石又は水桶を擔はせて五六十間往來させる擔重と稱する懲罰、手足を十字架に緊縛して其の臂を打つ懲罰と稱する懲罰があつた、それに脱監逃亡等を企つる者は偏袖又は兩袖を淺緑色とするとか三四犯に及ぶ者は偏髪を剃るといふ懲罰もあつて異様な風體であつたであらうと思ふ。それの十五年監獄則の懲罰と對照して考へると隔世の感がある。それから一つ此の十五年の監獄則の規定の中で奇異の感を起すのは、無期徒刑の者が逃走したり又は獄舎獄具を破壊し又は暴行脅迫をするとき或は其他の重輕罪を犯したときは、刑法第何條に依り何々の刑に處すなといふのでなくして監獄則に科罰が規定してある。それは兩脚又は片脚に鉄を施して其鉄に鐵丸の付いた鐵索を貫きて、腰間に繫帶させたのであ

屏禁、三減食、四閉室、これが既決囚の懲罰の名稱である十六歳未満の既決囚及懲治人の獄則違反には(一)獨愼、(二)減食、となつて居た。拘留刑の者又は未決者の違反行爲に對しては減食することを得と定められた、絶信といふのは親族故舊と信書の往復や接見すること、禁じたので其期間は有限又は無限と復つてあつた。今日は感化規律に妨ある信書は發送受授を禁するが、之は信書其ものを檢閲しての處置であつて懲罰ではない。此の絶信は發信書を筆寫せしめず受信者は受けしめず即ち信書の内容如何に係らず發受を許さぬといふ懲罰である。憲法發布以前信書の自由を保障されない時代であつたから斯様な制限規定も爲し得たのであらう。屏禁は今日の輕屏禁に該當するが作業は必ず科する、閉室は重屏禁よりも一層室内に光線の通せぬやう眞暗くする其上に常食の二分の一若くは三分の二を減じ鹽湯二品の外菜を與へずといふ減食罰と仍ほ臥具を禁する、其極度は七晝夜で若し七晝夜の極度の科罰でも改悛の狀なきときは一旦免じて更に科することが出来るのであつた、減食は常食の二の一若くは三の二を減じ鹽湯の外菜を與へない但し發育盛りの十六歳未満の幼

る、其期間は三月以上五年以下で、其長短は犯情に依つて定めたのである。二十二年改正の後には一年以上五年以下、輕いのは一月以上一年以下再び犯せば五年以上十年以下と定められてある。何しろ一生を監獄で送る無期徒刑の者であるから其終身刑の上に刑の加へやうがないので斯様な科罰が設けられたのであらう。其の裁判官渡は集治監典獄の權限であつたことも意外な感じがある。

それから徒刑以下常事犯の者には假出獄の制あることは今日と論らぬが流刑の者は風閉を免すといふ刑法の規定があつて、徒刑の假出獄と同様の制度があつた。そうして北海道集治監に在る刑者に對して假出獄を許された者又は流刑者にして風閉を免せられたる者は、其監獄近傍の地に住居せしめて集治監典獄の監督を受けしめる、土地家屋なきものには貸與する。而して家屋を築くには將來市街村落を創設するの便を慮りて計畫するを要するとしてある。若し此等の者が肥田者其他の親族を招き同居したいと請ふとき、それは殖民政策の一端として此等の者を永住せしめて未開地を開拓する方針に出てものであらうと思ふ現に北海道の開拓は此種の人の力に負ふ所多かつたこととは誰も認めて居る所である。以上五六の事項の外十五年の監獄則で新に設けられた規定は澤山あるが二十二年改正監獄則に襲用せられて居て多數の諸君は御承知であらうし又削除された部分に就ては喋々を要せぬと思ふから、十五年監獄則のことは此邊でやめる。

## 武道獎勵に就いて

小菅刑務所長

有馬四郎助

武藝に就いては、何の嗜みもない一個の門外漢に過ぎない者が、彼れ此れを云爲するには中らない様に思はれ、自分乍ら僭越の怖れを感じないでも無い、されど又武道と云ふ大きな精神から考へて見れば、強ち武藝の嗜みが無いからとて、必ずしも一見地を有し能はぬ譯のものでも無い、寧ろ達觀的に云ふならば、局外者の方により多く着想若くは批評の公平を得るのが事實の様でもある、俗に「局に諒る者能く感ふ」と云ふ例言の在るのは、矢張り是等の場合にも多少の意味を有するかも知れぬ。

倍、近時我刑務界に於いて武道の獎勵が著しく各地に勃興し、殊に刑務協會が主として技に力を致し、劃策大いに力むる所あるに至つた事は、眞に斯界の爲め

の具とせらるゝが如き、單に之れを戰場に於ける人衆の用に供し、又は食ひ物としての見世物と爲すが如き、甚だしきは恐喝や復讐等の兇器に用ゆるが如き、其他武道の精神に遠ざかる甚だしきものゝ用に供せらるゝ場合は、決して尠くは無い。有體に云へば、我國の警察官刑務官若くは軍隊等に於いても、舊來大いに重要視せられて、殆ど流行的とも云ふ可きものがあつたが、之れは如何にも職務執行上、色々の困難の中に敢然として勇往奮然として邁進せねばならぬ役目なるが故に、これこそ武道に依つて忠魂養育を涵養し、以て所謂平和の戰爭を克く戦ひ、其處に勝利を得る爲めに最も適當にして且つ最も有效なるものが此の武道の外に無いのであるから、斯の如き流行を見るのは、之れは必然の勢と云はねばならぬ。然るに、之れすら動もすれば極めて低級に取扱はれ、若くは誤解されて單に腕力を養つて兇賊を押へ又は敵を殺す所の道具たるに止まらしむるの感無きに非ず、と云つても之れを否むる人が段々興り來つて、之等の弊風より救済されん事を唱道する事と成つたから、現在に於いては、幸にして技に省る人が段々興り來つて、之等の弊風より救済されん事を唱道する事と成つたから、現在に於いては、幸にして眞の武士に武道の振興發達を遂ぐるに至り、然して眞の武士

に慶す可きである。由來武道は我國武士道の權化と云ひ得るものであつて、尙武の國民性には必然の産物である。故に今日に於いても武道の廢る事なく、機械科學の發達に伴ふて猶益々必要視せらるゝ所以であらう否、科學萬能の弊より救はるゝ唯一の手段として、頗る重要視す可きものとなつた事を忘れてはならぬ、武道の眞髓は云ふ迄もなく、藝に非ず術に非ず、全く精神、云ひ換ゆれば膽力、猶重ねて言へば忠魂義膽にある。是の精神力は、機械科學の全盛を極むる西洋諸國人の甚だ理解し能はざる所のものであつて、特別な東洋の産物思想より發生する幽玄崇高なる理想力に因るに非ずんば、容易に解決し能はざるものである、此の武道の如きは即ち東洋的鍛練哲學とも稱し得るもの之れに出つて一種の精神科學として、我國の武道は永久に持續せられ且つ發達を遂ぐ可き運命に置かれて居る事を、我々は至幸とする。

是の高尙なる武道も、時に墮落して似而非なるものとならないとも云へない。若し斯様のものと成れば其の用を爲さざるは勿論、動もすれば惡用せらるゝ例もないでは無い。即ち人を助くるの道が變じて人を殺す

道的精神が、有形無形に活動する事は明である、此の點に就いて吾人類の意を強うし、其の成功を祈つて止まないものである。

實驗上の事實に徴すれば、大いに役に立つものには必ず又一面に大いに害を爲す恐れを持つて居る、と云ふ他の事例に違はず、此の武道に於いても一面に最も恐る可く忌む可き弊を伴ふ事、既に述べた通りであるが、猶一言を禁じ能はぬものは所謂武術家へ敢へて武道家と言はず）なる人の中には、素行に於いて不満足なる點を免れずと云ひ、尠くも斗酒猶辭せずと云ふが如き惡條件が何時も附隨する事は、其の人の爲め又は武道の爲めに眞に惜む可きものと思ふ場合が尠くないどうかすると、昔草雄び酒と色とを愛し、英雄は小理を省みずと云ひ、劍客も亦豪放にして、斯る惡條件の附着するを寧ろ當然と爲すが如き風情無きに非ず。而して世間も亦之れを許して怪しまぬ風が無い様でもない。所が警察官や刑務官の如き、執行務の衝に當る役目柄のものは、到底斯る惡條件が品行の上に附着して居る様では、恰も氷炭相容れざるが如く、之れを認容する事は決して許し能はざる事論を俟たない。殊に現



代の如く、群衆心理に著き變動を來たしたる場合に斯る豪放粗慢の性格にては、全然其の職分を竭す事は不可能である。

極言すれば我々刑務官に於いては舊時の如く、單にブルドッグの役目を爲すを以て足れりとする時代ならば兎も角、今日の如く進歩せる社會に於いて、高尚なる役目を以て期待せられ、其處に重大なる責任を負はされて居る以上は、最早斯る低級なるブルドッグ式の武術家を以て充す様な事になつたら、之れは所謂非常なる時代逆行即ち時代錯誤の甚だしきものであつて、今日の行刑制度を根本から覆す導因となる、之れは誠に由々敷き大事とせなくてはなるまい。是れ在るが故に。吾人は武術の門外漢乍らも吾人の卑見を我が同勞諸君に訴へて、敢へて教へを乞はんとするものである。清冽なる山間の清泉も、遠く流れて其の末流に到れば遂に濁濁を免れぬ如く、武道の根本義も、崇高にして清純潔白のものであるが、其の末流を汲む所のもの往々にして汚流濁水を飲まねばならぬとも限らぬ。之れは最も恐る可く忌む可き事であつて、其の害の及ぶ所や測り知る可らざるものがある、吾人は不知不識の間に

より謂ふても、最も望ましい事である。

此の趣旨からすれば、優勝旗の如き名譽旗を與ふるにしても、成る可く一般的の標準を目的として餘り飛び切りの有段者の如きは、之れを決勝點數外に置く可きである、詳しく云へば、初段位を標準として以下二三段階限りの程度を標準として選手を集め、其の邊の標準力を以て相競はしむる事にし、即ち優勝旗は斯る標準力を有するもの、範圍に於いて獲得する事にするを最も可とせなければならぬ。何となれば其の邊の力にまでは容易に常人の達し得べきものであり又達せしむ可きものであつて、之れに因つて武術も機械的でなく、機械的となり、斯くして武術の效用が實際的となるからである。但し優秀なる妙技者を敢へて排する所以で無く、之れは特別なる有技者として決勝數外に之れを禮遇し、夫れ相當の賞譽を與へる事にして至當かと思はれる。されば、傭兵の技術者を以て其の爲めに専門役を勤めさするが如き弊害も、防がるゝ所以であるまいか。要するに武術の獎勵は其の勤務所に於ける一般的武力を獎勵するに非ずんば、其の意味を成

斯る弊害に陥る事なくんば誠に結構である。

此の度計劃せらるゝ所の武術大會に於いては、如何なる方法に於いて選手を集め、又如何なる決勝法を以てせらるゝか、其の詳細を知る事は出来ない、蓋し孰れにしても武道獎勵を目的とせらるゝものであれば、其の目的を達する爲めに最善の順序方法に據られる事は謂ふ迄も無い、必ずや適當なる名案に依つて執行せらるゝを信じて、大なる期待を有する事を一言して置く。吾人は斯く信頼して夫れに就いて細かなる具体案を提言するの必要を感じないのである。然し乍ら吾人の切に希望して已まない一事がある。餘の儀では無い武道の獎勵と云へば、只優秀なる選手を造り、而して殆んど常人の企て及ぶ可らざる妙技を洗練せしめ、以て之れを嘆美賞揚するの一點に墮して了ふが如き事になつては、之れは大なる弊害を造り、之れを獎勵する事に當るので、此の一事は當局者一般の者が決して望む所でない、否最も恐れて忌避する所のものである。常人の企及せざる非凡の妙技者一人を造るよりも、妙技者ならざる平凡の武術家を多く造るを以て其の主義とすべきは、實用上の利益から云ふても亦武道の精神

さない事を最も深く記憶す可き事と信ずる。

聞く所に依れば、京都に於ける武徳大會の如きは、頗る其の精神を重んじ、徒らに技術の末のみに拘泥しないと云ふではないか。故に其の態度精神に最も注意を拂ひ、苟も其の點に欠くる所があれば、其の審判に及第する事が出来ない。普通の道場杯に有り勝ちの勝負取りに熱中して其の他を省みず、徒らに見世物的盛當を演ずるが如きは武徳會に於いては最も卑屈で之れを採らなると云ふ。斯くて斯かる場合に、如何にして武徳會が築り來れる選手に對して振舞ふかを聞くに、簡單なるお粗末千萬の澤庵と梅十のみを物菜となせる辨當を以つてし、賞品に至つては悉く扇子更に甲乙が無い、而して飲酒の如きは最も醇禁するとの事である世間動もすれば酒盛りの口實に用ひて、斯かる會合を全く飲み合ひ踊り合ひの醜會たらしめるに終らしめるが如き實例に比較して、其の差果して如何であるか鑑みねばならぬ。(終)

# 大観小観

## 獨裁政治の流行

國民の意志を代表した議會によつて國政を行つて行かうとする要求は專制政治から議會政治への展開であつた十八世紀の人々の眞摯な考へであつた。ところが今日ではどうだ議會は果して國民の意志を代表してゐるであらうか。國民生活は議會によつて安定されてゐるであらうか。普選になつたらとそれを望んでゐるが、一足お先に實行してゐる歐米先進國の輿論政治はどうか。普選ではあるが、實際に政務をとる政黨はどうか、ほんとうに國民の意志によつて政策を立てゝゐるであらうか。吾々さうではない、歐洲の人々は政黨政治には飽きた。失望した。議會政治は忽ち不信用になつてしまつたのである。

我國の現状は如何、どうやらこの冬邊りは始めての普選で改選が行はれさうであるが、この頃の政黨――



職業政治家の言動を見ると、どうやら普選になつて見ても、政黨と云ふものが議會政治をやる以上、歐洲の人々が感じたと同じ思ひを強めるに過ぎないであらう。それを今頃感ず

るなどは遅く、二十年も昔に今日を喝破してゐた大谷光陽氏の達觀に今更恐れ入る。

今や歐洲に於いては新しい政治の方式があらはれた、そしてそれは各團によつて行はれてゐる。すなはち



# 善心惡心

生

本篇は、東京釋放者保護事業聯盟主催の宣傳講演會に於ける加藤唯堂氏窪川旭丈氏の講話の意味を一の土台としてつゞり合はせたものであります。――筆者註

去日某新聞に、斯んな記事が載つてゐた。その大要を云ふと

京都で有名な畫家××氏の邸宅へ覆面の強盜が便所口を破つておし入つた。座敷には、弟子の○○が××氏の旅行不在中であつたので、大の字になつて寢てゐた。強盜先生それとは知らず弟子のねてゐるのを見て、いくら畫家や文士は貧乏者が多いといつても、これだけ大きな家にゐる有名な畫の先生である、あはよくば、しこたま仕事になるかも知れまいぞと氣味のわるくにやりと微笑したかも知れないが、

「おいおきろ」と就をけつてゆりおこして見ると先生でないらしい。そろ／＼とすぐ文句をならべたてるには、余りに拍子ぬけがした。もづ／＼してゐると

「何だい、やつと眠つたところをおこしやがつて」

弟子は落ちつき拂つておき上ると、平氣で返つて鼻箱をこぼした。

「先生は、どこへいつたんだい」

「ふん先生か？」

○○が十圓の小使錢でももつてゐたらとられては大變とらうたへたかも知れまいが、身になればそこを安心。「先生なんかどこへいつてるかわかるもんか、ピタ錢一文もなくならなけりやこんな家には歸つて来やせん」

「先生がゐなくとも、少しは金はあらう」

「馬鹿いへねえ」

弟子の○○はたまらないやうにごろんと仰向に轉んで

「一文だつてあるものか？ 俺は腹がべこ／＼にへつてもう動くこともしやべることも嫌なんだ、雨はふる。先生はゐない。とう／＼けうは、寝めし／＼へんだ。といつて借りにゆくところはなし、えいまよ、こんな晩は寢た方が安全と、背からこうしてねころんだが余り腹がすきすぎて、どうしても眠れもしやしない。やつとのことでねむりついて、うつ／＼するとおこされて、空いた腹がぎゆう／＼なるよ。君すまないが、もち合せがあつたら、ちつともおいていつてくれまいか。先生がかへつて小遣もらつたらきつと返却はするよ。」

強盜の男、げんげんな顔をして弟子の○○の云ふことをきいてゐたが、いつはりのないその言葉をき、終ると、之を滑稽の心といふか、仁の端のあらはれと名けるのか、やがて財布をはたいて

「強盜するほどの俺の身の上だ。俺も金はもつてはゐないが、ひるから飯をくはないとは實にお前も可哀想だ」

と五十錢だまを投げ出して

「こればつちでは仕様ががないが、朝になつたら温い飯でもくつてくれ。やあ、とんだ邪魔をした。まあ静かに休んでくれ」

獨裁政治だ。ある獨裁政治家によりて國民の意志が如實に政治化されるのが、議會政治などより、どの位手間が入らなくて、きながらに實現するか知れない——これが現今歐洲人の頭を支配してゐる政治意識だ。ては誰がやつてゐるか、まづロシアのレーニン、イタリーのムツソリーニ、フランスのボアンカール、その他スペインのリベラ、ポーランドのピルズドスキー、ギリシャのリコンディリス、ドイツのヒレデラプ、形は多少違つても似た獨裁政治であることには疑はない。なかならず、イタリーのムツソリーニが一番露骨である。

そしてこれらの政治家は議會以外に國民を見出して、團體の、黨の、國會だのと云ふ政治家の政策を悪くこそすれ、良くするきつくないのなほ餘計なものを排除して、すべてこれを政治として行ふのが獨裁政治の精神である、がそれは何と云ふ時代錯誤であらう。挿入の漫畫は獨裁政治家のモデルであるムツソリーニを各國の政治家が盛に寫生してゐるところである、これが歐洲の現状なのだ。

### 南北渦巻く支那

「支那の戦争」と云はゞ強引の種になるほどお芝居気分がたつぷりである。それに戦争しても決して死傷者を出さぬところなど外方では見れぬ手ざわである。

支那の政局は支那を一つの舞臺と見て舞臺に登場する人物を長い眼で見ていると思へばよい。すなはち馮國祥だ、張作霖だのはもう出幕がすんで、樂屋へ引下つてしまつた。今の幕では先には張作霖に小びどくやられた吳佩孚が、今は意氣を盛かへして天晴北方に覇を稱へ、陣中日月ありとしてゐたが、忽ち花道にあたりて、鯨波起り、まどうら若き大將ながら、威風堂々と寄せて来た。そして忽ち吳佩孚の軍を散散して舞臺の上手にとつしと座を定めた風格は實にあたりを壓した。この大將こそは南方廣東政府の實力を振る蔣介石として「北伐軍」の總帥である。しかしその手兵は恐いのではない。

最初の意氣込もどこかへ悄然と彼は立去つた。

これは、單なる社會の一事實である。然しこゝに大なる人間の姿を如實にみせつけられたのである。

強盜の男が、便所のくさいのにも氣付かずに、道入こむときの心は、言ふ迄もなくおそろしい悪人であり鬼心そのものである。そこには、人間の姿はなく全くの獸の心である。而てこの男は、若しそこで大聲をあげてさばられるとか、何くそと刃物を以て手向はれるとかしたならば、脊に腹はかへられぬ。或は、更におそろしい殺人傷害の危害を加へるに至つたかも知れないのである。

けれど又、空腹をかゝへてあへてゐるその畫家の弟子に同情をして、これでも温い飯でもくへよ」とあり金をはたいてめぐんでやゝ心は、普通の世間でさへ人情稀薄のこの頃では見ることに出来ない神や佛にちかひ美しい同情の心でありおそらく神さまは、その心はえには微笑をたゝへて禮讃されたにちがひあるまい。同じ人間、同じ顔と心をもつた人間であり乍ら之は何といふ心の差違であらうか。

併しこゝにこの例を引用したのは、強賊の快心をあげるためでもなく、強ち善惡二心を虚無的に否定しやうといふのではない。が、吾々は、こゝで人間の心は善か悪かといふことを一應考察してみたいと思ふのである。

一人の性は、善か悪かといふことは、哲學的には昔から所論はあるが、いづれにきめることも甚だ困難なことである。目は天を仰ぐことが出来るが、足はつねに地上を離れることが出来ないやうに、善と惡とがもつれあつてゐる。

支那に於ては孟子は性善説をとき荀子は性惡をといひ、佛敎でも見方によつて種々と岐れ小乗敎の如く無明の惑業を萬有は根本として出でたるものとして性惡説を稱ふるあり、又無常轉變は空無の實證なりとの考察から性空論を稱へ、丁度人の性は白布の如く汚點をそむるは惡、藥品を以て色よく染むるは善で後天的習慣によるものだとするのがあり一切衆生悉具佛性の純理論から性善論を立つるものがあり、我に十界互具するといふことより善惡具有を説く天臺の哲學の如きがあり孰れの説を見ても論理上或る妥當な點を認むることが出来る。が實際の人間の世界をみてゐると、とにかく善と惡とが並び存してゐる。従つて、みんな人間が性善なれば、「渡る世間に鬼はない」で、至純な愛をもつて接してゆけば、つねに平和安穩であるが、仲々油斷が出来ない物騒な世の中だから、「人を見れば泥棒と思へ」といふ訓へも生れてくるのである。それで人間の生き方に問題となるのは、力で行くか愛でゆくかといふこととなる。

愛でゆくかとする人達の教へからいふと、右の頬をうたれたら、おてがいたみはしませぬか、とうぞ左の頬もおうち下さいとさし出すところの無抵抗主義となる。力で行くかとなれば、愛もくそもあるものか、するく怠けてやつつけろで、「ナラズモノ」、「ゴロツキ」の風となつてくる。處が、愛の衣をきたいくじなしでも世渡りが出来ず、さりとて「ゴロツキ」では人が相手もしてくれまい。そこで表現から眺めると聖人君子は、愛の權化である。英雄豪傑は力の表徴であるが、英雄の心には、部下をいつくしむ算い愛があり、聖人の魂には、愛をうけつける力があつて道をおしひらいてゆくのである。



い、實に吳佩孚の軍勢が威嚇なくして逃けた爲に強さうに見えた丈である。だが何と云つても今の支那の舞臺に大見得を切つてゐるのはこの蔣介石である。

彼はまだ四十にもならぬ若さであるが、長く孫文の秘書をつとめ、今の肩書は國民革命軍總司令、國民黨中央執行委員、軍事部長と云ふすなはち廣東政府の實力はこの介石の中の手振られてゐるから、今の有様では北方がひそんで南方軍が恐しく元氣かいと見ればよい。

しかるにこゝに江西方面に東南五省聯盟の盟主孫傳芳と云ふ一方の旗頭がゐる、なか／＼機略家であるか蔣介石にしても安心はならない。

蔣が北伐の宣戦を布告したときにはこの孫傳芳の軍勢が勢揃が出来なかつた爲に、蔣は後方を心配なく北上することゝ出来たのであるが、若しあの時出陣が出来てゐたら、蔣は吳佩孚と孫傳芳の兩軍に腹背敵をうけるところであつた。大方孫傳芳がうかつかりしてゐたか、孫軍の「群兵大勢」の連中がまご／＼してゐて

即ち、愛を徹底させるために力が必要であり、力を眞實に透徹させるべく愛が必要となつてくる。繼母と實母との相違もこゝにその一原因がある。繼母の愛には力が足りない。力が多すぎると愛が足りなくなる。

徳川家康が三河での第一次の戦に負けて當に切腹しやうとしたとき寺の上人が喰ねて云はく、「貴公は何のために戦をされしや」家康答へて云ふ、「一尺一寸たりとも己が領土を損めんがためなり」と、すると和尚大喝云ふ、「まさに之れ豪賊なり、速かに切腹いたさるべし」家康たち／＼として云ふ、「然らば、戦は何のためになすを可とする？」和尚曰く、「たゞ天下を太平にするあるのみ」。

英雄豪傑も、その行爲がたゞの掠奪であつたならば假面を冠つた豪賊である。いかに戦争なりといつてもいたづらに人道正義に違反するものは、豪賊の暴虐と何等異なるところが無い。

愛は第一義のものである。力は第二義的のものである。之は平和時に於ても、愛のない力のみの世界は、この地上を荼毒するものである。力を以て力を制することは出来るかもしれないが、理想の光りをもつた人間の世界では、愛といふ美しい心があつてこそ圓滿調和の世界を具現することが出来るのである。之の愛は社会的には、連帯責任感として現はれてくる。

「もちつもたれつ」となる。はなれ／＼は八となる」といふ諺言の如く、お互が愛をもち共存共榮の觀念をもつてこそ初めて人間社會が成立するのである。然るに「もちつもたれつ」の世の中に、「もたれつ／＼」の不心得な人間が出来

花道の揚幕が上げられなかつた爲、蔣軍は舞臺の上手へずん／＼入つて了つたのであらう。

がしたこれで支那の政權は南方の手にうつつたと思へば早合點である。この先舞臺の光景は御見物方の御想像にまかせよう。

### オイケン教授逝く

オイケン・ベルグソンと今から十年ほど前、私の我思想界の人氣者であつたドイツの有名な哲學者であるルドルフ・オイケン教授は九月十五日朝イェーナで長逝した。

オイケン博士は十九世紀の自然科學研究の非常な影響をうけた自然主義哲學にあき足らざして、人間の世界觀、人生觀、が自然の法則によつて律せられるやうなことは、到底満足せられるものでないと云ふことに着眼して、人間の精神生活を研究した結果、彼の偉大な哲學を基いたのである。彼は又はゆる哲學者の範疇を破る非常な熱のある愛國家で、大戦當時歐洲の交戦國の學者たちを徹を飛ばして大いに祖國のため

てくるから、かういふ人間は、しばらく「別荘」に遠慮して貰はねばならぬ。

これが刑務所である。しかし乍ら、別荘にゐる人間はつねに、もたれつ／＼の不心得な人間かといふと、人間はつねに善心たり悪心たりあるかといふ最初の問題にかへつてくる。

蓋しこの善悪の行爲は、法律にそむくかそむかぬかによるのであつて、而して之は、主として、遺傳と境遇とによるのである。

何人と雖も、親を選択するの自由を有たぬ。貧乏に生れるか金持に生れるか、才能を以てうまれるか鈍才として生れるか、人間には、どうすることも出来ない／＼な先天的な運命がある。而してことにこの頃の如き、經濟組織や社會の狀態にあつては、この先天的な事態は、その人の未來を、力強く規定する。働いてもくへない貧乏の家の子と、遊んでゐても金が余る階級との間は、すばらしい先天的な差違がある。

而して、之れに更に、後天的なその境遇の事態が影響して、善惡の二葉をも決してゆく。しかし、人間社會は、必ずしも運命的ではない。否、生れ乍らに不幸なる故にそれが機縁となつて發奮したものもある。寔に、「運命は火にあり、之を拓くは人の力にあり」と云ふべきものである。けれど、犯罪するが如き人達は、多くは、その境遇の力に非常に、きめつけられる點がある。従て、劣等な遺傳をたどつてゐようと、その境遇の如何がその人の行爲を決する。釋尊は、或るとき弟子にこんなことを云つた。

「我は、已成の佛、汝はこれ當分の佛なり」と、おもしろい悟である。豐臣秀吉はなつた豪傑であり、我々はなるべき豪傑である。

に審議したこともあつた。彼が有名になつたのは一八七八年に「現代の基督教歴史及批判」を出版してからのこと、著書としては「意識と行爲に於ける精神生活の統一」「大思想家の人間観」「人生の意義と理想」などがある。

### 尾上松之助論

「目玉の松ちゃんが死んだ」と云ふことは大臣が死んだより以上に實社會で大問題である。若槻さんや床次さんの名は知らなくても「尾上松之助」の名は三歳の童子と雖知つてゐる。松ちゃんの映画が一度場末の小屋にかゝれば、人々は競ふて彼の目玉を見に行つた。

松之助と云はゞ中學生や女學生などは馬鹿にする。が考へて見るまでもなく、彼が舞劇のそれこそ馬の足から背負して、雪時日活にゐた牧野省三と合同して、映画界の人となつたその先見の明と云ふか、一種の見識は馬鹿にはならぬ。しかも彼の映画を見ればわかるやうに藝としてはモットモウまくはない、表情にして

彼はなつた泥棒であり、我はなるべき泥棒である。彼はなつた看守長であり、我はなるべき看守長である。なつたかならないか問題は、この間一袋のところにある。だれでも、欲しいと思ふ心はもつてゐる。「とつてはいけない」と、抑制するから羽はやらぬまでである。手を出さ出さないか、たゞちがひはこゝにあるのである。人を殺すか殺さぬか、同じやうにせつばつまれば身を守り、我を害せば怒るのである。未だ泥棒しないのは、その機縁にはないのであり、恵まれた境遇に居るからである。そこに善人と悪人の根本的差別はありぬ。

一切衆生には、佛性があると共に、地獄の種性をもつてゐる。佛界が顯はれるか地獄がぐるか。それは、法律で區分するように、犯罪人と常人とをたやすく區別することは出来ぬ。

かく觀じてくると、人間の文化が、歴史的に必然的に分化した道徳と法律と宗教との善惡の價值評價を判明にすることに於て、人間全体を取扱はねばならないこととなつてくる。蓋し、宗教の世界に於ては、善惡には差別はない。善惡不二の一如の體驗こそ悟道であり、この觀念の味得から、慈悲が生まれ同胞感が生じてくる。そこに裁くものもなければ裁かれるものもあり得ない。而てこの絶對の靈光に接し、善惡二元を包含したものでなければ、眞實の善惡はわからない。「我は善人なり」といふことは、神に對する冒瀆であり、末通らぬ善を、かつぐお目出たい人間である。又人間其自を冒瀆するところの考へである。吾々は、根本的な基調として、善惡を超へた四海兄弟同胞一如の體驗のうえに、愛と力との具備する態度を持してゆきたい。

「我は罪人である。裁くことの出来ない裁かれるべきものである。ひとつの善

も、扮装にしても、三日月浦郎吉をしやうが荒木又有衛門をしやうが、大石良雄をしやうが、いつも同じことである。作中の人物の性格を出すのでもなく、いつでも尾上松之助が出てる。それになぞあんなに宣傳されたか、彼の人氣はあの額が示す通り決して浮つたものではない、それは彼が非常に眞面目な、はゆる人格者で、その撮影する映画も、決して不良なる感化を及ぼすやうなものはない。かな正義の人、忠君愛國の精神、古くても何んでもカチ／＼の人物よりとらぬ。そしてそれに彼は感激し満足してゐたのである。彼の出るスクリーンには彼の至誠があらはれてゐた。

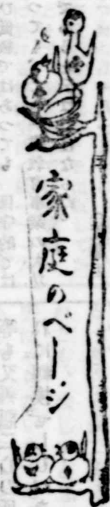
映画は所詮「教化的」のものでなければならぬ。して見れば彼は、たとひ低級ではあつても、保守的ではあつても、この映画教育事業の大功勞であると云はねばならぬ。

をなすために、十の惡をなさねばならぬ哀れな凡夫である」といふ敬虔な立場に立ちて、その同じき迷へる人の心に、伸ぶべき「愛」と「力」との光りをあたへることにつとめたい。

行刑は、「教化」でなく、自らなる大道を、手をにぎりあつて共存の實をあげることに存してゐることを忘却してはならない。「改善不能の犯人とは、親心に映じる不具者であり、精神的の缺陷を有する病人であるが、然し人に能不能があつて、一寸法師でも映画の人氣ものとなりうる。吾々は、つねに、その心のどん底に閃めく佛性の開顯すべき時機を、みわすれてはならないのであらう。いかなる「犯罪太郎」でも、どこにか佛性がひそみ込んでゐる。尅論すると、犯罪それ自身身のうえに、大きな神たりうる性の要素が、具せられてゐるのではあるまいか？もとより人間の愛と力には、一の大なる制限がある。併しそこにより大なる念願があつてこそ、この矛盾した人生態度を、淨化し調和してゆくのである。

「愛しようとして愛することが出来ない。憎みと怒りが増上してゆく。しかも、尙も愛をすることが出来ない。」この人の世にこそ、むしろ、懺悔につま

我が善心を有するならば、彼等も善心を有してゐる。我が惡心を有する凡夫であるならば、彼等も惡心をもつ凡夫である。乃至我が善惡一心を有するならば、彼等も又善惡二心の所有者である。たゞわれ／＼の道は、已造すべき處を未造のそれに轉換せしむべき機縁をつくるのが、行刑の尤も根本な基調であると思ふ。



# 家庭のページ

## 子の教育

西洋の話、或る婦人が大學者のダーウインに「私の子供は二歳を過ぎましたが何時頃から教育したらよろしいのでせうか」と聞くと、先生はこれに「あなたは、既に二年あまり遅らせましたね」と答へたそうである。

これは子供の教育は學校へ通入つてからと思ふのは大間違ひ、家庭教育、生れると始めなければならぬことを教へられたのである。

西洋はさうであらうが、支那や日本には古くから胎教といふことがある、腹の中に居

るうちから始める。

ところがマダそれでも充分でない、それは何か、遺憾するからである、両親の心掛けが悪い、單に病ばかりでない、不良の子不具の子即ち特殊教育を受けなければならぬ子供は皆両親自身の教育が足りないから子供に不足があらはれる、よい子をもうけるには先づ親自身から謹み、戒めなければならぬ。

## お料理に就てのことば

お料理は家庭劇、の上には缺いてはならない心掛けてあります、高いお金をかけて買

つた馳走よりも、主婦の工夫をこらして作った一品二品がどれ程おいしからう、樂しからう、又嬉しいもので人々は甘く食へば、近頃の學者が矢張り云ふカロリーがどうの、ヴァイタミンがどうのと騒がなくとも、肉にもなり、肥えもするのであります。その意味から、こゝには普通説法かも知れませぬが、このお料理の上の用語、迷語といふものを御紹介致します。

● 湯せん。熱湯に浮べて鍋の中て調理すること  
● 火どる。遠火で乾かすやうに焙ること  
● 焙ること。何にも入れずに野菜などを湯煮すること  
● あたり。味加減を試して見ること  
● 摺鉢ですること  
● 板すり。板上で庖丁を以てこ

ねること  
● ある。魚その他の肉類に鹽をふること  
● 火いれ。煮返すこと

● 水は身體に大切なもので飲用水の良否は健康に非常の影響がある、その良否の見分方は簡單である。  
● 無味、無臭、無色が良水。  
● 石鹼をアルコールに溶かしたのを入れて白く濁るのはカルシューム又はマグネシウムの含有水

● 濃い茶汁を入れて灰色又は黒色の濁りを生じるのは鐵分を含んだ不良水  
● 礫砂を少し投入して濁るのも不良水である。  
● 落す。魚鳥その他を料理する爲めに殺すこと  
● あがる。魚鳥その他の生き物が自然に死ぬること

おろす。魚類を骨と肉とに分けること  
● 湯だめ。熱湯中に入れて喰べるときを俟つこと  
● うつ。野菜をいろに刻むこと

● 色紙。四角に薄く切つたもの

## ▲ 花器と水 ▼

(イ) 銅製、鐵製、竹器とも水が腐敗し易い(ロ) 陶磁器が理想品(ハ) 夏期は花器の中へ焼いた瓦を入れておくこと(ニ) 水掛けに用ゆる水は河水か雨水、井戸水はその次ぎ。  
● (短冊色紙のシキシキから来ておる)

短冊。長方形のうすい切方二葉の目。四五分位の立方形にきること

あられ。賽の目の小さいもの  
● ちん。あられの極く小さいもの

● えびし。四筒形を横に一度斜めに一度交互に切る事  
● 鋸切。長いものを廻しながら斜めに切ること  
● 笹がき。庖丁で笹の葉型に薄く切り割ること  
● せん。長さ一寸内外、幅が一分五厘近く位に切ること  
● はり。縫針に似た形にきる  
● ばち。三味線のばちに似せてきること  
● ちがみ。扇子の地紙に似せて切ること

● きつかう。六角形に切る事  
● かつら。長さ三寸に四筒形を薄くだん／＼と續けて刺して行くこと  
● しらが。大根のかつらを細長く刻んだもの

● 輪ひき(あくびき) 砂糖のあくを去つて蜜としたもの  
● 煮きり酒粕分を取つて煮詰め

● 味淋

● みがき。皮を剥いた胡麻  
● 刺ごま。庖丁で刺つた胡麻  
● 切ごま。焙つて庖丁で切割つた胡麻  
● 煮出し。松魚節を削つて熱湯で煮出して濾したもの  
● 昆布田。昆布を二三時間水に浸して採つたもの

● ボンズ。蜜柑、橙、柿、レモン等の果物の汁の醋を指す  
● うめ醋。椎子のつけ汁から造る醋のこと  
● 大体この位でありませう。

## 採光法

採光の目的は、たい明るくするだけでなく衛生上大切なもので暗い室に居ると精神沈鬱、神經過敏、顔色蒼白、近視眼等の病氣に罹り易い。又直射日光は、室内の床、壁、空氣等の病原菌を繁殖させる。

- 一、日光の入りぬ家には窗が「日光の入りぬ家には窗が入る」と言ふ諺もある
- 一、天然採光上の注意
- 一、窓は特別の外、南向きがよい
- 一、日光は左から照す様に決して前から取らぬこと
- 一、窓の面積は床の五分の一以上窓の高さはなるべく、二倍がよい
- 一、窓硝子は透明で白い窓掛を用ひるがよい
- 一、壁色は、白又は黒を避け灰色又は帯青色が良い
- 一、人工採光上の注意
- 一、光線は日光に近い、光力の強い色彩及び照輝が平等でやわらかなものでなくてはならぬ
- 一、光線の震へぬものが良い
- 一、熱の發生しないもの。
- 一、爆發火災等の危険のないもの
- 一、空氣を汚染しないもの





欄 者 讀

移動行刑

創 荒 木 權 作

刑の執行は刑務所内にて行ふを本旨とするも甲の刑務所より乙の刑務所に移送する場合には汽車汽船内に於ても執行し得るに付所謂移動行刑を可とす。彼等は不自然なる拘禁不自由なる生活を爲すが爲、あらゆる外界の出来事には極めて敏感なるを以て夫れ相當の設備を要する當然なり、先づ船車の昇降口に「行刑中に付昇降に注意せられたし」の注意書を貼付し、船車内には引幕を以て民衆との區別を施し、車窓船窓には取外し簡便なる金網を張り、移動便所（石油罐に持手を附着せる物）を設け、移動難居拘禁制度を採用し戒護の充實を計るべく、以て恰も移動刑務所の如きものや設置すべし。而して名勝古跡都市通過の際はその地理歴史を資料とする教育教誨を施し知識の向上に盡しなば、行刑の本旨にも叶ひ行刑の効果亦大ならむか。大方諸賢の批判を俟つ。

海外通信

拜啓其後は御無沙汰仕候處益御健勝にて御消光被遊候事と遙察し奉り候小生御座により無事暮し居候間御安心被下度候葉書にて申上候通り氣候關係を考慮し英國を先きに目下視察中に有之候殊に船其他の事情を聞き候にも便宜を得候當地にては御承知のウオラー氏はベルンにて熟知と相成居候事とて大使館の手を煩さず直接刑務所をも見る手続き出来愉快にて候ホームオフィスには今日まで三回程ウオラー氏及同氏より紹介せられ候メデイカルコンミツションナーでメデイカルディレクターであるグリツプ氏及フォックスセクレタリー氏などを訪問し色々事情をも知るを得て愉快に候而して本日は「Prison Officers Magazine」(刑務官雜誌)の發行者に出會ひ其雜誌を今後送る

地方 便り

京城より

總督府 土居寛申

拜復益御壯健の由奉賀候承れば貴地尙殊暑嚴敷由何卒御用心相成度候當地は夏の間二ヶ月間降雨相續き天氣となれば早や秋の風遂に夏らしき暑さに出會ひ不申昨今は朝夕寒き位にて浴衣の上にドテラを引かけ居る有様に御座候從而寝冷腹下し流行致し小生も一週間程グズ／＼致し候國境方面は虎疫の侵入にて大騒ぎ中當地も豫防注射相初め申候然し金風襟を拂ひ松茸賣の聲門前に繁く郊外に出つれば初茸狩に賑ひ居る有様茲一月が朝起の最も氣持よき活動時機に有之候然るに新廳舎落成式とか朝鮮神宮競技會とか又は刑務所長會議とか年中行事とは言ひながら寸暇なき仕事に追はれ一向ノんびリしたる氣分になりかね居候尙又豫算は極度の窮迫に陥り難産／＼又難産此上解散でも喰へば誠に憐れなるものに有之候  
閑話休題先般長尾看守慰籍の件御願致置候處今般意外に過分の御高配に預り非常に恐縮致居候目下本人轉任先へ交付方手續中に付不日領收書相添へ正式御禮可申上候貴會基金に干する一般寄附金募集も目下時機思しき事情有之財政都合よろしき折を見計らひ治刑協會より何とか致度きものと存居候 云云

こと、殊に刑政と交換することに相談致し九月分より東京宛に送附すると申し居り候間何卒協會より御發送願上候雜誌はすでに十卷に及び居り候されど獨逸の雜誌の様にあらねど多少英國刑務界の事情は分かり候事かと愚考致居候御覽被下度候何しる當地に参り候ても地圖を頼りに一人で出掛け候爲めに一寸困り候も近頃(と申しても一週日位で)は先づ一人で出掛け要領を得候陪審視察の司法官も居られ候ても田舎と申しては失禮なれど場末にをられ候事故御目にかゝる事困難に候間何事も唯一人で頗る香氣に候……明日はプロットモリアを視に参る豫定致居り候日曜日にはワイト島へ出掛け候事に豫定し月曜日にはキャンプベルとパータフルストを視察する豫定致居候……  
八月五日  
泉一先生  
芥川生

# 表 彰

長 尾 滿

大正十五年二月十三日公務執行中×××ノ暴行ニ因リ重大ナル傷痍ヲ受ケタルモ之ニ屈セズ克ク身ヲ以テ鎮靜シタルハ職務ニ忠實ナルノ致ス所ニシテ刑務官ノ範トスルニ足ル仍テ本會々則第八條第一項第二號ニ基キ金貳百圓ヲ贈呈シ之ヲ表彰ス

大正十五年九月十日

刑務協會々長從四位勳三等法學博士泉二新熊因ニ氏は朝鮮大田刑務所看守長で在職の爲め職に堪へず依願退職をした

## 第十八回刑務官練習所 開所式

本年度も例年の通り九月十一日午前十一時開所式を舉行、先づ香川常務理事舉式の旨を告げ、次で

### 泉二練習所長は

第十八回刑務官練習所の開所式を行ふに際りまして御挨拶申

を許された人達でありますから、是等の學科の修業は當りなく出来ることであらうと信じて居りますが、それ／＼場方から御出での方も、風土氣候等が自ら異つて居りますから、先づごなまも身体を大切に、健康に注意をして、途中で疾病等の爲めに落伍することのないやうに御用心になることが先づ第一必要なことであると思ふのであります。さうして是等の學科に付きましてはそれ／＼専門の學者の御援助に依りまして申分のない講義を諸君に於て聴くことが出来ると思つて居りますから、出来るだけ十分の注意力と精勵を以て此の練習所入所の目的に關ふやうに御心掛けにならむことを希望するのであります。先刻も申しましたやうに單り學科の上の知識を養成するといふことのみが此の練習所の目的ではなくして、先づ其の品性を磨くといふことも重要な目的の一つである。其の點に付きましては別に修身とか倫理とかいふ風な學科はありませんけれども、此の品性の陶冶といふ點は學科の講義だけで出来ることではない、各自が自ら心掛けるといふことが必要であります。殊に所々方々から一緒に優秀な人達が集つて居ることでありますから、お互に練習生としての体面を汚すことのないやうに心掛けて、品性の陶冶といふことに付ては切磋琢磨するといふことが必要であらうと信じて居るのであります。

以上を以て諸君を迎へる挨拶の辭と致すのであります。と訓示し、終に香川理事から入所中の心得を示して正午式を閉ぢた。

來賓として、辻、岡部、池田、正木の各書記官並有馬、大野

上げます。先づ來賓各位には御多忙の折柄にも抱らず御列席下れたことを感謝いたす次第であります。

講習生諸君に一言いたしますが、刑務行政は人の生命身体の上から見て非常に重大な事務であります。而して現今の思想から申しますといふと從來とは違ひまして、行刑上に於ては教化改善といふ高尚なる目的が這入つて居るのであります。是れ亦單純に苦役を科するといふ考の下に成立つて居た行刑制度と違つて、其の職に従事する者に重大なる責任を増して居るといふことが言へるのであります。故に此の刑務の職に當りまする者は、先づ自ら其の品性をみがき、已れを慎み、教習者に對して範を示すことが必要であるし、又刑務上必要な諸種の科學に付ての知識を自ら先づ養成するといふことも極めて必要なこととあります。練習所の目的は則ち其處に存するのであります。既に十七回に亘つて卒業生を出しまして、單り内地ばかりでなく、朝鮮、臺灣、關東州に至るまでも練習所の卒業生が行渡り喜ばしいこととあります。今日又新に諸君を迎へるが十八回の練習を開始いたしますことは衷心から喜びとするとあります。今回内地練習生が四十名、朝鮮から十名、臺灣から二名の男練習生と、女監取締二名、女教師二名、合せて五十六名の諸君を迎へたわけであります。學科は隨分澤山あります。是れだけの學科を修得せらるゝには餘程困難なことであらうと思ひますが、併しながら諸君は皆餘力を盡して教材として入所

秋山、佐藤の四刑務所長が列席された。前號に朝鮮の入所生氏名を未定としたのは誤記、尙ほ全名譯中の海州吳聖煥を、金泉少年の看守部長金尾茂と訂正し終に宇都宮女教誨山口チカを追加します。

### 娼業科目並擔任講師は左の通り

- 刑事政策及歐米行刑制度 行刑局長法學博士 泉二新熊
- 行刑法(總則、收容、拘禁、戒護、司法省審判官) 辻 敬助
- 行刑法(作業、釋放、死亡) 同 上 正木 亮
- 行刑法(教育、接見、信) 同 上 岡部 常
- 行刑法(給養、賞罰、領置) 同 上 岡部 常
- 行刑法(衛生及醫療) 同 衛生官 水谷 川 信
- 刑法 總論 審 記 官 正木 亮
- 刑法 各論 大審院 檢事 松井 和義
- 刑事訴訟法(第一編及第二編三章迄) 書記官 池田 克
- 刑事訴訟法(下第三編迄) 控訴院 檢事 森山 武市郎
- 刑事訴訟法(第四編以下) 書 記 官 大原 昇
- 法學概論(私法概要) 地方裁判所判事 藤井 五一郎
- 法學概論(公法概要) 地方裁判所判事 垂水 克巳
- 犯罪心理學 文 學 士 石井 俊瑞
- 國民經濟學 法 學 博 士 小林 丑三郎
- 會計學 書 記 官 岡部 常
- 工場管理 專賣局技師製造課長 戸叶 五郎
- 能率管理 內務省社會局技師 古瀬 安俊





- 光州刑務所在勤ヲ命ス 同 宗本 盛愛(光州)
- 大邱刑務所在勤ヲ命ス 同 長澤 英雄(大邱)
- 蔚義州刑務所在勤ヲ命ス 同 中島 正數(大田)
- 公州刑務所清州支所在勤ヲ命ス 同 工藤 元勝(清州)
- 大田刑務所在勤ヲ命ス 同 松井 石太郎(大田)
- 補海州刑務所瑞興支所長 同 水町 忠三(瑞興)
- 補平壤刑務所金山浦支所長 同 西川 喜久男(金山浦)
- 大邱刑務所在勤ヲ命ス 同 關 勝(全州)
- 大田刑務所在勤ヲ命ス 同 本山 梓(大邱)
- 全州刑務所在勤ヲ命ス 同 久保 他一(大邱)
- 咸興刑務所在勤ヲ命ス 新井 庄吾(興)
- 釜山刑務所馬山支所在勤ヲ命ス 加藤 市藏(馬山)

- 釜山刑務所晉州支所在勤ヲ命ス 同 小林 彦太郎(晉州)
- 平壤刑務所在勤ヲ命ス 同 上 條 費(平壤)
- 大邱刑務所在勤ヲ命ス 同 成 昌 熙(海州)
- 蔚義州刑務所在勤ヲ命ス 同 張 志 憲(清津)
- 海州刑務所在勤ヲ命ス 同 張 志 憲(清津)
- 任朝鮮總督府看守長兼同通譯生 姜 天 錫(本浦)
- 朝鮮總督府看守長兼同通譯生 韓 昌 基(京城)
- 給四款條(死亡) 同 森 德 次郎(西大門)
- 朝鮮總督府典獄補 佐々木 鴻文(釜山)
- 朝鮮總督府教師 和田 教範(平壤)
- 同 滝水 最勝(大邱)
- 叙正七位 同 大澤 利之(晉州)
- 叙勳七等瑞寶章 朝鮮總督府典獄補

刑務令規

○行刑局長通牒

●定期刊行雜誌類ノ印刷ニ關スル件

(大正十五年八月十九日行甲第二二六四號)  
 本年四月行甲第五四八號通牒追書ニ依リ送付相成居候月刊雜誌類ニ付テハ其當時内容審査ノ都度別記所載ノ通り軟文學的傾向ノ記事有之行刑上甚ダ遺憾ニ存居候處其後各所トモ印刷物ノ引受ニ際シテハ篤ニ其内容審査ニ付刑務作業トシテノ適否並ニ收容者ニ對スル教化上周到ナル注意ヲ拂ヒ施行相成候結果現今ニアリテハ毫モ教化上不適當ト認ムヘキモノ無之其内容究メテ堅實ナル記事ヲ以テ滿載セラレ最早當局ニ於テ審査ノ要無之ト存セラレ候ニ付テハ當分月刊雜誌類ノ送本ハ一時差控相成候様致度

●刑務所ニ於テ使用シ得ル衛生材料中(ストツプウオツチ)ノ追加並ニ設備定數指定ニ關スル件依命通牒  
 (大正十五年九月二日行甲第一三二〇號)  
 從來「ストツプウオツチ」使用ノ場合ハ其都度認可ヲ要シ候處右ハ收容者ノ健康診査施行上殆ント不可缺ノ要具ト被認候ニ付テハ今般衛生材料取扱規則第二條ニ依リ刑務所ニ於テ使用シ得ル衛生材料中「ストツプ、ウオツチ」ヲ追加致候間將來ハ特ニ認可ヲ受クルコトヲ要セス貴所限リ取計差支無之候尙設備數ニ付テハ行甲第六八四號通牒中左記ノ如ク指定致候間御遵守相成度候

左記

診療器械、診察用具中「時計」ノ次ニ

品目	制式	數	定		備考
			稱	數	
ストツプウオツチ	同(醫師用)	個	收容人員五百人以上	同上	收容人員二千以上ナルトキハ二個
			同上	五百人以上	
			同上	百人未満	
			同上	百人未満	

● 土地建物調提出方ノ件

(大正十五年九月二日行甲第一三三三號)

標記ノ件別載ニ依リ支所出張所分共各別ニ調製ノ上提出相成度向將來異動ヲ生シタル場合ニハ左記ニ依リ報告相成度候  
 追テ全館舎ニ亘ル移轉改築(目下新改築中ニ該ルモノヲ含ム)  
 等ノ場合ニハ初年度ハ全建物配置ノ決定ト同時ニ豫定計畫ニ基  
 タ本調書(第四號ヲ除ク)次年度以降ハ毎年度初メ竣工及未竣工  
 工ニ分テ未竣工部分ニ付テハ施行年度別ニ着色區分セル配置圖  
 提出相成度候

一、土地建物及合房調ニ付テハ異動訂正シタル調書  
 二、土地建物配置圖中異動ヲ生シタル場合ニハ其ノ改定配置圖  
 若ハ異動箇所ノ圖面(但シ張紙等ニ依リ訂正シ得ヘキ場合ニ限  
 ル)

土地調	坪數		單價		價格	
	坪數	單價	坪數	單價	坪數	單價
廳舎敷地						
官舎敷地						
耕植地						
計						

備考

一、價格ハ稅務署ノ評定價格ニ依ルコト  
 二、墓地、山林等ハ名稱、坪數、價格ヲ附記スルコト

建物調	坪數		單價		價格	
	坪數	單價	坪數	單價	坪數	單價
事務所及附屬建物						
居房及附屬建物						
工場及附屬建物						
炊場及附屬建物						
官舎及附屬建物						
周圍塀						
橋内區劃塀						

備考  
 一、構造欄ニハ主要建物ニ付、木造、磚瓦造、鐵筋コンクリ  
 造等ノ區分ニ依リ記載シ全一欄中異種ノモノアルトキ  
 ハ其旨附記スルコト  
 二、周圍塀、區劃塀ニ付テハ構造欄ニ高サヲ併記スルコト  
 三、二階建ニ付テハ建坪ヲ顯著シ延坪ヲ左傍ニ朱書スルコト  
 四、敷設室、病舎設備ハ他テ居房欄ニ場上シ倉庫、物置等ハ

附屬建物トシテ各其ノ寄屬主要建物ニ合算場上ノコト

合房調	坪數		單價		價格	
	坪數	單價	坪數	單價	坪數	單價
獨居房						
第壹舍						
第貳舍						
計						
雜居舎						
第壹舍						
第貳舍						
計						
合計						
病舎						
雜居舎						
計						
屏禁室						
編譯房(防塵房)						

備考

一、屏禁室、編譯房ハ特種建物トシテ存スル場合ニ限リ調  
 書シ獨居舎等ヲ代用セルモノハ朱書再掲トシテ記入  
 スルコト  
 二、收容定員ハ六月一日行甲第八二八號收容定員調書  
 六ニヨリ記入ノコト

(四) 合房配置表  
 最近現在人員ヲ記入スルコト

(五) 所在市郡ノ地圖 (參謀本部作製圖若  
 刑務所、裁判所、府縣廳、停車場其ノ他主ナル諸官  
 衙ノ處在ヲ朱記シ左記里程表ヲ添付スルコト

諸衙里程表(刑務所ヨリ)	里	町
裁判所		
府縣廳		
停車場		
何々		

(六) 土地建物配置圖 (六百分ノ一若ハ三百分ノ一)

備考  
 一、建物ノ名稱ヲ記入スルコト



二、會所の名稱ハ會所圖ト一致セシムルコト  
 三、附屬辨紙地等隔紙シテ全紙ニ記入シ離キ場合ハ別ニ適宜適合トノ通路里程ヲ明ニシタル關係略圖  
 四、拘留舍附屬留置場等裁判所構内ニ設置シアルモノニ付テハ裁判所トノ隣接部分ヲ明ニシタル圖面ニ坪數ヲ附記シ留置場ノ場合ハ其旨附記スルコト

●免業日ニ關スル件

(大正十五年九月十一日行甲第一三七一號)

毎月二日ノ免業日ト定メタル日ニ於テ祝祭日其ノ他特ニ臨時就業ヲ免セラレタル日ト重複スル場合ハ更ニ他日ノ免業セシメラル(キ義ニ有之候間御了知相成度候)

●未決勾留中ノ者ニ對スル勞役場留置執行ニ關スル件

(大正十五年九月十四日行丙第一三一七號)

標記ノ件ニ付別紙甲號ノ通問合有之乙號ノ通問答致置候條條爲參考及御 付候也

(附紙) 甲 議

裁刑發第一、二九四號(大正十五年七月二十一日)

司法省行刑局長宛 滋賀刑務所長

未決勾留中ノ者ニ對スル勞役場留置執行ノ件

勾留狀ニ依リ拘束中ニ係ル刑事被告人ヲ勞役場ニ留置シ得ルヤ否ヤニ關シ左記兩説アリ長義相生候ニ付何分ノ御同示相仰キ度候

一 一種補説

已ニ懲役執行中ノ者ニ對シ勾留狀ヲ執行シ得ルヲ以テ見ルモ未決勾留ノ目的ヲ妨ケサル限リ勾留中ノ被告ヲ勞役場ニ留置スルコト能ハサル理由ナシ而シテ勞役場留置ハ勾留ノ執行ヲ停止スルモノニアラサルカ故ニ勾留ノ期間モ同時ニ進行スルモノトス

二 消極説

勞役場ハ刑務所ニアラス偶ニ監獄法第八條ノ規定ニ依リ刑務所ニ附設セラレムニ過キス故ニ勞役場留置ノ執行指揮アリタル場合ト雖モ勾留ノ取消ナキ限リ勾留狀ニ指定セル刑務所ヨリ勞役場ニ移ヘテ得ス若シ刑務所ニ附設セラル、間ハ便宜之ヲ其ノ勞役場ニ移シ留置スルコトヲ得ルトスルモ刑事訴訟法第五百五十六條ニ依リ未決勾留日數ヲ本利ニ通算スル場合ハ時ニ勞役場ニ留置シタル期間ヲモ更ニ本利ニ通算スル結果ヲ招徠スルニ至ルヘシ

乙 號 司法省行刑第一三一七號 (大正十五年九月十四日)

行刑局長宛 司法省行刑局長

滋賀刑務所長宛 司法省行刑局長

未決勾留中ノ者ニ對スル勞役場留置執行ニ關スル件

七月二十一日付裁刑發第一二九四號ヲ以テ御同合相成候條認ノ件ハ特檢設ヲ相當ト思考致候

—[藝文譯記]—

作 彌 阿 默 竹 河

浪 白 月 鳥 千 島

場 の 先 居 鳥 社 魂 招  
 = 概 梗 の 其 =

本篇は、この戯曲の梗概を述べることに主をいじめ、主観的な影がふかく織り込まれた點があり、臺詞も意味の通じるだけに省略しました。兼めお断り申してをきませす。

阿 迦 陀 生

神樂坂をおりた處に、一寸表が、は、相當高位な役人かなんぞが住んでゐるやうに見える小ぢんまりした家構に、望月輝といふ書家があつた。自らは舊幕時代には、直參の武士であつたが、いまは舊家だと百ひふらしてはゐるも、實を亂すと、維新直前は浮浪の士でなれずとも、強敵の大罪を犯して既に新罪に處せられるところであつたが、恰も御一新の際大敵に逢ひ、放免されたので、その盜みとつた金を資料に、金貨をやり人の血を吸ふて今ではとくに

かく樂な身の上となつてゐるのである。その界隈では、この望月の爲めに血を吐くやうな思ひに悩まされた彼を恨んでゐる人々も多くありはしたが、表面ではそれを云ひ出す人もなくとにかくその地では、巾をさかしてゐた。彼は自分の宣傳がきいて町人共と忽然としてゐられることをむしろ誇りがほかにさうしてそれを種に、人を欺いて高利な金をかしてはかけて、すこい微笑をたゞ、放蕩な生活をつづけてゐるのである。さうしてその女房といふのが、つい先

頃まで、白川在で「神天お照」となりの、その地では有名な執事者であつたのである。處が、お照が、その白川にゐたころそれにかかれて、とうとう全てをすて、惚れ込んだのが、松島千太であつた。千太は、そのお照をどうかして自分のものにせんもの、一方ならず心をくだいた。さうして身の危きをもわすれ、盗んで溜めた金は、みんなお照のために入れ上げてゐた。彼は、どうしても思ひ切れずだん、深かに運つて入つた。さうして、

大膽な犯罪をおかしては、お照ひさりの爲めに札付らをつたてたであつた。處が流石、お照の目は高かつた。いくら千太が、彼女の心を引くやうに心をくぐらしても、てんでうけ入れなかつた。窮乏になると、うまく千太をつき放すのであつた。いくらどうにかが、すかさずが、乃至、おどかして見やうがお照は頑として應じない。

千太はとうとうこの上は、もう力づくでゆくよりは外はないと思つた、しかるに、千太が最後の手段として、力づくに訴へたとき、さきごろから目をひからせてゐた探案方のために、とりまかれ、お照どころか、自分の生命が危くなつて来た。

千太は、死を断してそこをやつたのがれることが出来たが、もはや白川にをることも出来ず彷徨として諸國を逃げまはり流離の旅をつづけたのであつた。しかし彼は再び都がこひしくなりこの頃忍び込むやうに歸つて来た。處が依然、お照の居所がわかつたのである。思ふやうな商賣はなく、金は一文もない、その上男を台なしにされた憤みは新につつてくる、そこではいかなくれば、意志に従へさせようし、いかなくればせめて酒代でも無心して来てやうらと、千太は、そこで突然お照

をたづねたのである。

處が思ひはづれて、亭主の輝からうんと應ずるところか、おてるにやつた百圓を前に叩きつけての凄文句、あばすゝものゝ千太より役者一枚も二枚も上である。とうとう、千太は初めの意氣も鄙ひもどやうに、ぼろ／＼の體で素手でおめ／＼と歸つて来た。處がおちつかないのは、千太の胸でならぬ。かしてこの罪を、もう忽ち明日のめし代にも困却する。……其思ひ餘つた擧句が、翌月夫婦を仕返しに、ばらして遺恨をうちはらし、有金全部をかつ渡つて、しばらく上方へ逃げかかれ、時機をみ込んで旅役者の群にまぎれて入京しようといふのであつた。さうしてそのためには、側鳥の監獄で、熱の看病をしたことから、兄弟分の縁を結び、生死を共にしようと思ひ、いつぞやも福鳥屋へ共にし送り千圓を奪つた相棒で兄弟の、明石鳥藏の助けをかりよう。……この招魂社前、いま鳥藏の來るのをまつてゐるのはその魂體からであつた時を知らず十時の鐘はなつた。一旦約束したからは來るにちがひあるまいと心で信じ、待つみはづらひ、と、りやでのんだ酒はさめる。……心は

いら／＼と不安になるが又、おほかた見世をしまつてから來るのであらうと思ひかへし、松吹／＼にうら寒さを感じつゝ、忍び込む方法や、金をうらばつて立ち去りゆく、すごみのある心よりの場面に心にかへ乍ら招魂社の鳥居の前の石に腰かけ、人の氣配をうかひひつゝ、いまま／＼と鳥藏のくるのを切に待つてゐる。……

鳥藏がいそいでやつて来たのは、それからかなり時がたつてからであつた、千太は石を拂つてそれに腰かけさせ、心から兄貴に好意を示した、をりふし新内をどこか近くで流してゆくものがある。お相互にせきくる話の糸口を、もとめさざりつゝ話せばしづいたが、やがて鳥藏はヤ、形を改めて要件をたづねた、千太は、あたりに氣をくばりつゝ實はかく／＼と、心おきなくうち語り、訴へるやうに助けを哀願した。

處が、明石鳥藏は、意外にも、千太の豫想をうらぎつて、忽ちそれを嚴然と拒絶して終ふのであつた。

松島千太は、餘りのことに、一步をのり出し一聞かれねえとはそりや何んで、さつき鳥藏の見世であつたときも一寸は盜みはやめたといつたがかうし

てくだけてたのんだらよもやすてはしやしまいと、心ひそかたのんでゐたのである。それは全く心外であつた。しかし鳥藏は、すげなく、すつかり心を改めて盜みを思ひ止つたと言つてからうけ流した。

千太の心は、かきむしりたいやうにいら立つていつた、彼はやつきになつて、舊惡のあることを、叩きつけ、いくら改心したつて自分が手當になつたら、そのために軽く十年、重ければ一生出られない終身懲役になるんだといふことで諭すやうに脅しつけた。併し鳥藏は、もとよりそんなことは承知のことだと一向冷然としてゐる。小松の植つた草土手ではしきりに秋虫がなく、鳥藏の心は、だん／＼と湧へてゆく。沈黙して考へ込む千太の心には、言ひしれぬ充されぬ心の空虚さと、怒りに似たさびしさがかんからかつて、蠢亂してゆく。

鳥藏は、すがる日、千太と淺草でわかれると生れ故郷の明石へ歸つたのである、そこには老いた兩親と、預けてゐた獨り息子がゐた、處が久々

に兩親にあり、可愛い伴の顔をかた喜びも瞬間、その伴は思ひがけもなく生れもつかぬ敵になつてゐた。どうしてこんな不具者になつたのかとなさげないやうにぢらしいやうを親を責めたてるやうにせき込んでそのわけをとお訊す、下においてはおぶ丁を研ぎすまし、下においてはおぶ丁が其夜がふけてから猫が鼠をとるはづみに、ばた／＼と落ちたは伴の足の上、いろ／＼治療はしてみたが、何分足がきれいな深い疵で、とう／＼跛になつて終ひ歩くも自由にならない不具となつたのである。この話しをきいてさへ心に傷をもつた鳥藏にち／＼痛みをさすに加へて、その伴のきづをした目が四月の二十日で尙その上、奇しくも時間が十二時前といふのである。思ひ出せば四月二十日、時と同じき屋へ出足をもつてきり込んで、千太うらばつたその日である。

鳥藏は、もう氣も狂はんばかりに胸をさされた。のみならず、福鳥やをきつたは、わすれもせぬ左足、伴の足も同じやうに、わるくなつたは左足……親の因果は子に報ふ、昔

の人のくり言が、天罰できりと、人の心になり審いた。その瞬間、さしもの悪人鳥藏も、天の裁きがたまらなくおそろしくなつた。いままでも不幸の数々つゞき、老の白髮の親心を、いままに至るまで向くるしめ、可愛い伴にはいま又この罰、鳥藏はもはや生きてゐる心持もなくなつた。さうして、つぐ／＼とこの世の有様を考へると、盜みをして榮耀ならしをしてゐる人間もなく、五十の坂を乗り越したもので、生きたがらへることの出来ない、長も、みんな天の罰、惡事の報に外ならぬと今更のやうに心で感じたのであつた。善にすむ人になつて自償がある。どんな凄惨惡鬼にしても悪い心には必ず不安が伴ふ。惡事のしたい放題をやつてきた鳥藏の心も、一度雲がはれかゝると、ほんのこんなさ／＼やかなことにすたら、心がうごきおそろしさが嵐のやうにふきまいてくるのであつた。彼は菩提心を嚴然とおこした。さうして、いま懐中に残つてゐる四百圓を、しばらく懐にあづけおきこれから緊氣に働いて五百圓になつたら福鳥屋へ返却し、そのうえお上へ自首をして御

處刑うけてあと半生は眞人間となり  
すまじ、罪ほろばしに正義につかう  
と、勿々都にひき返し、小賈酒屋の  
見世を出していまは堅氣に商賈はげ  
んでゐるのであつた。

處がまだ闇にさまよふ千太の心には  
このしんみりとした鳥藏の心掛けは餘  
りに馬鹿げてゐることだつた。しかた  
なしに、黙り込んでいてはゐるが心  
のなかで嘲つてゐた。同僚を失ふ淋し  
さも加はつて……それはよく一所に  
酒をのんだ友がぶつりやめたときに  
感じるやうな淋しさを……  
千太は、鳥藏が、言ひ終つてはつと息  
をつぐと

「兄貴さては腫病風に誘はれて弱い  
心になつたのか？……」  
と、皮肉な笑を唇にたゞへて鳥藏の顔  
をのぞきこんだ。

「如何にも手前の言ふ通り、悪事  
の報ひを知つたから弱い心になつ  
たのだ」

大びらに、吐いた鳥藏のその弱い言葉  
はおそろしいまゝで彼のいちどだつて  
使つたことのないことであらう。そこ  
に又、彼の純心な柔順心が蘇つてゐる  
彼は續いて其後の福島やについて物語  
り後悔と決心と懺悔の念から自分の衷  
情を訴へるやうに語りゆくのであり、

福島屋といふのは、その附近では相  
當大きな酒屋であつた。處がやゝ家が  
傾いたとき、鳥藏と千太によつて千圓  
を奪はれ、主人はその時足をきられも  
はや、働くことも出来なくなり、らも  
まもなく遂に地面をうつてしまひ  
家をつたへて運搬し、しばらく行衛不  
明になつて終つてゐた。

處が、どうかして福島やへ奪つた千  
圓のうちせめてわけまへを取た五百圓  
だけを返却したいものと念願してゐた  
鳥藏は、それとなく諸々方々とその行  
衛をさがし廻つてゐたが、皆目、知る  
ことが出来なかつた。

處が計らずも、或る日、鳥藏の見世  
へみすばらしい風はしてゐるが、どこ  
となしに品格のいい、むかしを偲ぶら  
小娘が醬油二合をもつて来てくれと注  
文に來た。名をきいて、ぎくとう胸に響  
いたのは福島屋といふのである。

ひよつとしたらあの福島屋か……と  
鳥藏は心をうちふるはせ乍ら醬油をも  
つてたづねてゆくことに案にちがはずそ  
の人で、宮下町の裏長屋に、娘とふたり  
で胸なわびしい長髪をしてゐる。  
それとはなしに鳥藏は、手で両手を  
合せて謝し乍ら内の事情をきいて見る

とつき返すが、  
「一人でゆげずば幸だ。手前も今夜  
はやめにしろ」  
と、一段高く飛び越へて、千太の心を  
ぼんとうつ。

千太は、反動的にむつとした、がや  
つと、燃へる心を抑へ、  
「何に居たとき貝殻の、こはれで互  
に腕をきり血潮をのんで兄弟の妻を  
結んだ其時に、これからさきは生き  
死を、一緒にしやうと言つたのをよ  
もやそれを忘れやあしめえそれにと  
のみ聞かぬえはあんまり諍がねえじ  
やねえか」  
と情にかけて追ふてゆく、こゝぞとば  
かり正しき義に、燃える鳥藏は、還と  
した聲で、  
「いふ處があるから留めるのだ」  
「何んだと」

千太はそれにひつつかうつてきゝとなつ  
た。鳥藏は、冷静にかへつた。さうし  
て、さつと弟を哀れむやうな心持で、  
まことやうに云つた。

どういふ遺恨があるのかは委しいこ  
とは知らないけれども二人を殺した上  
有金を没つて逃げていつたつてすぐ  
お上の目串がつき三日とたぬうちに  
捕へられることはきまきつてゐる。

と、きしづめ百圓の金でどこに困つ  
てゐるといふので、せめて心の一かけ  
もおおびしやうと、直ちに百圓を分して  
與へ種々となぐさめて歸つて來たので  
あつたそのみちすが鳥藏は残り四  
百圓をすくもつてゆき直ちにこれを奉  
行に自首して出ようと思つたが、  
折もわるし明石から、彼が堅氣になつ  
たといふのを心から悦びはるゝと、親  
父が來つたらそのうえで……と、そ  
の日をまつてゐるところへ、その  
夜思ひがけなく千太が飄然おとづれ  
て來て、餘餘ないそのたのみをしたの  
であつた。

設方なく、内でもやかく云ふときに  
は親父や妹の手前もあり殊に隣りは壁  
一重で、事が洩れてはお相互の身の上  
にかゝはることになつてゐるので、招  
張社前でおちあふことに約束をすん  
だのであつた。

鳥藏は、自分の心を一切りあける  
と、頼みがいのない奴だと思ふであら  
うがどうかさういふ事情であるから一  
緒にゆくことは許してくれと詫びるや  
うに千太にたのしんだ。

處がそんなことでひつこむ千太では  
ない。千太の言ひ分はかうである。隨  
たとひ千圓のかねがはいつたとしても  
つかへる金けほんのわづか、  
「わづかな金で命を捨てるは、あんま  
り馬鹿げた事ぢやあねえか」  
と反省をうながすが、こゝろが足の洗  
所、堅氣になるならどこへ、までも已  
は世話をしてやる。わづかといふ言は  
んから、金をこしらへ福島屋へ返金し、  
一緒に自首して出ようぢやないか、と  
すゝめる。しかし、千太は相手にしな  
い。いくら自首をしたつて十年位は個  
人の監獄で、苦しい思ひをしたけりや  
ならぬが、それより逃げられるだけりや  
なつていつた方が、どれだけまししか知れ  
ないといふ鳥藏の馬鹿さをあざけり笑つて  
終ふ。處が、鳥藏は、淳々として、そ  
の考への姿見なることを話し昔ならい  
ざ知らず、自首すれば一等を減せられ  
更に改心の有無によつて五年の刑も三  
年二年で出てこれられる。その間に若  
もので不心得者があれば、罰へ誠め心  
を和げ萬に一人でも改心する人間があ  
つたらせめて罪ほろばしの一端ともな  
りお上の忠節となる旨を述べ更に、  
「悪事は個の鳥へ流し數年の罪を泡  
とすて晴天白日の身となつて、一生  
懸命に稼いだら、一度は罰を償つた  
天の、再びめぐみを受けるは必定」  
といひ、十圓とつても死罪のときなら

分お前も是迄は、情を知らねえ人だつ  
たが何でそんな氣になつたのか、凡夫  
盛んにして神樂りなしと、悪事をなし  
た其の報ひで、お前にそれだけ罰があ  
たりやア、已にも當らにやならねえ諒  
だ。誰れにも報ひがあることなら、金  
をとられた福島屋も生業柄にいかもの  
でも拵へうつた報ひだらう。内が潰れ  
て裏店へ貧乏ぐらしをしてゐるのも其  
の身を懲らす天の罰、其處へぬすんだ  
金返す。こんな馬鹿げたことばねえ、  
先づあの時から半年餘り、かうして樂  
に暮らしてゐるは、天の罰をあてて樂  
の體に罪がねえからだ。そんな氣の弱  
いことを言はずに今夜だけ一緒にいつ  
てくんねえよ」  
千太の理屈も、筋は通つてゐる。そ  
こに理屈でつゝ、こむ餘裕はない。餘裕  
はないが、鳥藏の心には、びつたりと  
こないといふよりも、客觀の理智にた  
つてゐる千太と、主觀の味得にいま生  
きやうとしてゐる鳥藏との間に、越  
ゆることの出来ない溝がある。はつ  
きりとその溝を知つたとき人間は、  
即ち無關係の對岸にたつ。  
鳥藏は捨てぜりふで、  
「いくら行つてくれるといつても已  
はぶつたりやめたから、此のたのみ  
はきかれぬえ」



いつそゆきげの歡實にと、つまらぬことを考へおこすこともあるが、このありがたい世の中に人を殺して命をすてるとは、あんまり開けないことである。親から貰つた大事な體を粗末にせずと心を入れかへ、已といつしよに堅氣になれと、理と情からおしよめてゆく。千太も、だん／＼と鳥藏の言葉に引きづられていつた。鳥藏の心が、いまはわからないでもなかつた。けれど、又自分の境遇と鳥藏の境遇をおし考へすゝめてゆくと、そこに、首ひしれぬ隔りがあつた。さう思と、温みをしらぬ千太は、より拗ねてゆくより外はなかつた。

「おらあ、親もなけりや、兄妹もない今更堅氣になつたとて、誰れも悦ぶ者はねえ、一生運をぬすみして、して三昧なことをしたら、斬られて死んでも本望だ」

さう云はれると鳥藏も、たつたひととぼつちの千太の心があはれになつた。がそこを慰めるやうに、  
「たとひこの世に居ねえとて、草葉の

か知れねえ、死んでしまへば空へかへり、跡形もねえものならば、朝廷初め華族方、先祖の祭りはなさりはしめえ。心を入れかへ盗をやめて、冥土の親を悦ばせよ」

ところがかうつづこまれると虚無的になつてゐる千太の心は、よりはつきり」ととび出してゐる。平素見わすれてゐる社會に對する呪詛が、忽ち全てを破つて、標頭してゐる。

「なに、悦ばせるに及ばねえ、親だといつてうぬが勝手に、已を替へたことだから慰もなけりやあ業理もねえ、勝手に苦勞をするがいよ。」

千太は自分の言葉に自分で興奮していつた。鳥藏は、いくらいつても應じないので、とう／＼すつかりじつたくなつた。終に、これほど云つてもわからない木偶の坊とは知らなんだ。今日限り口をきかないからどうでもお前の勝手にしろと咬向をきると千太も、捨鉢になつて、兄でもなければ弟でもないと忽ちその言葉をつきかへして終ふ鳥藏は尙もこれまで云つても言ふことがきかれないかと念をおすが、赤の他

人となれば誰れがいふことをきくものかと千太も口でまけてはゐない。

終に鳥藏が、これから自首して千太にも縛をかけるから単怯未練に逃げなといつたことから、千太は、二人殺すも三人殺すも取られる命はたつたひとつ、悪くともめたしやがると鳥藏汝の命はねえぞ。といふなり、片肌ぬいで體にかくした短刀を引きぬいて鳥藏の前につき出した。

鳥藏は、しかししつともせずそれを尻目にかけてせむら笑ひ尻をまくつて人をくつた調子で、

「これ、そりや素人といふ台詞。脅し文句は四角で已が教へてやつたのだ。鼠小僧は闇の夜に向ふがみへたといふことだが、同じ盗みをしてゐながら、あんまり向ふがみえねえねえだ。徳善信士の墓へまゐり、橋の水でものんでおけ、何だおどしに短刀ぬいてそれで手前は切る心か石神の角はかけやうと、已の頭はかけねえぞ、さア切れるなら切つて見ろ」

してをられぬ。いきなり立つた松島千太は「切らねえでどうするものだ」

と言葉をかけてきりつけた。きり込むつこのむ身をかはず、しばし大立まわりを演出し、つかみあひとなるが、鳥藏は、聽て千太を引き倒し、胸もとに短刀をつきつけ、

「命をすて、も改心せねえか」  
「誰が改心するものか、殺すといふなら早く殺せ」と千太は心憎げに身體をよりよせる、

「殺せといふなら殺してやらう」  
鳥藏は、かう云ひつゝも、しばし沈んでうち考へ、言葉を変えて酔々と、心を改めお上の人に褒められるような人間になれと、情をつくし、理をつくして千太に、反省を強いたのであつた。

眞心こめて、訴へるやうに説く鳥藏のその言葉は、さすが千太の心にも、透徹せずには、居られなかつた。  
千太の久遠の闇は、だん／＼とはれてゆく、ちくとさす胸のいたみは、薄がみをはぐやうに光をたゞへてゆく。

千太の顔はだん／＼と俯向いていつた。いまま一度だつて感じたことのない熱い涙が、やがて千太の眸に光つた。

「これ見貴、堪忍してくんねえ、お前の意見ですつぱりと、俺あ、けふから改心した」  
そう云つた彼の顔には幾帳かの涙がたはつてぼた／＼とおちるのであつた。

「すりや千太、改心してくれたか」  
「おゝこれがせずに居られるものか」

千太は兩手で涙を拂ひ兩手をついて、  
「五年の此方兄弟の縁を結んだ中だとして、已が殺なる人でなしを、愛想もつかさず幾度なく、眞身に及ばぬ意見、今日といふ今日、肝にこたへて已あすつぱりと、改心……した。嘘いつたのではない證據には」

「これ千太何とする」  
千太が、一氣なこゝろで、短刀を胸につきさそうとするのをおしとどめ、  
「手前の命が助けたいから、口を許くして意見もするのだ」  
ともぎとり、命を大事に堅氣になつて

見世でもだして探いだら、草葉のかけで親連もさぞや悦ぶことであらうと心をなぐさめほつと安心したやうに微笑した。千太も今晩望月方へきり込むことは思ひ止まり、親の命日にはお墓にでもまゐり水を手向けに廻向しようとして生れた初めの殊勝な心になり我れながら救はれたやうに心に感じ入つた。さうしていままで、鳥藏に、苦勞をかけたことを、くれ／＼もわびるのであつた。

そのとき、土手の後から紺木綿の布呂敷をわきにかゝへてとび出して来た男があつた。それは野州徳であつた。思ひがけなくも千太が、鳥藏のうちにたづねて来たので今迄鳥藏にかくし出ず路用に箆箭から着物を持ち出すそのときに底から出て来た一振の刀をこれ幸ひと盗み出してこの招魂社の樹の根にかくし夜明になつたら持出さうとひそんでゐるうちに二人が来て動くことが出来ず心算をしてゐるそのうちに

二人の話をぬすみぎ、すかり感銘して終ひ、こんなものをもち出して五日か十日のうちに又懲役一年の苦息をなめねばならぬからわるいことはやめよと、主人鳥藏の前に思はず出て来たのであつた。鳥藏はその改心をよろこび罪を許す。千太も自分のことが機嫌となつて徳が眞人間に立ち返つたことを心からうれしく思ふ。

そこで、早速福鳥屋へ返す金の算段をしてゐると、

『その二百圓は、進上申さう』と突然鳥居のかげから聲がした。おどろいてみんながふりむくと、羽織を着流し胸下駄をはいた立派な紳士がたつてゐる。それは望月輝であつた。麹町から歸るおりふと人聲がきこへるので、何事ならんと樹かげからきいてゐるうち心をつたれ、若し鳥藏が留なかつたらどんな災難うけたかも知れなかつた。底から鳥藏に感謝の意を示し、その恩義にむくゆるためにこの金をつかはさうといふのであつた。千太も今更のやうに輝のその意氣に感じ心から自分のやうとした所爲を恥ぢた。輝も昔

は同じ脱れぬ仲間だと告白し、改心を悦び更にお照に與へた百圓を千太に、さうして家賃だつた徳のもち出した短刀を二百圓で買はふと云ふ。徳も、わけを知らずにもち出したが、それは銘はないが正宗の名刀で、それほどの立派なものであるを知り返したことを悦んだ。

かくて一同は、この集りを天の恵み、神のさいはいだと感謝した。さうして思ひがけなく出来た金千圓をもつて鳥藏と千太は、いよいよ、福鳥屋へ返金すると共に、正しき處刑をうけるべく警察へ自首するの心の緒を決心したのであつた。そこで前後の場面は原作によると、

千太 直ちに兩人警察へ、罪の次第を自首なさば

輝 官においても特別の必ず経き御處刑あらん

徳 此の事情が新聞へ、出たらは賊のよい教へ

鳥藏 これといふのも外ならぬ望月さまの皆おかげ

輝 助力いたすはそれ以前、此身

も同じ白濁に  
千太 こゝにうちよる人々は  
徳 濱の眞砂の砂登りより  
鳥藏 沖を越したる強盜の  
千太 氣の荒波も引潮に  
輝 忽ち善に返る浪

そのとき鈴の入つた大囃子がなる。捕魂社の朝淨めである。つゞいて霧がなく、一切の不淨をはらふやうに、すまきつた秋の空は、だんぐんとあけ白んでゆく。

『東京じやのう』

一同感慨にうたれ、久遠の間から晴れたやうに、じつと空をみ仰いで心のなかくて眠る。



編輯後記

▲まづ本編の開きの御挨拶を申述べます。

▲と御挨拶はかんたんにして、さてわが『刑政』もおいと號を重ねたが、編輯方針にいろいろと意見があつて、存じながら、讀者諸君のお氣に召さぬところもあつたであらうが、今後は『刑政』本来の面目を失はぬ大本の下に、なるべくジャーナリストイタにやりたいたいと思つてをりますから、讀者諸君の方でも必ず讀んで、ずんずん投稿して下さい。少々商買じみしますが、本誌は「みなさまの刑政」と御承知置きを願ひたい。

▲そこで本誌は新装をこらすために本誌より表紙の装幀をかへました。お氣に入らねば、考案をお送り下さい。

▲また「讀者のページ」を新設いたしました。云ひたいことは何んでも書いて送つて下さい。

▲ことに各地方部であつた行事や動靜は細大洩らさずおしらせを下されば掲載して全國讀者にお知らせすることが出来るのです。

▲また従来は「叙任辭令」が内地のみに限られてをりましたが今度朝鮮臺灣からも御通報を願つてそれを載せることにしました。

▲諸君の御投稿については職務上の關係から自由にそれが出来なかつた事情がありますので、今度各刑務所長に御領解を願つて、本誌に對する投稿は出来るだけ自由にして貰ふことにしました。小菅刑務所では休憩所に告示して、本誌に對する投稿を奨励し一切自由に投稿してよろしいと大書してあります。各地方部でもかうありますと念願します。

▲懸賞文の募集は讀者の大歡迎をうけ、われもわれもと応募される様子です。當選者にはわざと薄謝を早としておきました。一等には三十圓二等二十四圓三等十四圓の謝金を呈します。奮つて応募して下さい。

▲切は本月二十日迄延期致しました(K生)

定	價	表	廣	告	料	注	文	規	定
一冊(稅共)	金 二 十 錢	六冊(稅共)	金 一 四 十 錢	五號活字半段	一行	●御送金は總て前金のこと	●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱に拂送のこと、但なるべく振替を利用せられたし	●御座は東京二五〇五九番刑務協同とする	●御注文の際は必ず送附先明記のことと從つて轉居の際には新舊住所を御届下されたし
二冊(稅共)	金 二 四 十 錢	十二冊(稅共)	金 二 四 十 錢	一 等	一 頁				
三冊(稅共)	金 三 十 錢			二 等	一 頁				
四冊(稅共)	金 三 十 錢			三 等	一 頁				
五冊(稅共)	金 三 十 錢			通	一 頁				

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可  
大正十五年九月 廿八日印 刷 納 行本  
大正十五年 十月 一日發 行本

發行所 東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地  
編輯人 香川 又 二郎  
印刷人 東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地 五島 林 太郎  
印刷所 東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地 刑務協同印刷部  
東京市麹町區西日比谷町一丁目 電話 銀座 二三四四、三二二五番  
發行所 刑務協同

【新聞】

今日新聞の要約... 政治、経済、社会の動向を詳しく解説しています。特に、最近の選挙結果や政府の政策について詳しく取り上げています。

地方自治の発展... 各地の自治体では、住民参加型の施策が展開されています。また、デジタル化による行政サービスの向上も進んでいます。

日付	項目	内容
11月1日	選挙結果	衆議院選挙の結果、与野党の議席配分は以下の通りです。
11月2日	経済動向	10月のGDP成長率は前年同月比でプラス成長を記録しました。
11月3日	社会問題	若者の就職難が深刻化していることが調査で明らかになりました。
11月4日	地方自治	多くの自治体でデジタル行政の導入が進んでいます。
11月5日	国際関係	主要国との貿易交渉が進展しているとの見込みです。
11月6日	環境問題	気候変動対策として、再生可能エネルギーの普及が促進されています。
11月7日	教育	デジタル教材の活用が全国の学校で広がっています。
11月8日	健康	高齢者の健康増進を目的とした新しいプログラムが発表されました。
11月9日	文化	伝統文化の継承と発展をテーマとしたシンポジウムが開催されました。
11月10日	交通	新幹線のダイヤ改正が実施され、沿線住民の利便性が向上しました。
11月11日	安全保障	国際情勢の緊張を受け、防衛力の強化が議論されています。
11月12日	科学技術	AI技術の応用範囲が拡大し、産業分野での活用が進んでいます。
11月13日	観光	観光客の回復が著しく、地方の観光産業が活性化しています。
11月14日	労働	労働市場の安定化に向けた政策が発表されました。
11月15日	外交	国際会議に参加し、多国間協力の重要性を強調しました。
11月16日	福祉	高齢者の生活支援を強化するための新たな施策が打ち出されました。
11月17日	環境	自然環境の保護と持続可能な開発のバランスが重視されています。
11月18日	教育	教育の質の向上と公平性を確保するための取り組みが続いています。
11月19日	健康	国民の健康意識が高まり、予防医療への関心が増えています。
11月20日	文化	伝統文化の魅力を発信するための新しい試みが進んでいます。
11月21日	交通	公共交通機関の利便性を高めるための改善策が発表されました。
11月22日	安全保障	安全保障の強化と国際平和の維持が重要な課題と認識されています。
11月23日	科学技術	先端技術の研究開発が加速し、産業競争力の向上が期待されています。
11月24日	観光	観光産業の持続可能な発展を目指した取り組みが各地で進んでいます。
11月25日	労働	労働者の権利保護と働き方改革の推進が引き続き進められています。
11月26日	外交	国際関係の安定化と多国間協力の促進が重要な課題とされています。
11月27日	福祉	高齢者の生活の質を向上させるための新たな施策が発表されました。
11月28日	環境	気候変動対策として、再生可能エネルギーの普及が促進されています。
11月29日	教育	デジタル教材の活用が全国の学校で広がっています。
11月30日	健康	高齢者の健康増進を目的とした新しいプログラムが発表されました。